

第六十八回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十七号

昭和四十七年六月十三日(火曜日) 午前十時三十五分開議

出席委員

- 委員長 田中 武夫君
理事 始関 伊平君
理事 林 義郎君
理事 山本 幸雄君
理事 岡本 富夫君
理事 伊東 正義君
理事 村田敬次郎君
理事 大原 亨君
理事 古寺 宏君

出席國務大臣

- 國務大臣(環境庁長官) 大石 武一君

出席政府委員

- 北海道開発政務次官 上田 稔君
防衛施設庁施設部長 薄田 浩君
経済企画政務次官 木部 佳昭君
経済企画庁総合開発局長 岡部 保君
環境庁自然保護局長 首尾木 一君
環境庁水質保全局長 岡安 誠君
外務省国際連合局長 影井 梅夫君
林野庁長官 福田 省一君
水産庁長官 太田 康二君
建設省都市局長 吉兼 三郎君

委員外の出席者

- 警察庁刑事局保安部保安課長 関沢 正夫君
防衛庁経理局施設課長 藤山 昭二君

- 厚生省薬務局参事官 豊田 勤治君
農林省農地局計画部長 櫻井 重平君
通商産業省重工業局航空機武器課長 山野 正登君

委員の異動

- 六月十三日 辞任 補欠選任
土井たか子君 大原 亨君
同日 辞任 補欠選任
大原 亨君 土井たか子君

六月九日

- 狩猟者団体法制定に関する請願(進藤一馬君紹介)(第四六七二号)
同月十日 狩猟者団体法制定に関する請願(進藤一馬君紹介)(第四七四二号)
同(登坂重次郎君紹介)(第四七四三三号)
同(橋本登美三郎君紹介)(第四九〇六号)
は本委員会に付託された。

六月十日

- 自然環境保全法案に関する陳情書(岐阜市江川町二七岐阜県森林組合連合会長嶋広蔵)(第三九三三号)
PCBによる汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議会議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

自然環境保全法案(内閣提出第一一四号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の自然環境保全法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大石環境庁長官。

自然環境保全法案

目次

- 第一章 総則(第一条-第十一条)
第二章 自然環境保全基本方針及び自然環境保全審議会(第十二条・第十三条)
第三章 原生自然環境保全地域
第一節 指定等(第十四条-第十六条)
第二節 保全(第十七条-第二十一条)
第四章 自然環境保全地域
第一節 指定等(第二十二条-第二十四条)
第二節 保全(第二十五条-第三十条)
第三節 雑則(第三十一条-第三十五条)
第五章 雑則(第三十六条-第四十四条)
第六章 都道府県自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全審議会(第四十五条-第五十一条)
第七章 罰則(第五十二条-第五十七条)
附則
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法(昭和三十三年法律

第六十一号)その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受することともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行なわれなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(基礎調査の実施)

第五条 国は、地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行なうよう努めるものとする。

(科学技術の振興)

第六条 国は、自然環境の保全のために講ずべき施策の策定及びその実施に必要な科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進、研究者の養成等必要な措置を講ずるものとする。

(知識の普及等)

第七条 国は、自然環境に関する知識の普及を図るとともに、自然環境の保全の思想を高めるよ

うに努めるものとする。

(地域開発施策等における配慮)

第八条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮するものとする。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、国の施策に準じ、当該地域の自然的社会的諸条件に応じ、自然環境を適正に保全するための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならぬ。

(国民の責務)

第十一条 国民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならぬ。

第二章 自然環境保全基本方針及び自然環境保全審議会

(自然環境保全基本方針)

第十二条 国は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号を掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自然環境の保全に関する基本構想
- 二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項
- 三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る自然環境の保全に関する施策の基準に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、前二号に掲げ

る地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成する場合には、あらかじめ、自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、自然環境保全基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

(自然環境保全審議会)

第十三条 環境庁に、自然環境保全審議会を置く。

第十四条 自然環境保全審議会(以下この条において「審議会」という。)は、この法律、自然公園法、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、自然環境の保全に関する重要事項について、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員四十五名以内で組織する。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 審議会の委員及び臨時委員は、自然環境の保全に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 第十四条第三項の規定は立入制限地区の指定及びその区域の拡張について、同条第四項及び第五項の規定は立入制限地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、それぞれ準用する。

3 何人も、立入制限地区に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十七条第一項ただし書の許可を受けた行為(第二十一条後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうために立ち入る場合

三 原生自然環境保全地域に関する保全事業を執行するために立ち入る場合

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうために立ち入る場合

五 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(報告)

第二十条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十七条第一項ただし書の許可を受けた者に対して、当該許可を受けた行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(国等に関する特例)

第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行なう行為については、第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、環境庁長官に協議しなければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十七条第三項の規定により届出を要する行為をしたときは、同項の規定による届出の例により、環境庁長官にその旨を通知しなければならない。

第四章 自然環境保全地域

第一節 指定等

(指定)

第二十二条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)(政令で定める地域にあつては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。)

二 すくれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)(政令で定める面積が政令で定める面積以上のもの)

三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの

六 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているものうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

2 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3 環境庁長官は、自然環境保全地域の指定をし

ようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長及び自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見をきかなければならない。

4 環境庁長官は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなればならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境庁長官に意見書を提出することができる。

6 環境庁長官は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 第十四条第四項及び第五項の規定は自然環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、第三項前段の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び前三項の規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)
第二十三条 自然環境保全地域に関する保全計画(自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ)は、環境庁長官が決定する。

7 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。
8 第四項から前項までに定めるものは、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 原生自然環境保全地域
第一節 指定等

(指定)
第十四条 環境庁長官は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域を除く。)のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2 環境庁長官は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。

3 環境庁長官は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域内の土地を、国が所有する場合にあつては当該土地を所管する行政機関の長の、地方公共団体が所有する場合にあつては当該地方公共団体の同意を得なければならない。

4 環境庁長官は、原生自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

5 原生自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

6 第二項、第四項及び前項の規定は原生自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項の規定は原生自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

第十五条 原生自然環境保全地域に関する保全計画(原生自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ)は、環境庁長官が関係都道府県知事及び自然環境保全審議会の意見をきいて決定する。

2 環境庁長官は、原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
3 前二項の規定は、原生自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について準用する。
(原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行)
第十六条 原生自然環境保全地域に関する保全事業(原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。以下同じ)は、国が執行する。
2 地方公共団体は、環境庁長官の承認を受けて、原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

第二節 保全
(行為の制限)
第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境庁長官が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行なう場合は、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採し、又は損傷すること。
七 木竹以外の植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。
八 木竹を植栽すること。
九 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
十 家畜を放牧すること。

十一 火入れ又はたき火をすること。
十二 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
十三 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
十四 前各号に掲げるものほか、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

2 前項ただし書の許可には、当該原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。
3 原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

4 原生自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該原生自然環境保全地域内において第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月間(その期間内に同項ただし書の許可を申請したときは、許可又は不許可の処分があるまでの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、
5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。
一 原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
二 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

(中止命令等)
第十八条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、

第二類第五号 公害対策並びに環境保全特別委員会議録第二十七号 昭和四十七年六月十三日

若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入制限地区)

第十九条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域における自然環境のために特に必要があると認めるときは、原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、立入制限地区を指定することができる。

2 自然環境保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)又は特に保全を図るべき海域(以下「海中特別地区」という。)の指定に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 第十五条第二項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、前条第三項前段の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更(前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)
第二十四条 自然環境保全地域に関する保全事業(自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行するものをいう。以下同じ。)は、国が執行する。

2 地方公共団体は、環境庁長官の承認を受けて、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

第二節 保全

(特別地区)

第二十五条 環境庁長官は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2 地方公共団体は、環境庁長官の承認を受けて、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

3 環境庁長官は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を農林大臣と協議して指定するものとする。自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第二十三条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときもある。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、第一号若しくは第三号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行なう当該許可に係るもの又は第二号に掲げる行為で前項の規定により環境庁長官が指定する方法により当該限度内において行なうものについては、この限りでない。

一 第十七条第一項第一号から第五号まで掲げる行為

二 木竹を伐採すること。

三 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において

当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

5 第十七条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

6 環境庁長官は、第四項各号に掲げる行為で総理府令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

7 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号若しくは第二号に掲げる行為に着手し、又は同項第三号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。

9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について環境庁長官に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

(野生動物植物保護地区)
第二十六条 環境庁長官は、特別地区内における

特定の野生動物植物の保護のために特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動物植物の種類ごとに、野生動物植物保護地区を指定することができる。

2 第十四条第四項及び第五項の規定は、野生動物植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動物植物保護地区内においては、当該野生動物植物保護地区に係る野生動物植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、又は採取してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為(第三十条において準用する第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうためにする場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうためにする場合

三 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうためにする場合

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうためにする場合

六 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官が特に必要があると認めて許可した場合

4 第十七条第二項の規定は、前項第六号の許可について準用する。
(海中特別地区)
第二十七条 環境庁長官は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、海中特別地区を指定することができる。
2 第十四条第四項及び第五項の規定は、海中特

別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

- 海中特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為又は第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為が漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものについては、この限りでない。
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 海底の形質を変更すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 海面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を、海中特別地区ごとに環境庁長官が農林大臣の同意を得て指定するものを採捕すること。
 - 六 物を保留すること。
- 第十七条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
- 環境庁長官は、第三項各号に掲げる行為が総理府令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 海中特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境庁長官にその旨を届け出なければならぬ。
- 海中特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中特別地区内において第三項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができぬ。
- 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について環境庁長官に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。
- 次の各号に掲げる行為については、第三項及

び第六項の規定は、適用しない。

- 一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
- 二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの
- 三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

(普通地区)

第二十八条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海中特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為が森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為が海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

- 一 その規模が総理府令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が総理府令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼせること。

環境庁長官は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要であると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができぬ。

環境庁長官は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

- 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
 - 一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
 - 二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
 - 三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの
 - 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの
 - 五 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
- 第二十九条 環境庁長官は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定による行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、

自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

(準用)

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第二十七条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者、第二十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第二十七条第一項ただし書又は第二十九条第三項第五号」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第二十七条第三項」とあるのは「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替へるものとする。

第三十一条 環境庁長官は自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、

環境庁長官以外の国の機関又は地方公共団体の長は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法律に実地調査に關する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は地方公共団体の長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を持帶し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)
第三十二条 第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第二十八条第二項の規定による環境庁長官の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に關するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第三十三条 国は、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の許可を得ることができないため、第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境庁長官にこれを請求しなければならない。

3 環境庁長官は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国は自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に關する保全計画の決定若しくは変更又は国が行なう自然環境保全地域に關する保全事業の執行に關し、地方公共団体は当該地方公共団体が行なう自然環境保全地域に關する保全事業の執行に關し、第三十一条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境庁長官」とあるのは、「主務大臣又は地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

(訴えの提起)
第三十四条 前条第三項(同条第五項)において準用する場合を含む。の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国又は地方公共団体を被告とする。

(配慮)
第三十五条 自然環境保全地域に關する規定の適用に当たつては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

第五章 雜則
第五十二条 (保全事業の執行に要する費用)
第三十六条 保全事業(原生自然環境保全地域に關する保全事業及び自然環境保全地域に關する保全事業をいう。以下同じ。)の執行に要する費用は、その保全事業を執行する者の負担とする。

(原因者負担)
第三十七条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受益者負担)
第三十八条 国又は地方公共団体は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)
第三十九条 前二条の規定による負担金の徴収方法は、政令で定める。

(負担金の強制徴収)
第四十条 第三十七条又は第三十八条の規定による負担金を納付しない者があるときは、環境庁長官又は当該地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、環境庁長官は総理府令で定めるところにより、当該地方公共団体の長は条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 環境庁長官又は地方公共団体の長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該負担金が国の収入となる場合にあつては国税の、地方公共団体の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

(国の補助)
第四十一条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保全事業を執行する都道府県に対して、その保全事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)
第四十二条 第三十六条から前条までの規定は、保全事業のうち他の法律にその執行に要する費用に關して別段の規定がある事業については、適用しない。

(権限の委任)
第四十三条 この法律に定める環境庁長官の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(協議)
第四十四条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、立入制限地区、特別地区、野生動物植物保護地区若しくは海中特別地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするとき、原生自然環境保全地域に關する保全計画若しくは自然環境保全地域に關する保全計画の決定若しくは変更をしようとするとき、又は第二十五条第六項若しくは第二十七条第五項の総理府令の制定若しくは改廢の立案しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 環境庁長官以外の国の機関は、保全事業を執行しようとするときは、環境庁長官に協議しなければならない。

第六章 都道府県自然環境保全地域及び都

道府県自然環境保全審議会

(都道府県自然環境保全地域の指定)

第四十五条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

2 自然公園法第二十一条に規定する自然公園の区域は、都道府県自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

(保全)

第四十六条 都道府県は、都道府県自然環境保全地域における自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、その区域内に特別地区(野生動物植物保護地区を含む)を指定し、かつ、特別地区(野生動物植物保護地区を含む)内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区(野生動物植物保護地区を含む)又は普通地区における行為に関する第四章第二節の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

2 第三十二条の規定は、前項に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

(実地調査)

第四十七条 都道府県は、条例で、都道府県自然環境保全地域に關し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十一条の規定の例によりその職員に他人の土地に立ち入り、同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第四十八条 都道府県は、第四十六条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為に

よつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(協議等)

第四十九条 都道府県は、都道府県自然環境保全地域の特別地区(野生動物植物保護地区を含む)の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、環境庁長官に協議しなければならない。

2 環境庁長官は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行なう行為に関する特別については、第三十条において準用する第二十一条の規定による。

(報告、助言又は勧告)

第五十条 環境庁長官は、都道府県に対し、都道府県自然環境保全地域に關し、必要な報告を求めることができる。

2 環境庁長官は、都道府県に対し、都道府県自然環境保全地域の行政又は技術に關し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(都道府県自然環境保全審議会)

第五十一条 都道府県に、都道府県自然環境保全審議会を置く。

2 都道府県自然環境保全審議会は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に應じ、当該都道府県における自然環境の保全に關する重要事項を調査審議する。

3 都道府県自然環境保全審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第七章 罰則

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 第十八条(第三十条)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する

一 第十七条第二項(第二十五条第五項、第二十六条第四項及び第二十七条第四項)において準用する場合を含む。の規定に附せられた条件に違反した者

二 第十九条第三項、第二十五条第四項、第二十六条第三項又は第二十七条第三項の規定に違反した者

第五十四条 第二十八条第二項の規定による処分違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十条又は第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十九条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十一条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 第四十六条第一項又は第四十七条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に應じ、それぞれ、第五十二条から前条までに定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(良好な都市環境を確保するために必要な自然環境の保全)

第二条 政府は、良好な都市環境を確保するために必要な自然環境の保全のための制度についてすみやかにその整備を図るものとする。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第三条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を次のように改正する。

本則(第二十条ノ五から第二十条ノ九までの規定を除く。中「中央鳥獣審議会」を「自然環境保全審議会」に、「都道府県鳥獣審議会」を「都道府県自然環境保全審議会」に改める。

第二十条ノ五から第二十条ノ九までを削り、第二十条ノ十を第二十条ノ五とし、第二十条ノ十一を第二十条ノ六とする。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第四条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項二号中「次に次のように加える。

ウ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第号)第三十二条第一項(同法第四十六条第二項)において準用する場合を含む。)

第四十五条第一項中「自然公園法」を「自然公園法・自然環境保全法」に改め、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定により自然環境保全法又はこれにに基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、自然環境保全地域又は都道府県自然環境保全地域内における自然環境を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5 前項の規定により自然環境保全地域における自然環境を保全するために定められた事項

は、自然環境保全法の規定の適用については、同法第二十五条第五項又は第二十七条第四項において準用する同法第十七条第二項の規定による許可に附せられた条件とみなす。

(土地収用法の一部改正)
第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第三条中第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第 号)による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業

(森林法の一部改正)
第六条 森林法の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項ただし書中「海岸保全区域」の下に「及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第 号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域」を加える。

(自然公園法の一部改正)
第七条 自然公園法の一部を次のように改正する。
目次中「第一節 自然公園審議会」を「第四十号」を「第一節 削除」に、「第四十号」を「第四十号の二」に改める。

第二号の二「すぐれた自然環境が現代及び次代における国民の健康で文化的な生活の享受のために欠くことができないものであることを認識し」を「自然環境保全法(昭和四十七年法律第 号)第二条に規定する自然環境の保全の基本理念のつとりに改める。
第三条中「当つては」の下に、「自然環境保全法第三条で定めるところによるほか」を加え、「自然公園の保護及び利用と」を削る。

第二章第一節を次のように改める。
第一節 削除
第四条から第九条まで 削除
第十条第一項中「審議会」を「自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)」に改める。

第三十六条第二項中「国」の下に「又は都道府県を加える。
第二章第六節中第四十条の次に次の一条を加える。
(原生自然環境保全地域との関係)
第四十条の二 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、国立公園又は国定公園の区域に含まれないものとする。
第四十八条の見出し中「国立公園又は国定公園」を「国立公園等」に改め、同条中「又は国定公園」を「若しくは国定公園又は自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域」に改める。
(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の一部改正)
第八条 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「中央鳥獣審議会」を「自然環境保全審議会」に改める。

(環境庁の設置法の一部改正)
第九条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第六号の次に次の一号を加える。
六の二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。
第四号の施行に関する事務を処理すること。
第四条第十五号中「第七号」を「第六号の二」に改める。
第五条第四項中「同条第七号」を「同条第六号の二」に、「自然公園審議会及び中央鳥獣審議会」を「自然環境保全審議会」に改める。
第十一条第一項の表中

| | |
|----------------------------|------------------------------|
| 自然公園審議会 | 国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制 | |

中央鳥獣審議会
に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。

自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。

に改める。

理由

自然環境が人間の健康で文化的な生活に不可欠のものであることにかんがみ、基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、地域の実情に即した自然環境の保全のための措置を講じて、自然環境の適正な保全を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大石国務大臣 これから提案の理由を御説明申し上げますが、その前に一言お礼のことは申し上げたいと思っております。
この法案がこのようなおそい時期になって出てまいりました。それにはいろいろないきさつがございましたが、それをいろいろと御了解を賜わりました。いまからわざわざ審議を賜りますことは、まことに感謝にたえないところでございます。しかも、きょうは公明党の大会もございまして、それにもかかわらず、このような異例な審議をしていただきましたことは、まことにありがたいことと申上げます。この委員会の御親切に心から感謝申上げます。

たいいま議題となりました自然環境保全法案に

ついて、その提案の理由を御説明申し上げます。わが国は、戦後すでに四分の一世紀を経過し、今日世界に類を見ない経済成長を遂げ、国民の物質的、経済的水準も飛躍的に向上したことは周知のとおりであります。しかしながら、その間ややもすると経済的利益が優先し、自然がもともと持っていた復元力あるいは浄化力を越えた無秩序な開発行為により、わが国の良好な自然環境が随所で破壊されるなど、人間環境の悪化が急速に進行しております。
人間が人間らしい健康で文化的な生活を享受するためには、単に経済的な豊かさのみならず、すぐれた自然環境を確保し、これとの交流をはかっていくことが不可欠であることは申すまでもありません。日本独自の繊細ですぐれた文化は、四季おりおり移り変わる自然との交流によってつちかわれてきたのでありまして、このようなことを考えあわせませうとき、今日急速に進行している自然環境の破壊をこのまま放置することはもはや許されるものではなく、これを阻止し、自然環境の保全をはかってまいりますことは、現下の緊急かつ重大な国民課題であります。
現在、自然保護関連の法律といましては、自然公園法、首都圏近郊緑地保全法がありますが、前者は傑出した自然の風景地をその保護対象とし、また後者は首都圏の近郊整備地帯における近郊緑地の保全をその保護対象としている等その対象が限定されており、急速かつ全国的に進行しつつある自然環境の破壊を未然に防止する制度としては不十分であるといわざるを得ないのが現状であります。これらの事態に対処し、自然環境の適正な保全を総合的に推進するためには、新たな法制を整備する必要があると強く感じております。このような観点に立って、今回、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進するための自然環境保全法案を提案いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行なわれるべきものであるとの自然環境の保全の基本理念を定めるほか、国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにいたしております。さらに、これらもあわせて、国は、自然環境の保全をはかるための基本方針を定め、総合的な自然環境の保全行政を推進することとしたしております。

第二に、環境庁長官は、人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している土地のうち、一定の地域を原生自然環境保全地域として指定いたしますとともに、この地域における建築物その他の工作物の設置をはじめとして、落枝、落葉を採取する行為に至るまで、自然環境を破壊するおそれのある行為を広く取り上げ、これらの行為を原則として禁止し、人為が加えられることにより原生の自然環境が破壊されることのないようきびしく規制するとともに、特に必要のある地域については、その地域への立ち入りについても制限を加えることとしたしております。

第三に、環境庁長官は、高山性植生または亜高山性植生や、すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域など、良好な自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定するとともに、この地域の自然環境を保全するための規制または施策に関する保全計画を策定し、この保全計画に基づいて、自然環境保全地域内に、特別地区または海中特別地区を設け、これらの地区内で行なわれる建築物その他の工作物の設置や土地の形質の変更等一定の行為については、環境庁長官の許可を受けなければならないものとしたしております。さらに特別地区内における特定の野生動物植物の保護のために必要があると認められるときは、

野生動物植物保護地区を指定し、その地区内における野生動物植物の捕獲または採取について制限を加えることとしております。

第四に、都道府県は、国が指定した自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができるようにするとともに、この地区内においては、国の特別地区、野生動物植物保護地区の規制の範囲内で、当該地域の自然環境を保全するために必要な規制を加えることができるとし、現在多数の道県において制定済みの自然保護条例の法的根拠を明確にすることにより、国及び都道府県が相協力して自然環境の保全を総合的にはかることができるよう措置いたしました次第であります。

このほか、政府がすみやかに良好な都市環境を確保するために必要な自然環境の保全の制度を整備すべき旨の規定を設けるとともに、自然環境保全審議会の設置等について、規定いたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 以上で提案の理由の説明は終わりました。

○田中委員長 質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 今回、この自然環境保全法が出されました。本来ならば審議はきょう一日よりないものであります。実質的にはきょう一日であります。その一日という限られた時間に、このような環境基本法とも思われる、また憲章とも思われるような重要な法律を出してきたという態度は、ほめられた態度ではございません。もっと国民のためにはつきり審議して、その完べきを期待するという態度こそ、国民の前にも、佐藤内閣の中でも人気のある大石長官の姿勢でなければならぬはずな

んです。最後になってからこれを出してきた、その時間も限られている、これではほんとうに残念であります。ですから、この間に、どういふような内容であるのか、その内容を十分突き詰めてこれに対する態度を決定したい、こう思います。そのつもりで長官も御答弁願いたいと思います。まず私は、総体的にこの環境保全のあり方を見て、あとで法律案のほうに具体的に記入していきたい、こう思います。この点をあらかじめ御了承を願います。

まず長官は、先般は国連の人間環境会議に出席して、日本の立場を明らかにしてまいりましたが、その労苦につきましては、私は深甚の謝意を表したいと思っております。そして、その国連の人間環境会議のおそらくは第二委員会だと思っておりますが、捕鯨に関する十年間の捕獲禁止ないしは凍結するという、こういうふうな件が可決されたようでありまして、そういうふうに見ます場合には、勧告がそのまま今後法的な規制力になるかならないかはわかりませんが、これはもう背を向けることはできないという事実は当然発生するのじゃないかと思っております。同時に、中国でもまた、原子力によるところの破壊こそ最大の地球の環境破壊につながるものであり、戦争こそはこれに当たるものだ、こういうふうな訴えがなされたようでありまして、そして日本でも、長官がこれに出席しているの概念なさいましたけれども、この中で環境の概念というものは、世界的に大きい一つの概念を構成してしまつたのじゃないか、こういうふうな私にも考えるわけでありまして、日本としても、環境保全法もこの意味で国土全体を対象にして出されたものであるのか、それともそのうちの一部の法律として出されたものであるのか、大きい世界的流れの中で、いま出された法律案の置かれてある立場というものは、まず大事だと思っております。先に長官に、この法律案を出された立場と、これを貫く一つの姿勢をはつきり伺いたいと思っております。

○大石國務大臣 先ほどの提案理由の中でも申し上げましたように、いま日本の豊かな自然環境が、無秩序な経済開発によって各地で破壊されている現状であります。当然このすばらしい自然環境、これはわれわれが健康で豊かに生存するために必要不可欠なものでございますが、それは祖先がわれわれに残してくれた、しかもわれわれは、われわれの現在の生活にこれを十分に活用しながら、われわれの何十代の子孫にもこれを残してまいり、義務がございます。そのような意味で、われわれは、現在このような破壊から何ともしてもこの日本の豊かな自然環境をできるだけ守ってまいりたい。私は、日本全土にわたって、そのような守り方をいたしたいと根本的には考えております。ただ、それにはいろいろな準備も必要でございます。いろいろの手続も必要でございます。われわれは、この日本の豊かな自然をみんな守ろうという基本的な考え方をここに取り入れまして、具体的には一步一步その方向に向かって進めてまいりながらでございますが、とりあえずいまの段階では、まず大至急、いろいろな破壊から守るだけ日本の豊かな、しかも貴重な自然を守るという中心を置きまして、この法律の内容をつくつたわけでございます。

そういうわけで、必ずしも現在のこの法律案によりましては、すべての地域に対しましてわれわれが発言があるいは権限を持つものではございません。また、日本の自然環境の中のごく一部にしかすぎませんけれども、全体的には、これを守ろうという新しい心がまえをつくるという意味においては、非常に意義あるものと考えておる次第でございます。

○島本委員 豊かな自然を守ろうとする意気込みと姿勢、それは了解いたします。それは私は尊敬いたします。ただそのためには、保護行政の一元化、これはやはり一本化のもとに強力にこれを実施させるような方向を当然とすべきです。初めに、出された環境庁のいわゆる要綱案というものと、現在法律として出されたこの法案というものを、これを貫いて見ます場合には、言うべくして行なわ

れないというような要素がないか、私はそれを危惧します。

まず第一番に、開発に対する規制が初めの意気込みに比べて後退しておるのじゃないか。原案では、要綱では、守るべき自然ということで豊かな自然を守ろうとする意気込みがはつきりあらわれていて、四地区に分け、九段階に分けて開発をきびしく規制しようとする、こういうような意気込みがあらわれています。

〔委員長退席、始開委員長代理着席〕

しかしながら、出てきたものは規制をゆるやかにして、そして規制地域の区分もだいぶ減っておるようです。緑地環境保全地域、こういうようなものに對しても、これは姿を消したようであります。これは保護行政の一元化というのから、この法律全体を通じて二元化し、三元化し後退したものであって、豊かな自然を守ろうとするのはことばであって、意気込みであって、とうていこの法律によつては期すべくして得られないのじゃないかというのを感じられますが、長官として、これによつてはつきり自信を持ってやっていますか。

○大石國務大臣 われわれが初めに理想としてやりたいと思つていた事柄、考え方からしますと、はるかにこれは後退しています。おっしゃるとおりでございます。行政も必ずしも総合的に一元化されておりません。しかし、できる限りその方向に持っていくという努力だけはいたしてまいりました。その点はひとつ御認識をお願いしたいと思います。

○島本委員 したがって、その立場は理解するけれども、そういうような立場で豊かな自然を守ろうとする意気込み、これを貫くのは保護行政の一元化でなければならぬし、そういうような一本の鋭い姿勢で出たはずであります。今度二元化し、三元化される、こういうふうな状態で守れるかどうか。守るための努力はわかりますが、これから具体的に指摘してまいらなければなりません。これはなかなか容易でない。前の原案、なぜ

これを通せなかったのか。どうしても通せなくてこういうふうな法律案を出したのか。要綱のほうははるかにりっぱじゃありませんか。りっぱなこの要綱が原案としてありながら、骨抜きになつたような現法案が出てくる。この辺に情勢のきびしさに対処できるかどうか危惧するところがあるというのです。やれるというならば、今後やばりやつてもらわなければなりませんし、われわれも態度をその時点からきめなければならぬのであります。十分これによつて、豊かな自然を守ることに對して一片のおそれもございませんか。

○大石國務大臣 この法律案は、環境庁ができてから間もなく、このようなものの方を中心として取り組んでまいりました法律案でございます。その考へで自然保護局を中心として、十分に環境庁の考へというものを盛り込みまして努力いたしました。その法律案がわざわざ今日でなければ提案できないという事情は、十分に御認識願いたいと思つております。われわれは全力をあげて努力してまいりました。しかし、会期延長という今日においてようやく提案できたというのは、いかに日本の行政の中で、いろいろな機構その他のむずかしい問題があるかというのをひとつ御想像願いたいと思つております。

○島本委員 その熱意はわからぬわけではありませんが、心配があるので。じゃ、事務的に聞きますが、これは自然保護のための実行法ですか、憲章ですか。これでかけがえない地球を守るための、もう差しつかえない法律案だと理解できますか。

○首尾木政府委員 この法律の第一章及び第二章の部分につきましては、これは自然環境保全に関するいはば基本法的な部分でございます。この部分につきましては、この法律のみならず、自然公園法あるいは現在の首都圏、近畿圏等の緑地保全に関する法律等も包括をいたしまして、その全体の及ぶ基本法的な部分をなしておるわけでございます。

〔始開委員長代理退席、委員長着席〕

第三章以下のところが、たとえば自然公園あるいは先ほど申し上げましたような他の法律以外の部分につきましては実質的に措置をいたしまして、この法律によりまして実体的な自然環境の保全についての各種の施策を行なうという規定になっておるわけでございます。繰り返して申し上げますが、本法は基本法であると同時に、一部、半分は実施法的な性格を持つておる、こういうようなものでございます。

○島本委員 長官、やはりこれは基本的な、憲章的な性格が半分、そして、これはかけがえない地球を守るといういわゆる自然保護のための実行法が半分、こういうような組織になっている。したがって、これはほんとうに一本に徹して、これは実行法ならば実行法のように一元化して強力でやる姿勢がほしいかと思つております。あるいは宣言に倒れ、あるいは実行法の中に埋もれて、結局はあとからほぞをかむようなことがあつちやならぬと思つております。

現実のいろいろな実態、これからあげますけれども、法案に入る前に一つ一つの態度を聞きましても、それにしてもこれは自然保護のための実行法であり、憲章の基本法でもあるというところ、や

りかけがえない地球を守るといふようなこの基本観念の上に立つてこれは完全にやるためには、もう少し強い姿勢を打ち出してしかるべきだと思います。私はこういうふうに思つております。しかし、隠忍自重した結果ようやく出せたのだという現在の政府の姿勢の中の苦しさ、これはわからないわけではあります。しかし最後に成つてこつたようなものを出したのじゃありませんか。この点は、やはり要綱程度のりっぱなやつが出せなかつたというのを私は残念ながらほんとうにあなたのために惜しむのです。しかしそんなことを言つてもしょうがありません。

○大石國務大臣 この法案が現在に至るまでの段階におきましては、足を引っぱるといふわけではあります。やはりいろいろな各省間の考え方、おっしゃるとおりでございます。しかし、この法案がまとまりまして提案されてから、一切各省の間にもそのようにならぬ張り争ひはございません。これに對して、全面的に協力をいたしたいとおつたわけは確信いたしております。

○島本委員 じゃ、一、二具体的にただしてまいりたいと思つております。

御存じのように、長官も出席しましたが、総理も出席しましたが、札幌の冬季オリンピック大会、これは偉大なる成功裏に終わりました。しかし終

けは完全にさせなければならぬというたてまえで恵庭岳の復旧計画、これに対してはつきり条件をつけたはずであります。この復旧計画はどうかになってまいりましょうか。もう実施されてございますか。

○大石國務大臣 わずか三日か四日の滑降レースのために、あの貴重な恵庭岳の自然を破壊したというところは、私は残念に思います。たとえどのような、オリンピックであろうと、大義名分とかにしろの御旗がありましても、あの自然を破壊したということは私は非常に残念に思います。しかしそう言っても、それは残念に思いません。それは当時のいろいろな自然保護関係の人が懸命の努力をして、あのような復旧計画を約束して認めたといいるところに私はその努力のあとを感じるわけでございます。御承知のように、あの競技が終りました翌日からすでに設備が取り払われております。そして寒さも去りました雪もなくなりました。現在においては、それそれならば復旧工事が始まっておりますと私は信じておりますが、なお具体的なことにつきましては、政府委員から御答弁させていただきます。

○首尾木政府委員 滑降コースの復元工事につきましては、オリンピック組織委員会ではほぼ検討を終りまして、近くその実施設計が提出されると聞いております。これにつきましては、北海道知事が環境庁及び林野庁に適宜照会の上、組織委員会に對しまして最終的に指示をすることとなっております。現在考えられているものといいたしましては、資材運搬につきましては、七月中に集中的に実施する。ロープウェイにつきましては、可及的すみやかに撤去して、治山工事、植林及び緑化工事を強力に推進することとしております。またこれらの経費につきましては、現在一億六千八百万円が確保されておりますが、本年中にオリンピック組織委員会が清算法人となると聞いておりますので、今後これに変わる復元のための組織をオリンピック組織委員会がつくり、その責任を明確にし、復元に万全がはかれるよう措置す

ることを約束をいたしておるわけでございます。○島本委員 この法律ができてよとできまいと、これはやらなければならぬ自然保護の一つの命題であります。そうすると、これを実施する実施主体は環境庁ですか、林野庁ですか、北海道庁ですか、オリンピック組織委員会ですか。

○首尾木政府委員 オリンピック組織委員会でございますが、これが先ほども申しましたように、清算をされるということになりますので、その問題につきましては、オリンピック組織委員会がこれを責任をもって引き継ぎ団体をつくり、そこで責任をもつてやっていただく、かように考えております。○島本委員 実際の面で、林野庁が山の緑を保全するために請負をさせてやっておるところに不正事実がいまあらわれておるので、木曾の山の中で、これを再び恵庭のオリンピックの場所、オリンピック組織委員会が清算団体になり、それから請負をさせたものにやらせる、こういうような態度で、どうですか、ほんとうに緑の保全を強い姿勢で、自然環境保全法をやると言いながらも、そういうような姿勢がちょいちょいあらわれる。これで完全にできますか。自信がありますか。そうすると、請負にやらせるものと同じ結果ですね。この主体は、これはどうなんでしょうか、北海道庁なんです。林野庁なんです。環境庁なんです。○大石國務大臣 これはオリンピック組織委員会が主体でございます。そこで責任を負っております。ただ、そのオリンピック組織委員会が責任を持つておりますが、それが形が変わったものになるというところでございます。林野庁は、その実施をするところでございます。林野庁が責任をもって実際の仕事はする。しかし、責任の所在はオリンピック組織委員会にある、こういうことでございます。○島本委員 わかりました。林野庁、これは何年で旧に戻る計画でこれを進めておられますか。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

森林の計画につきましては、先生御承知と思えますけれども、森林資源に関する基本計画、これを閣議決定いたしました。五十年の長期計画でございます。それから、それを受けて、森林資源に関する基本計画のもとに全国森林計画というものがございます。これはまた十五年の計画を五年ごとにつけておられます。それを受けて、国営の場合はまた地域施設計画をつくりまして、これは十年計画を五年ごとにつくるといふぐあいにすべて計画的にやっておるわけでございます。実際に伐採なり造林なりその他事業を実施しました結果は、必ずそのあとを調査いたしまして、その適否を判断して、新たにまた計画をつくるというふうな手順でもってこれを行なっているわけでございます。そして、それぞれの現地において、営林署長が単独でやるというところは、これは認めておらぬわけでございます。いまの点の御指摘につきまして、あと地を十分に審査いたしまして、適正に、早く森林に戻すという計画をつくるようにいたしたい。またそのように指導いたしてまいりたい。このように考えております。

○島本委員 これは、やはりそれを強く要望するから、いままでのような態度じゃなく、強力に実施してもらいたい、こういう要請であります。これは何年ぐらいで旧に戻りますか。二十年ですか、四十年ですか、五十年ですか、大体どれほどの見通しですか。それと植える樹種は決定してございますか。

○福田(省)政府委員 現地につきましては、従来は伐採したあとは、生長のいいカラマツを植えるというのが主体でございました。しかし最近、自然保護その他を考えたしまして、単純な材積生長ばかりでなくて、自然保護あるいは将来の森林の状態を勘案しまして、北海道の郷土樹種でありますところのエゾマツとかトドマツ、その他広葉樹をまぜた森林を造成する計画に切りかえてきております。私は、御指摘の場所についての樹種が何であるか、ただいま手持ち資料がございませんけれども、そういう考え方に立ちまして、北海道の自然

に適した樹種を中心に今後とも造成していくという計画にしたいと考えております。○島本委員 法案に入る前の一つの注意事項のような質問ですが、これはやはり長官のほうがよく知っておると思うのです。いろいろやると、これは保安林の指定要件が多過ぎるおらないような、こういうような事例が多過ぎるのです。ましてこれが直営直用によってやる場合には、これはうまくいきますけれども、これが他の業態のほうに移管され、そのまた下請が行なう場合には、えてして全然手抜きがまままでの事例としてあらわれております。ですから、今度はそういうことがあつちやいけぬ。そういうことに対する強い規制の要望ですから、これは長官も、この点は調整権は長官にありますから、十分発動して、手抜きのないように緑の保全を早く復元させるように懸命の努力をしてやっていたらいい。このことだけは私から強く要請しておきます。

それで、次に法案の一部に入りますが、まだまだ入る前にいろいろ承っておきたいこともあるのでありますけれども、まずこの国土の関係で、森林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によって、本法によって規制できる面積はどれほどになるわけですか。○福田(省)政府委員 森林面積についてお答えいたします。概数でございますけれども、国土面積が三千六百万ヘクタール、森林の面積が二千五百万町歩ですから、約七割ぐらいが森林の面積になっております。

○島本委員 そのうち環境庁長官が、今後本法によって、今度ははつきりと自然環境保全法の対象としてこれを規制し、管理する面積はどれほどになるのですか。○首尾木政府委員 森林の全体の面積と申しますか、公園全部が五百万ヘクタールでございます。そのうちの森林面積が約八割程度にならうかと考えております。

さらに、今回の自然環境保全地域の指定等によりまして、それがどの程度になるかという点でございますが、実はこの法律の実施にあたりまして、今後さらに全体としてそれぞれ原生自然環境保全地域でありまつか、あるいは自然環境保全地域でありますとか、さらに都道府県の条例で指定をいたします都道府県自然環境保全地域の総数につきましては、ただいまのところ、全体として、幾らといったような面積のものを把握をいたしておりません。これは今後私も調査を進めまして、全体のものをやっというと考えておるわけでありまつか、それらの面積は、当面、やはり現在の自然公園面積が大体国土の一三〇程度になつておりますので、これのさらに数%が当面これにつけ加わるというところでございます。したがって、森林全体の面積というように対する公園の面積というものは、先ほど林野庁から申し上げたものに比べますと、非常にわずかなものにとどまるという結果になると考えております。

○島本委員 国立公園の面積、約二百万ヘクタールでございます。それから国定公園が百万ヘクタールでしょう。それから都道府県立の自然公園が二百万ヘクタールでしょう。これで全部で五百万ヘクタールに今度は原生地域が若干加わつて、それが環境庁として管理を強力にしなければならぬ部門だ、大体こんなことになっていないでしょうか。

○首尾木政府委員 ただいま仰せになりました原生自然環境保全地域も加わりますが、大きな面積をいたしまして加わりますのは、自然環境保全地域として新たに指定されること、それから都道府県関係の条例で新たに公園以外に設けます都道府県自然環境保全地域、そういうところがかなり大きな面積として加わってくるわけでございます。これが直ちに、いまの公園全体が五百万ヘクタールというものでありますから、それに相当する程度ぐらいいまふるかどうかというところにつきましては、ただいまのところその全体の数字というものをばつきり把握はできない現状でございます。

ますが、相当のものは加わってくるわけでございます。

○島本委員 私が言いたいのはそれじゃないので、いかに強力にこの法律を出してやっても、直接規制の対象になるのは国土森林面積の約一五%程度なんだ。あとの八五%はノータッチである。これは森野庁の所管になっておる部門なんだ。したがって、今後は林野庁との関係、林野庁とのいろいろな調整をきちっとしなければ、真に緑の保全に対して実効をあげることができないのだ、このことなんです。したがって、この八五%、これはやはり林野庁が持つてやりますから、今後伐採については法律で当然規制すべきじゃなかったのかと思うのです。この点本法ではどういうふうになっていきますか。

○大石国務大臣 さつき林野庁長官からのお答えで足りない面をちょっと補足したいと思ひますが、われわれはこのような法律が通りますと、いろいろと原生自然保護地域なりあるいは自然保護地域なりをこれから指定してまいります。これはどのくらいになるかというところは予測できませんけれども、できるだけ多くのすぐれた自然は守らなければなりません。それは一ぺんにきまらなければなりませんけれども、だんだん年次を重ねまして、できるだけ広い範囲にこの権限を広げたいと考えておるわけでございます。樹木をなるべく切らないことは望ましいことでございます。しかし一方におきましては、やはり私権を尊重しなければなりませんし、林業経営というものもわれわれは尊重しなければなりません。そういう意味で、十分に林野庁とも話し合いをいたしまして、正しい指導が行なわれますように、林野庁の所管する国有林につきましては、これはお互い役所同士でございますから、十分な話し合ひもできますし、いろいろな無理も言えますけれども、国有林につきましては、やはりできるだけ彼らの私権も尊重しなければなりません。同時に、国の自然を守るためには協力してもらわなければなりません。そういう意味で、これにつき

ましては林野庁とお互いに協力をいたしました。ある程度の規制、ある程度の指導はしなければならぬ。そうして、皆伐をするとか多数の木を一べんに切ってしまうことをさせないよう、その保全計画を初め立てる場合には、十分な指導をやりまして、そのような自然を破壊するようなことはさせないようになす方針でございます。○島本委員 国有林のうち、保安林に対する長官の考え方はいかがでありますか。○大石国務大臣 この保安林の扱い方につきましては一番これが議論になったものでございます。その結果、これは妥協でございますが、いろいろな妥協が行なわれまして現在の法律案になつたわけでございます。保安林につきましては、いまわれわれは伐採権というものを禁止することはできません。しかし、その保安林につきましても、森林法その他の法律によりまして十分に、大体十分だと思ひますけれども、十分に保護してございまして、かつてな、むちゃくちゃな計画は今後やっていたかぬかと思ひますので、これにつきましてはわれわれもある程度安心をして、林野庁と相談をしてまかせることができるといふ考えておる段階でございます。

○島本委員 では林野庁にお伺いしますが、やはり国有林の中で重要なのは保安林、保安林の中には水源涵養林その他いろいろあるようでございまして、その保安のための意味、こういうものはどうも失うような管理をしてはならないと思ひます。長官もいまはつきり、伐採権は規制できない、保安に対しては今後十分心配のないようにしていきたい、こういうふうな意思の表明がございました。私は今後、林野庁長官が権限を持つ保安林、この伐採、この管理のしかた、これがいままでのような行き方ではないのか、これは重要だと思ひます。いままで山を荒らしているのは林野庁ではありませんか。林野庁こそ山荒らしの元凶なんです。それにいま管理を委任してそのままやらせる、これで安心だと長官は言う。いま

までの実態は何も安心じゃありません。山荒らしの元凶は林野庁なんです。それはやはり経営のためです。そういうふうなことで、今後本法によって安心してまかせられるのだというこの長官の考えは甘い。私はこれで具体的な例をあげたいと思うのですが、私自身行って調査もしてきて現況を知つております。長官は、いま大石環境庁長官が、伐採権は規制できないが、林野庁の手によって安心するような管理をさせると言われましたが、この点はそれを受けて、いじょうぶですか。○福田(省)政府委員 御指摘のように、最近には林野庁の経営のあり方については、独立採算制度というものが一つの原因をなしておつて、そのために伐採をしいられておることから、山荒らしになっておるのじゃないかという御指摘を受けておるわけでございます。この点につきましては、従来は国有林に対するいろいろな要請がありまして、特に戦中は軍用材の増産のための伐採あるいは戦後は復興用材の伐採をしなければいけぬ、あるいは十年ぐらゐ前までは、価格安定のために国有林はもっと増伐すべきであるというふうな、増伐に対する要請が非常に強かつたわけでございます。しかしながら、それにこたえてはま

いりましたけれども、伐採したあとは必ず造林はしております。造林はいたしますけれども、能率重点主義の面積積伐はいかにも山が荒れたという感じを与えると同時に、やはり大風水害を起す一つの原因にもなるわけでありまして、そこで最近では、ここ二、三年來、自然保護に対するきびしい要請がございまして、私たちが本来の森林経営に立ち返られる時点にきたというところをここに御批判を受けて、衷心から私はむしろありがたいというふう感じておるわけでございます。

したがって、御指摘のように今後の伐採につきましては、面積積伐をやめまして、小面積、具体的に申し上げますと最大限はおおむね二十ヘクタールとしておりますが、小面積積伐にし、し

たが、いま、御指摘のように今後の伐採につきましては、面積積伐をやめまして、小面積、具体的に申し上げますと最大限はおおむね二十ヘクタールとしておりますが、小面積積伐にし、し

たが、いま、御指摘のように今後の伐採につきましては、面積積伐をやめまして、小面積、具体的に申し上げますと最大限はおおむね二十ヘクタールとしておりますが、小面積積伐にし、し

かもこれは里山地帯に限る、その周辺には天然林を残す。なお山の上のほうに参りますに従いまして、択伐、いわゆる間引きする形、択伐の面積をふやし、あるいは山岳地帯は禁伐にするという方針に切りかえたものでございます。ことしに入りましてから、二月にそういう方針を出しまして、各局に一応指示をいたしておるところでございますが、やや具体的に申しますと、皆伐いたします面積は約三割減らしたわけであります。択伐いたします面積は二割ふやし、禁伐の面積は四割ふやしておる、そういう姿にしたのでございます。そういうことによりまして、今後は特に保安林の制度を強化いたしまして、伐採の規制その他、管理については適正な厳重な指導を行なつてまいりたい。先ほど環境庁長官おっしゃいましたようなことで、今後は姿勢を改めて、国民全体の国有林でございませう。御指摘のような方向で対処してまいりたい、かように考えております。

○島本委員 私どもも具体的にそれを調査し、幾多の資料もあるわけですが、いま長官からはっきり、この態度を是正して、今後真に自然環境保全のために尽くしたいということでありまして、いままでのようなことを再びやらしてはいけません。昔、御料林というと皇室林野局がこれをちゃんと管理しておった、戦後国有林と名前が変わり、林野庁が管理しておる、これには管理が行き届いたものであり、われわれ平民は一切手を触れることができない、こう思っておつた。しかし、最近は一雨降るごとに河床が一メートルずつ高くなつてくる、一体どういふわけなのか調べたところが、山の奥はほとんど皆伐で、一雨ごとに崩壊を来しておる、こういうような状態が続いておる、これはもうどこにも持っていきようのないわれわれ自身のふんまんであるということ、市長、町長それから村長こそつてわれわれにそれを訴えたことばです。まあ、これは一つの苦言として十分に受け取つておいて、そして保安の実を十分あげるようにしてもらいたいと思つて、まあ、一カ所二十ヘクタール限度にかかわらず、こ

れをこえて伐採されている。百ヘクタールもやつておる。これはひど過ぎる。それから保護樹林帯に対する配慮、これはもう何もしておらない。これは大面積伐採によるところの崩壊、こういうようなものに対してはほとんどそのままにしておる。実際いままでのこういうようなやり方は許されない。これはもう衆議院の決算委員会並びに衆議院の農林水産委員会でも十分やられたことですから、あえてここで追及しようと思つていません。ただ、保安林の指定要件がございませうが、この指定要件自身も満たされておらないじゃありませんか。これは一体どういふことなんでしょうか。切り方、植える樹種、こういうようなものははっきりときまつておるはずですが。あるいはこれは保安要件、三千本ときまつておる。しかし実際植えたのは二千七百本。しかし、実際、請負に回して、あとから調べたら七百三十五本より植つておらない。これで復元できるような状態だといえますか。森林法違反をやつておるのは林野庁だということになるのです。これはほんとうに困つたものですが、今後こういうようなことを二度と繰り返してはならないと思つておるから、これをやらなさいということでは私に承しておきたい、こう思つておる。それから、建設省来てございませうか。来ておるならば、ひとつ私自身聞いてみたいことがあるんです、おられますか。

○田中委員長 建設省は都市局長が来ています。○島本委員 では局長に伺いますが、いま林道のつけ方、これは建設省がやつておられますか、それとも現在は林野庁がやつておられますか、それとも、環境庁は、林道をつける場合、これは山の自然を守るために、林道の場合は、ノータッチですか。

○首尾木政府委員 現在やつております自然公園法及び今回の自然環境保全法でございませうが、それぞれ公園の特別地域でありますとか今回の特別地区等につきましても、林道の設置は、これは許可制というふうになつておるもので、環境庁といたしましては、それらの地区内における林道の設置については一件一件その許可を行なつて実施をいたしておるところでございます。

○島本委員 これは、林野庁は、林道をつける場合にはそれに対して十分な注意をし、あとから点検して、そしてその管理に当たつておられますか。

○福田(省)政府委員 林道につきましては幹線林道、事業林道、いろいろございませうけれども、御指摘のように、当初設計をいたしまして、その実行につきましても、段階で監督をし、完成した後においては十分検査をしておるところでございます。いろいろな御批判がございませう。というのは、従来はやはり生産性重点と申しますか、能率重点と申しますか、そういう点に片寄り過ぎたために、土捨ての問題とかあるいは切り切りの問題等、あと地が必ずしも完全でなかつたという点がございませう。そういう点につきましては今後十分、これは予算措置の必要な問題ではございませうけれども、改めてまいりたい、かように思つておるわけでございます。

○島本委員 やはり長官、今後管理するために、林道のつけ方一つも自然環境破壊の元凶をなしているのです。自然環境破壊の元凶というところ、こゝろが過ぎたように聞こえるでしょう。行つてみたならばわかるのです。このつけ方のでたらめなことは、その周囲を全部崩壊させているのです。よくこれを許可してやつたものだと私はつくづく思つておるが、同じようなことで、今度は自然環境の保全をしていくと思つたら、これは大間違いです。まさに自然の破壊につながりますから、これだけはおも十分留意してやつてもらいたい、こう思うからこれを言うのです。

長官も知つておられますけれども、丸野林道、これは三十四年から開きまして、一万六千九百メートルに及ぶ、これが近くは坂下町に通ずる循環道路として観光道路の予定になつておるようでありませう。しかしこれは、許可は三メートルだけ許可しておるはずでありませう。そのほかの樹木の損傷に対しては許可はいたしません。あれをただ三

メートルの幅にして、そのままブルドーザーを入れて、そしてその岩石を全部そのまま谷間に落としておるでしょう。下の森林は全部そのために崩壊してしまつておるでしょう。雨が降るとそれがまたそのまま岩と一緒に流れていって、こういう三メートルの道路を許可しただけで、こういうような森林の場合には許可してはいけません。それに対して、もうすでにこういうふうなことを平気でやつておるのをそのままに、これをやめてきたのですか。林野庁自身が、林野庁のかつての長官その人をいたして、林業コンサルタント、そのもとで工事の請負をやつておる。その結果が、結局はもう監督が、その営林局の土木所管の部か課で負わなければならぬはずのものが、何も見えない。ずぶのしろうとのわれわれが行つて、いかにこの林道開きか森林の自然の破壊につながるか、これを見てぎょうてんしてきたのであります。何のために側溝もない、何のためにのりも不完全な、何のためにただブルドーザーでやつてそれを落としていけばいいような林道をつくらせたんですか、いままで。木曾のヒノキ、木曾の杉、これは優秀なものです。林道一本のために下のほうの森林は全部いかれてしまつておる。そしてあとから、その林道並びに復急治山工事のために、五千万円も四十六年度では金をまたかけておる。こういうようなむちゃなことをやつちやだめです。

いままで私が言ったことに対してどういふ処置をとりましたか。

○福田(省)政府委員 先生御指摘のように、坂下営林署の丸野林道につきましては、先般ほかの委員会でも写真も拝見いたしました。また、先般テレビでも私、実はそういうものを拝見したのです。あそこは石英粗面岩が非常に崩壊しやすい風化地帯でございませう。やはりああいったところに対しては設計を厳重にいたしまして、あと地の保全工事、特に土捨ての問題につきましても、一定の場所

にそれを捨てて、その場所については植栽等の

工事をするというふうな措置が必要であったと思
うわけでございます。先ほど申し上げましたよう
に、ただ準備を安く仕上げまして、能率よくやり、
木材の生産に重点を置くということがそういう結
果を招いたものだと思うわけです。十分反省いた
しまして、今後はああいった地帯につきましては、
特に林道の施行の問題につきましては規格を厳重
にいたしまして、なお路線の選定につきましては
やはりそういう地帯を避けるとかいう配慮も必
要でございます。もちろん予算を必要とすること
ではございませんが、やはり第一はそういう木材
生産を能率的にやるばかりでなくて、国民の皆さ
んの要望にこたえて自然保護ということは今後重
点に考えますならば、この林道のあり方について
は非常に御指摘のような基本的な問題がございま
す。従来は特別会計制度でございまして、単年度
収支でございまして、その年にあげた収入の代金で
一切仕事をやっていかなければならないという点
にも、やはり財務上の問題があるわけでありませ
う。これらの林道の経費につきましては、財務のあり
方についてもたまたま林政審議会で検討願ってお
るところではございますが、御指摘の点は十分勘
案いたしまして、今後いまままでのようなことな
いようにしていきたいと思っております。

ことをいまままでやっていた。そのそばには自然公
園保安林という表札がちゃんとある。表札だけあ
る。あとはみんな木は切られておる。そして谷を
ずつと見ると、その切つて捨てた岩石が下まで投
げられておる。そこへ植えようとしても何にも植
わりません。まさに自然破壊をしておるのは林野
庁、そしてまたその直接の原因はもう林道造成、
こういうようなことがいえると思えます。それと、
どうもわれわれわからないのでありますけれども、
も、谷間の急な斜面の場所、そこにはりっぱな杉
やヒノキが植わっている。それを一たん切つたな
らば植えるのに困難だ、そういうようなところを
全部切つてしまつて、谷間ですら怒濤のように
雨の水がそこを流れている、こういう指導はした
のですか。自然保護になりません、これは。植え
られない箇所、せめていまままで植えておつたのは
大事にしなければならぬような急な場所、人が
上がるとはほとんどこれは網にたよらなければ
いけないような場所、そこに優秀な木があつたの
もみんな切つてしまつた。あと全部植えられない。
こういうような造林のしかたあります。これは
造林技術の至らないところまで切つている。こ
ういふようなことで、ほんとうに残念なんですけ
れども、少なくとも水源涵養林といわれるものは
切つてはならないです。具体的な事例としては
もつともつとありますが、もうすでに長官は自責
の念にたえないようでありますから、これ以上追
及するのは私はやめます。

最後に、これに対する長官の意見も伺っておき
ます。
○大石閣務大臣 いままではいろいろのむちゃく
ち々な自然破壊がたくさんあつたと私も認めてお
ります。これにつきましてはいままどいことは申
りませんが、今後はこのようなことはあつてはな
らないと考へまして、いろいろの考へており
ます。現在われわれは全国の自然破壊に対するい
ろいろな実態を調査いたしております。これがま
とまりましたならば、あるいはこれを土台として
勧告をいたす考へも持っております。勧告によつ
てその実態をはつきりつかまえて、それに対す
る対策を樹立しよう。それができない、それを実
際執行しない場合には、総理大臣にその勧告権を
さらに発動してもらひまして、総理大臣の命令に
よつてやることになりませんが、そこまでござい
ましてはこれはなほだまさないことになりまして、とり
あえずいま実態調査をしながら、実態をもととし
ていろいろと話し合ひをして勧告権も発動しない
で済むような、そういうような今後のあり方をつ
くつていきたい、こう考へておる次第でございま
す。

は、当庁がお答えしたすのはちよつと筋違いかと
存じますので、保安林の指定解除につきましては、
林野庁がおいでになつておりますので、林野庁の
長官からお聞きをお願いしたいと思います。
○福田(省)政府委員 お答えいたします。
長沼の保安林の解除は、保安林解除の必要性和
それによる保安上の影響などを慎重に検討して行
なわれたものでございまして、これは教育訓練施
設敷地と、それから連絡道路として利用されるに
あたつて、のり面の緑化をできるだけ行なう。そ
れからできるだけ立木を残すようにしてあります
ので、自然保護という面については十分配慮してき
たつもりでございまして。私も実は現地を見てい
ないので報告に基づいてのお話なんですけれど
も、一応そういうことであります。
なお、経過をお話ししたいと思います。
○島本委員 時間の関係上、経過は私自身よく
知つているからいいです。それで問題は、ナイキ
射撃場、これを使用するということ、かけがえ
のない保安林をそのまま今度は無断で伐採する許
可を林野庁が出したら、農民のほうから訴えられ
た、そして農民のほうから控訴した、それに対し
て国がまた伐採するために控訴している。こ
ういふばかんなことあります。わかつた
人いないか。開発庁のほうへきうよく調べてお
けと言つたから、あなたのほうで調べているで
しょう。
○上田政府委員 ただいま林野庁長官のほうで
ちよつとお答えになりましたが、防衛庁のほう
でお使いになる使用方でございまして、保安林で
あつたときの性能といふことが、状態といふもの
があまり変わらない状態において使つていくとい
うことではございませんので、そういう面において洪
水の心配が起らないような程度にしてもらつた
ということではございますので、許されたというよう
に聞いております。
○島本委員 少なくとも保安林は、必要でないも
のは保安林にしないわけだ。必要だから保安林に
している。それを無断で伐採している。その許可

を林野庁が与えた。それじゃ困るからといって農民が裁判に訴えた。訴えた農民が勝った。そうしたら国のほうで、今度は切るためにまた控訴をしたという事実、この自然環境保全法が通る現在おかしなじゃないかというのです。これはやはりほかじゃだめですから、長官。

○大石国務大臣 これは国の行政内のごとでございますから、私からいろいろなお答えをしますが、私は、ちょっとむずかしい立場でございますが、私は、やはりできるだけ民意を尊重して、できるだけ話し合いによって穏やかな行政が行なわれることを心から希望いたしております。

○島本委員 長官はやはり閣内のごとであればすつと逃げる。しかし、やはりこれは大事なことです。あなたはそこを強くならぬとだめなんです。落陽の佐藤内閣をささえるた一本の柱はあなただ。あなたがそうふやふやしては困る。保安林の価値があるから、それを切ってもらいたくない農民が、無断でやったのに対して訴えて勝ったのですから、勝った以上、保安の立場からすると、当然国の態度としてももっともと考えなければならぬはずなんです。どうもその辺あいまいなんです。これで自然環境保全法を強力に一本にして守るなどというのは、この辺になると少しおかしじやありませんか。この辺でもき然とした態度を示してもらいたいです。

○大石国務大臣 私は環境庁長官という立場からいえば、できるだけ日本の自然を破壊したくありません。一本の木も切りたくありません。そういう考えでございます。ただこの問題につきましても、われわれの所管面が違いますので、いまわれわれが直接どうこうという指図はできません。したがって、詳しいことは所管の大臣ともよく話しをいたしまして、できるだけ穏やかに進むように話を進めてまいりたいと思っております。

○島本委員 穏やかに話を進めるといふのは、国の機関として、農民が勝つたならばその時点において政策変更してやるのが正しいですよ。わざわざ

ご控訴までして自然を破壊させるようなことに環境庁長官は協力する必要はない。もしこれに協力してやるとするならば、これはとんでもないことだ。ここへ防衛庁と法務省と呼んでも一回やらなければならぬわけですが、長官としてこの際、き然とした態度をとっておいてもらって、次へ進めたほうが能率的ではないかと思うのです。こういうことがあったらどうするか、もう少しはっきり言ってください。

○大石国務大臣 たいだいまの御趣旨は十分に体しまして、努力してまいりたいと考えます。

○島本委員 もう少し言えないかな。努力すると言っているのですから、その成果についてわれわれは——どうも努力だけではほんとは足りない。時間によってもう少し防衛庁のほうと法務省のほうとすることかどうかとできめたい。ただ努力するということに対して私は期待したいと思いが、少なくとも緑保全のための努力だけはあなたに欠かしてはならないと思うのです。

それで、建設省の公園緑地は都市計画の中へ入られて残したように思いますが、この問題に対して、どうしてこういうことになったのですか。

○大石国務大臣 私どもも、この都市並びに都市近郊の緑化に対しては、できるだけこの法律案の中に取り入れてまいりたいと考えてました。いろいろと建設省と相談いたしました。これは、大体建設省所管のいろいろな法律なり権限で、いまままでそのような方向で行政が進められてまいっていたわけでございます。そこにわれわれがほかと一つ入りましても、ちょっと異質的なものになります。そこで十分建設省といろいろ検討いたしました。お互いに意見を尊重しながら、ほんとに都市近郊の緑地を十分に確保する、これを守るといふ方針のもとに、ことし一年かかって四十八年度でいいものをつくる、所管はどちらでもよろしい、お互いにいいものを、お互いに共同してつくろうということに意見が一致いたしました。そういうことで明年度に法律をつくる、そういう方向を固めまして、そのような方針を法律案の中

にうたい込んでおるのでございます。決して後退しておりませんが、さらにわれわれは両方の権限をお互いに譲り合うとか、あるいはお互いの正しい一番いい方法をとるといふようなことでこれは進めてまいりたい方向にありますが、その点はひとつ御了承願いたいと思っております。

○島本委員 ちょっとこれはおかしいです。私は、もう強力にこの国土を全面的に対象として、自然環境の保全をはかるという構想の当初の原案のほうがいまよりすばらしいと思っております。いまの長官のことばによると、建設省の所管になっておる公園緑地は、都市計画のほうに残しておいてやるほうがなおすばらしいような印象にちょっと私聞かえたのですが、それならば、原案のほうはだめだったということになる。その点は議会答弁としてなりましたし、長官の口からそれを聞くというのはどうも私は納得しかねます。

それはそれといたしまして、林野庁のほうから先ほどいろいろお答えがございましたが、今後やはり林野庁へ残る保安林の管理、これについてはひとつ長官に閣僚として、これは重大な提言をしておきたいと思っております。林野庁は、いまままで福田長官からも話があったように、独立採算制に基づいて、特別会計によっていろいろ運営しておるわけなんです。そうするとその機構のもとで事業を実施するとすると、収支を合わせるために伐採に重点が置かれることは理の当然になっておるわけなんです。いまままでその結果が逆に緑を破壊するような、林道一メートルおそらく十五万円くらい認めてやらなければならぬような箇所を一万五千円くらいで請け負わせておる。それでも山のてっぺんから落とすから、側溝もないままに林道を作成すればするほど、今度は山が荒れていく、こういうような結果を醸成していた。やはりこれもいままでの行き方からすると、当然このままでは許されないうことになると思っています。したがって、緑を守るための直営用の制度、現在もこれもはつきりしているはずであります。それはもう林政振興のためにも、こういうようなことも決議されてお

るはずですが、どうも手抜きが多い請負方式を捨てるのができないようにして、だんだんそっちのほうに追いやられていくという矛盾だけは、どうしても解消させないといけないと思っております。したがって、今度は森林、植林、こういうようなものに対する手抜き、それから林道によるところの森林の荒廃、こういうような目に余るようなことさえも、独立採算をたてまえた、いわば、これとていままでもやらざるを得なかった。こうなると、真に自然環境の保全のためには、林野庁のあり方、それと内閣全体としていまのような行き方をどうするかという点は十分再検討して、そして緑の保全、いわば、自然環境保全の全きを期する必要があるんじゃないか、こう思うのです。いままでも同じようなことをしておくならば、また同じことが繰り返される、こういうようなことを言わざるを得ません。この点について長官のほうはつきりした決意を表明していただきたいと思います。

○大石国務大臣 林野庁を中心とする国有林の経営につきましても、時代とともにそのあり方、内容が変わってきております。以前は森林資源というものは木材としての利用のしかたが中心だった、いわゆる企業的な面が非常に強かったと思えますけれども、御承知のように近來は、やはり企業というよりむしろ自然保護と申しますか、公益性を中心とした国有林のあり方にだいたい方向が変わってきております。そういう意味では、いまままでのような企業性を中心とした独立採算制では、やはりいまの林野庁はやっていけないと思えます。そのような自然の移り変わり、行政の移り変わりの中において、いまままでのような独立採算制をしいられたところに、いまの林野庁は自然破壊のいろいろなやり方をしいられたんだ、私はそう思います。したがって、これからは当然、このような日本の国有林なりそういうもののあり方によりまして、林野庁の機構なりもの考え方を変わっていかねばならぬと思っております。このことにつきましても、私もいろいろな考え

を持っておりませんが、ただいま林政審議会におきましていろいろと検討中でございます。おそらくそこら、妥当な納得すべき意見が出てくると思っております。私はそういうものに期待いたしました。あえて私の意見は申しませんが、当然い島本委員の仰せられたような、一つの林政と申しますか、そういうものに対する大きなものの方考え方が変わってくる、こういうことを期待しておる次第でございます。

○島本委員 これはあとでもう一度具体的な問題に触れてまいりたいと思っておりますが、長官の考え方の中で、最近ストックホルムでいろいろの発言なさったり、いろいろな点でわれわれは全面的に共感をいたしました。長官自身はあとからそれを取り消されたというのがありました。本案に関連して、新全国総合開発計画の改定について、やはり今後は何らか考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますが、これに対してどういうような意見を申し入れるの意でございますか。

○大石國務大臣 私が新全総についてのきびしい批判をいたしました。閣議のあと取り消したということですが、取り消したのではございません。きびしいことばづかいだけをやりましたのでございまして、私のその考えは変わっておりません。木村企画庁長官もたびたびこの委員会なり本会議で言明しておりますように、やはりこの新全総については大きな改定が行なわれなければなりません。それはどういふことかと申しますと、私はこう思うのです。もちろん新全総そのものには非常にきびしいものがあると思っております。日本の正しい、平均のとれた経済の開発をつくるために非常にいい面もございまして、一番大事なことは、どこにその目標を置くか、理想を置くかということだと思っております。残念ながらこの新全総は、昭和四十四年に内閣によって閣議で承認されたわけでございますが、それまでおそらく六年も七年もの間資料を集めて、一つのりっぱな構想をつくり上げました。当時としてはまことにりっぱな、画期的なものだったと思っておりますけれども、そ

の集めた基礎となる資料は、これは経済最優先の思想であったはずなんです。そういうものを土台にして集めたから、どうしても新全総というのは経済開発を最優先とした、現在とは人間尊重の点において多少違ったものがあつたと私は思っています。そういうものから、この新全総は、形の上ではいろいろいいものがありますけれども、一番大事なことは、人間尊重のヒューマニズムを基礎とし、理想としたものでなければならぬ、そういうものにぜひ今後は改定されなければならぬと考えておるわけでございます。木村長官も、そのような意思のもとに改定を意図されておるのではなからうかと考えておる次第でございます。

○島本委員 よくわかりました。少なくともこの緑をふやさなければならぬような趨勢、これは十分理解できると思っておりますけれども、都市をつくるために緑を削り取る、破壊する、こういうようなやり方は計画自身がおかしいですから、環境庁も今後はやはり人間を主にして、経済最優先の考え方を改めていきたい、こういうようなことでございます。

そうであるならば、いろいろございませうけれども、北海道開発庁に特に具体的な問題として、いま長官からそういうような意思の表明がございましたが、北海道にも北海道の三期総合開発計画があるはずであります。それは苫小牧の北方百五十町歩ほどの国有地、国有林を切り開いて三十万人程度の新しい都市をつくる計画、これを開発庁が進めておられるようであります。マスタープランも、いまの内閣の間にこれを決定に持っていきたい意向のようであります。千歳と苫小牧のちょうど中間の国有地、それも国有林の中にこれをつくり上げたい、こういうようなことになっておるようでありまして、北海道は国有林を切り開いてまでも都市をつくらなければ土地がないのですか。環境庁の長官はこれを知っていますか。

○大石國務大臣 いろいろとその話はよく聞いて知っております。

○上田政府委員 苫小牧東部の計画でございますが、これはお話しのとおり、北海道の第三期計画に基づいて計画をいたしておるものでございまして、その第三期計画は、全総計画に基づいて計画をいたしておるものでございます。

全総計画が十分に検討されて、そのときにおきまして必要でないということになりますと、もちろんこれはたいへんなことになるわけでございますが、私どものいまの考えでは、現在日本の国は太平洋ベルト地帯に工場が非常に集中しております。それがために、この東京もそうでございます。外を見られたら、このとおり灰色の空気が広がっている。こういうことは、結局は工場がそういう地帯に非常に集中しておることから起こっております。これを防ぐための方法としては、一つは工場をある程度分散させなくちゃいけないということ。それからまた、もう一つは、出る排塵とかいろいろな公害、そういうものをなくするような施設をつくらなくちゃいけないということ。

こういうことを考えますと、太平洋ベルト地帯の現在の工場におきましてそれを要求いたしましたとしても、実際上それがなかなかできないというのが実態ではなからうか。しかしながら、新しい施設ということになりまして、そういうことが考えられてできるようになっていくのではないかと。現在、首都圏の東京におきましては、既成都市区域の範囲内においては、工場の新増設というものを禁止をいたしております。また近畿圏におきましても、既成都市区域において工場の新増設というものを禁止をいたしております。したがって、その中にある工場というものは、逐次新しい地域を求めてそこに移転をいたしました。そして新しい施設によって公害の起こらないような工場、そういうものをつくっていくのが現状でございます。

北海道にもそういうものの基地をつくらなくちゃいけないんじゃないか。そういう意味において、この第三期計画というものをどう変更する必要があるのか。

要はしないんじゃないか。特に北海道は、いままでは北海道の開発と言っておったけれども、実際は開拓にすぎなかったんじゃないか。農林の開拓であり、そして水産の開拓である。林を切り開いて農地に換え、牧地に変えた。これが北海道のいままでの開発だったんじゃないか。

しかし日本の人口というものは、私たちが子供のときに、われら国民七千万あるいはわれら国民六千万と言っておったときは、これは朝鮮が入りそしてまた台湾が入って、その人口を入れてそういうものであつた。だから、したがって本土の中の人口というのは五千万あるいはそれ以下であつたのではなからうか。そうすると、いま一億になんとなつておるわけでございますから、倍の人口になっておる。この人口はやはり北海道も担当をさせられて、そうしてともに日本の国民をささえていかななくちゃいけない、日本の国をささえていかななくちゃいけないんじゃないか。その一翼として苫小牧東部、これに夢を持っておるわけでございます。

○島本委員 だれもそのことを言っているんじゃないのです。あなたのほうでやったマスタープラン、これは土地利用交通体系パターン図、これを私ちようだいでしてきて、これによると、支笏湖のそばの千歳市と苫小牧市のはぼ西北方、ここに百五十町歩の国有林とそれから国有地があるのです。その国有林を全部切つて都市をつくるんだというプランができておるのです。木を大事にしななければならぬと言つて、これは千古おのを入れなければならぬと言つて、これは千古おのを入れなければならぬと言つて、ここに今度都市を移すというのです。そばに千歳市があり恵庭市もある。なぜそっちのほうにふやして持つていかないのですか。なぜわざわざ木を切つて三十万の町にしななければならぬのですか。これはどうもやることと言つて違ふんじゃないか。いま新全総も考へなければならぬんじゃないか。しかし、いまこの工場計画全部を変えろと言ふんじゃないのです。そのうちにここに都市をつくるというのです。それも国有林を切つてやるというのです。長

官、これに対してオーケーを与えたというならばあなたのイメージは急にダウンしてしまうのですが、北海道にはこれしか土地がないわけじゃない。まだまだ平地も山もたくさんある。こういうようなところをわざわざ貴重な木を切つてまでも道路を通し、そして三十万の都市をつくる。こういうような計画を今後第三期の計画の中に入れて、そうしてこれを実施する計画にあなたがオーケーを出したという。ですから、そのやり方が緑の保全、すなわち自然環境保全法案を通過させようとする態度としては相反するんじゃないかと言っているのです。

○大石国務大臣 いまのところその地域は残念ながら国立公園、国立公園の中に入っていないと思えますから、われわれのほうが許可するとかしないとかいう権限はなかったと思います。

ただ、私は北海道に参りまして一番痛感するのは大きな木の少ないことでありました。北海道というところとわれわれのイメージとしては大きな自然林がたくさんあるような地域であろうと考えておりましたが、北海道に行くたびに大雪とかあまり高い山に行つたことがありませんからわかりませんが、大体において、阿寒を中心とした天然林は別ですけれども、ほかの地域に参りますと、みんな切り払われて貧弱な森林になつていっているのが多い。これは明治、大正においての行政上北海道を荒らしたいろいろないきさつはありましようけれども、非常にさみしい感じがするのはその点であります。ですから、私はできるだけ北海道の大きな木、天然自然林を残さなければならぬと思つた。これは日本の自然保護のための大事な使命だと私は思つております。そういう意味で、いま百五十年から二百年にわたるような木のある国有林を切り払つて、わざわざそこに三十万の都市をつくるというのに非常に疑問を持っております。ほかに土地がないのか、私は十分使える平地があると思つております。

ですから、私は近く北海道へ出てまいりまして、大雪山なりサロベツなりその他をいべん視察して

まいりたいと思つていますが、その節そこに寄りまして、そうしてその自然林が非常に保存すべき価値のあるものならば、私は、この法律案が通りましたならば、そこもこの地域の中に入れてしまつて守つて、それはもちろん都市をつくらなければならぬでしょうけれども、都市はもと別の地域に考えようなことにしたらどうかという一応の考えを持つていられるわけでございます。

○上田政府委員 御質問の趣旨を取り違へたしまして、どうもたいへん失礼をいたしました。ただいまの三十万の都市の位置の問題でございますが、これにつきましては、実はマスタープランでございますので、そういうような工場の配置、それから都市の関係、そういうものでそこに入つたのではなからうかと思つておりますが、実施をいたしますときにございまして、そういう保安林ということがございまして、これはもちろん十分に考慮をいたしまして、そういうところははずすようにしてやつていきたい。もちろん環境庁とも十分お打ち合わせをいたします。

○島本委員 私自身も、自然環境保全という立場からこの問題に対しての計画を見る場合には、何か産業優先のにおいがするんです。苦小牧のこの辺に対しては公害を出さない港づくりのほすです。コンビナートのはずです。それがこれは、この辺を全部やつて住民をそこへ疎開させようとする計画です。これはもう全然おかしいのです。初めから公害をなくするようなコンビナートであつたはずなんです。三十万の都市をつくるので、そのほうへ住民をやつてしまおうとする、そこを荒らすだけ荒らしてしまつて、こういうような計画があるとしたならば、これは再考を要します。これは十分慎重に考へて、それで実施調査の上でしかるべく万遺憾なきを期して、少なくとも自然破壊に通ずるような点のないように、これだけは強く要請しておきたいと思つております。これはやはり一回実施を調査されて検討なすつたほうがよろしい、こういうふうに思つております。この点については十分配慮してやつてほしいと思つておりますが、これは

間違ひありませんね。

○上田政府委員 おこぼを返すようですが、住民を追い出してそこへやるというような意思はございませんで、実はなるべく都市としての近代生活というものが営めるようなことを考へまして三十万都市というものを考へさせていたわけでございます。今後日本の国をどういうふうな形態で持つていくかはこれからのいろいろございまして、しょうが、ばらばらの住居ではなかなか近代生活が営めませんので、なるべく集まっていたというふうな考え方でおります。農村におきまして、そういうことでございまして、

○島本委員 そういう考へ方じゃ困るのです。これを行なおうとするそのすぐそばに千歳市があるんです。そのそばに四キロも離れないで恵庭市があるんです。都市をつくるなら現在あるそっちのほうで十分配慮してやれるのです。何のために国有林、国有地を切り開いて、その中にまた三十万の都市をつくらなければならぬのかと言つては、あるべき緑、保存すべき緑は保存しなければならぬと言つておられるじゃありませんか。政務次官、どうもあなたは十分理解されておられないようだ。これは開発庁の人にも十分理解させるようにしてやつてほしい。いまのような考へでは私はちょっと困るのです。長官、これはやはりもう一回十分に検討して、そしてその場所が適当かどうか、木を切るのどのようなのか、この辺まで十分やらないと、せっかくこの法案を通す理由がないじゃありませんか、国がやつてしまふのだから。

○大石国務大臣 私もうっかりしてしまつたが、四月から北海道開発庁が中心となりまして各省庁で話し合ひをして、そのような都市をつくつたらどうかいま内々で相談中だと思つてございまして、もちろん私は簡単に木を切ることは認めません。それで、まあ視察をいたしまして、この法案が通りましたならば、それだけの価値があるものならばそのような保存地区にいたしたいといふふうに内心考へておる次第でございます。

○島本委員 次に移ります。今度はいよいよこの

本題に入りますが、自然環境保全法、これが資料とともにわれわれの手に入つてまいりましたが、これは都市部以外の国土を全面的に対象としていられるんです。自然環境の保全をはかるという当初の構想の原案からずいぶん後退しているようです。そして自然環境の保全をはかるという同様の目的を持つ自然公園法、これも中に入れて一本にしたものにしようとする本来の発想が、本法に包含することができなかつた理由はどうなんですか。

〔委員長退席、始末委員長代理着席〕

○大石国務大臣 初めの考へは、おっしゃるとおり、自然公園法も、これは形を変へまして、この法案の中に一本にいたしたい方針でございまして、いまでもそのほうがいいとわれわれは考へております。しかし、いろいろなほかの官庁との折衝の段階におきまして、そのような、自然公園もはずして一本の法律にすることが、場合によつては、せっかくいままで守つてきた自然公園を守る権限が、規制がある程度そこなわれるおそれが出てまいりました。そういう心配から、少なくともいままでの自然公園だけでもどおりつづいて守つていこうという考へで、さらにこの新しい法案による自然を守る地域を広げていきたいというこそくな考へに変わったのでございまして。実は一本のほうはよろしいのでありますけれども、いろいろな折衝の段階において、このような中途はんばな方向にいかなければならぬなつたことは残念でございますけれども、やむを得ないと思つて、いすれは次第次第に、これを土台として一つのものとしてつづきつづきした体系的のものにいたしたいと思つております。

○島本委員 自然公園法の第四節の「保護及び利用」の「特別地域」第十七条、このうちの二項、三項、この中ではっきりしているのですが、長官、自然公園法の場合には、規制対象に川が入つておられないし、湖沼並びに湿原への排出の規制、周辺一キロメートルに限つてありますから、それより離れたところでは、幾ら汚染物質を流しても、その問題に対してはもう適用されないという一つの

欠点があったのです。規制は、既設の、いままですでにつくっておったところの施設に対しては適用されないのだ。いわばこの規制対象に河川が入っていないことが一つ、それから湖沼並びに湿原への排出の規制をその周辺一キロメートルに限ってあるという、この法律の持つ欠点の一つ、それからもう一つは、この規制は既設の、いままですでておった施設には適用されない、こういうようなことがいまままで指摘をされ、これは改正しなければならぬという問題点だ。ですから今度一本にした場合には、これをちゃんと規制して運営の中でやれるのですが、二本にした場合には、依然としてこういうような欠点として残されるわけです。これに対して、環境保全のためには万全じゃないやありませんか、やはり一本にして、こういうような欠点が不十分であるならば、この不十分な点は全部補ってそして運営しなければならぬと思つていたのです。この点等はそのまま並行してやつたならば、依然としてしり抜けはしり抜けにして運営することになるじゃありませんか。この点はちよつと私は残念です。

○首尾木政府委員 ただいま先生の御指摘のとおりのような今回の法案になっておりました、その点についての改正というものはございせん。ただ、この問題につきましては、ただいま先生のおっしゃいました河川等の問題について入ってないという御意見でございますが、河川等につきましては、他の土石の採取の問題でございますとか、あるいは工作物その他の設置あるいは土地の形質の変更といったようなところで、かなりの問題というものを押えることができるわけでございます。その他河川の水質の問題につきましては、水質汚濁防止法のはうで、これを厳重にやつていくというふうな手段によるわけでございます。

なお、この地域が指定された際に既着手でありますものを取り扱ひにつきましては、依然として、法律問題といたしまして、従前から平穩かつ公然に行なつておるものを、地域の指定によりまして

直ちにそれを禁止するということは、法律的に問題があるということもございまして、その点につきましても、今回も大体この自然公園法と同じような形の定義にいたしております。

ただ、原生自然環境保全地域につきましては、特にこれが非常に重要な地域でございますので、既着手の問題につきましても、三カ月はそれを認めるけれども、今後それについては三カ月間の間にあらためて許可をとる必要があるというふうにいたしましたので、そこで規制ができるというふうな形に整備をいたしました。

一般の自然環境保全地域につきましては、従前の自然公園法と同じような規定にとどまつておつた次第でありまして、しかし、その運用につきましては、既着手工事というものを十分にその指定の際に把握をいたしまして、その既着手工事がさらに今後拡大するといったようなときには、これは既着手工事として認めるわけにはいたしません。

〔始末委員代理退席、委員長着席〕
したがつて、そういうものにつきましては、あらためて許可をとらせる等、十分な指導をやつていきたい、ただいまかように考へておるわけでございます。

○島本委員 自然公園法と二本立て、これはやはり両者の調整について問題は残る。それと同時に、森林法や文化財保護法、それから都市計画法、こういうふうなものとの関係を整理して、やはり一そが基本的な法体系にする必要、こういうふうなものが必要、つまり、今後において法体系の根本的な再編成の方針、こういうふうなものは考へられておるかどうか、いま残されておる森林法、文化財保護法、都市計画法、こういうふうなものとの関係の調整というものは当然必要になると思うのであります。この点は考へに入つておりますか、おりせんか。

○首尾木政府委員 今回の自然環境保全法は、これは現在の自然公園法その他自然の保護に関連のあります法律では十分に実施ができないというこ

とで、しかもそれを早期に、そういう新しい面につきまして、自然環境の保全をはかつていく必要性に迫られてつくつたものでありまして、体系的な面ではなおこれを整備を要する点が非常に多いわけでございます。なお、地域区分等につきましても、さらに考へる必要もございまして、各法律との体系づけ等につきましても、今後さらにわれわれ抜本的な検討をやつていける必要があると考へております。

この法律におきましても、内閣総理大臣が国の自然環境保全に関する基本方針をつくることになつております。その基本方針の中で、わが国の自然の保護に関する基本構想を立て、それから各種の地域につきましても設置の基準でありまして、ある地域は各地域間の調整といったようなことを基本方針ではかかつてまいることになっております。これは関係省庁からの御意見をいただきまして、内閣として決定をする、内閣総理大臣がこの案をつくるというふうなことになるわけでございます。

それから、その問題を通じまして、さらに具体的に各自然環境保全に関する各法律の具体的な調整でありますとかあるいは総合的な、これらを相協力をしていまして、この自然環境保全をやるということにとどまつておるわけでございます。

先ほども申しましたように、今後これらの点については、さらに抜本的な検討ということをやつては、さらに抜本的な検討をいたしております。

○島本委員 自然環境保全法案の要綱の当時といまの法案として出てきたこれを対比してみますと、ほんのちよつとの部分ではなくて基本的な部分の後退があります。やはり私はこの点は十分に考へて対処していかなければならない問題点だと思つております。と申しますのは、徐々にあげていきたいと思つてますが、財産権の尊重及び他の公益との調整、第三条ですね、この規定は、当初案にはなかつたはずであります、こつ然として第三条に入つておるわけでありまして、当初案になつたものを入れないならなかつた理由というのはどういうことですか。それと同時に、

尊重すべき財産権は農林水産業などの生業に必要なものに限定して、第二次、第三次産業用の財産とは当然区別するようにこれは運用されてしかるべきじゃないかと考へられますけれども、この点はいかがなものでしょうか。

○首尾木政府委員 私ども自然環境保全法をつくりました原案の段階におきまして、そのような規定が入つておらなかつたことは事実でございます。これは当然のことでございますので、むしろいざいざ規定は当然のことでございますので、あらためて必要としないというふうな考へ方でございます。現在の自然環境保全というところに対して、この法律が施行されたときに多くの方々の中で、そういうふうな財産権に対する過重な規制というものがかかるといふことに対しての心配をいたしますか、そういうものが非常に多くございました。この点については、いわば入念的な考へ方を入れたものでございまして、実体的に考へますと、この法律の中で私権の尊重に關しましては、許可を受けなかつたときの補償でございます。あるいは地域指定の際の公聴会開催の規定でありますとか、あるいはさらに、特にそういうふうな意味で実体規定においても配慮をいたしておるわけでございます。いざいざこの総則の第三条というものは入念的な規定としてまとめたいというところでございます。

それからなお、農林水産業等の生業と他のものを区別すべきではないかという点でございますが、これにつきましては、自然環境保全地域のところの条文にもございまして、自然環境保全地域等におきましては、農林漁業等地域住民の生業に関するものについての尊重規定、配慮規定というものも置いております。これは特に自然環境保全地域というところに農林水産業が基盤を持つておるということ、そして、農林水産業の、特に林業等について考へますとおわかりいただけると思つております。林業が林業として継続をしていく、その適正な林業が今後続いていくというところは、これはそれ自体としてやはり全体としては自然環

境保全法は、これは現在の自然公園法その他自然の保護に関連のあります法律では十分に実施ができないというこ

とで、しかもそれを早期に、そういう新しい面につきまして、自然環境の保全をはかつていく必要性に迫られてつくつたものでありまして、体系的な面ではなおこれを整備を要する点が非常に多いわけでございます。なお、地域区分等につきましても、さらに考へる必要もございまして、各法律との体系づけ等につきましても、今後さらにわれわれ抜本的な検討をやつていける必要があると考へております。

この法律におきましても、内閣総理大臣が国の自然環境保全に関する基本方針をつくることになつております。その基本方針の中で、わが国の自然の保護に関する基本構想を立て、それから各種の地域につきましても設置の基準でありまして、ある地域は各地域間の調整といったようなことを基本方針ではかかつてまいることになっております。これは関係省庁からの御意見をいただきまして、内閣として決定をする、内閣総理大臣がこの案をつくるというふうなことになるわけでございます。

それから、その問題を通じまして、さらに具体的に各自然環境保全に関する各法律の具体的な調整でありますとかあるいは総合的な、これらを相協力をしていまして、この自然環境保全をやるということにとどまつておるわけでございます。

先ほども申しましたように、今後これらの点については、さらに抜本的な検討をいたしております。

○島本委員 自然環境保全法案の要綱の当時といまの法案として出てきたこれを対比してみますと、ほんのちよつとの部分ではなくて基本的な部分の後退があります。やはり私はこの点は十分に考へて対処していかなければならない問題点だと思つております。と申しますのは、徐々にあげていきたいと思つてますが、財産権の尊重及び他の公益との調整、第三条ですね、この規定は、当初案にはなかつたはずであります、こつ然として第三条に入つておるわけでありまして、当初案になつたものを入れないならなかつた理由というのはどういうことですか。それと同時に、

尊重すべき財産権は農林水産業などの生業に必要なものに限定して、第二次、第三次産業用の財産とは当然区別するようにこれは運用されてしかるべきじゃないかと考へられますけれども、この点はいかがなものでしょうか。

○首尾木政府委員 私ども自然環境保全法をつくりました原案の段階におきまして、そのような規定が入つておらなかつたことは事実でございます。これは当然のことでございますので、むしろいざいざ規定は当然のことでございますので、あらためて必要としないというふうな考へ方でございます。現在の自然環境保全というところに対して、この法律が施行されたときに多くの方々の中で、そういうふうな財産権に対する過重な規制というものがかかるといふことに対しての心配をいたしますか、そういうものが非常に多くございました。この点については、いわば入念的な考へ方を入れたものでございまして、実体的に考へますと、この法律の中で私権の尊重に關しましては、許可を受けなかつたときの補償でございます。あるいは地域指定の際の公聴会開催の規定でありますとか、あるいはさらに、特にそういうふうな意味で実体規定においても配慮をいたしておるわけでございます。いざいざこの総則の第三条というものは入念的な規定としてまとめたいというところでございます。

それからなお、農林水産業等の生業と他のものを区別すべきではないかという点でございますが、これにつきましては、自然環境保全地域のところの条文にもございまして、自然環境保全地域等におきましては、農林漁業等地域住民の生業に関するものについての尊重規定、配慮規定というものも置いております。これは特に自然環境保全地域というところに農林水産業が基盤を持つておるということ、そして、農林水産業の、特に林業等について考へますとおわかりいただけると思つております。林業が林業として継続をしていく、その適正な林業が今後続いていくというところは、これはそれ自体としてやはり全体としては自然環

境保全法は、これは現在の自然公園法その他自然の保護に関連のあります法律では十分に実施ができないというこ

とで、しかもそれを早期に、そういう新しい面につきまして、自然環境の保全をはかつていく必要性に迫られてつくつたものでありまして、体系的な面ではなおこれを整備を要する点が非常に多いわけでございます。なお、地域区分等につきましても、さらに考へる必要もございまして、各法律との体系づけ等につきましても、今後さらにわれわれ抜本的な検討をやつていける必要があると考へております。

環境保全ということに資する面があるというようなことを配慮をいたしまして、かつ、地域の住民の協力なくしては、やはり自然環境の保全というところではできないというようなことも考えまして、このような規定を入れた次第でございます。

○島本委員 そうすると、これはいわゆる要綱だったところには、第三章の十七に、「原生自然保護地域内の土地及びその定着物、国及び地方公共団体以外の者に対して、これを貸付け、交換し、売払い、譲り渡し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができない。」といふ前項の規定に違反する行為は無効とする。いわゆる環境保全のために私権を制限してもよろしい、環境保全はこれは日本の日本として今後重要なものだという柱を一本立てた。ところが、これがなくなるとして、そして第三章に、十七と引きかえに、自然環境の保全のためにわき目をふらずにやることはいけないぞ、財産権の尊重が必要である、これがこつ然として入ってきた。これは長官、重大なる決定の変更、重要な中心点の移動だ、こう言わざるを得ないのですが、こうせざるを得なかったのはどういふわけですか。重大です。

○大石国務大臣 この第三条は、これはあたりまえのことを言っているのございまして、当然あつてもなくて、あつても決して不都合ではありませぬ、あたりまえのことです。ただあたりまえのことを入れなければならぬよなことは、やはりいろいろ折衝の過程で、あまり環境庁の考えはきつ過ぎやせぬかというよな心配は、他の省庁に与えたかもしれませぬ。したがって、途中でこういうことを入ったのございまして、これは別に第三条が入ったことは、決して私は悪いことでもなければ、あたりまえのことだと思っております。しかし、御承知のように私権は当然尊重しなければなりませんけれども、やはり公益保持のためにはある程度私権に対する制限というものはやむを得ないと思つて、その思想は随所に入つておると思つて、ことに、たとえは原生自然保護地域につきましては、これは全部国

有地あるいは公有地にしようということもその一つのあらわれでございます。それからその他やいろいろな、たとえばあつてはいけない、こつ然とはいけない、許可制であることも、これは十分に一つの私権の制限だと思つて、やはり全体的に自然を守るためにはある程度の私権の制限はやむを得ないといふことが十分に入つておると思つて、ことさらあまりきつことばを書きますと、どうしても抵抗が各地にできましてなかなかこの法案の成立がむずかしくなる、そういうことで、このよな穏やかな形に変わったものだと、このよな御理解願ひたいと思つて、

○島本委員 あなたはそういうふういふに言われましても、前の無過失賠償責任法なんか見なさいな。あれは各党が修正してやつてようやく体系をなした。あれがなければ、なおそのままのやつたならば、どうにか運用されて困るじやないかというおそれさえあつたよな原案を出してきて、それを修正してもらつてありがとうございまして、あなたに言わなければならぬ。ところが、今度言つたのは、やはりあなたの姿勢がわかつたと言つたのです。それは、前のいわゆる要綱だったところの第三章の「原生自然環境保全地域」という第七の中に、りっぱなことが入つておるのです。すなわちこれは、環境保全のためには、その中に特に私権を制限しても環境の保全のために尽くすべきだといふよな線が一本ぐつと入つておる。これが入つて、また無用だといわれる第三条が、普通だといわれる第三条が入るならいのです。それを取つてしまつて、三条だけこつ然として入れてきた。この辺に基本的な姿勢の変更はありませぬかと言つておるのです。

○大石国務大臣 話は違ひますけれども、無過失賠償責任制度では、委員長以下皆さまの御努力によりまして、りっぱな修正をしていただきまして、私も確か前より非常にいい形になつたと喜んでおる次第でございます。そのような御努力に心から感謝申し上げます。

御承知のように、委員会のすべてのお力をかりなければ、やはりこのよない形になり得ないといふところに、現在の日本の行政のむずかしさがあると思つて、そういうことをひとつ御認識いただきたいと思つておる。われわれはできるだけきつもの、きびしいものにしたいたいで考えましたけれども、いま申しましたよなようにできるだけきびしいこと、あまりきびしくなりますと、どうしてもいろいろ各地に反発が出てまいります。御承知のように法律案というものは、政府提案というものは、政府のすべての役所の了解と協力がなければこれは一切法制局において成文化することができない。そういう意味であらゆる努力をしまして、この程度でまず持ちこたえたといふことございまして、これができれば、やはりいま申しましたよな、いろいろと次の段階において総合的なものに展開することもできる可能性があることございまして、そういう、多少弱くなつたといへば弱くなつたかもしれませんが、決して大事な自然を守らうといふ基本的な姿勢、精神は失われておらないと考へておる次第でございます。

○島本委員 これではどうも私は依然としてわからないのです。私の言つておいたのは、長官に対しては少し激励の質問になつておるはずなんです。いま長官が言つておいたその精神は、やはり要綱のところの十七にあつたのです。りっぱにあるのよな、それを今度第三条のほうに、十七と引きかえに、「財産権の尊重及び他の公益との調整」といふのが入つてきたのです。それはやはり私権の制限がなければ、まあいろいろ問題があるのではないか、こういうよなことも当時はわれわれも考へてみましたが、これ、どうなんですか。その目的自身は、あくまでも普通だといわれる、財産権をはじめとして、これは私権に制限を加へても自然を守るといふのが目的じやないですか。この私権は、財産権を含めて制限がなければ、普通のとおりの常識的なものだったとするならば、あえてこれは法制化する必要さえないじやありませんか。これは普通の問題で、こんなことは入れても入れなくても普通のことだといふなら、これは入れる必要はない、法制化する必要はない。ことに自然環境を保全するために私権の制限をする、しなければならぬからこそ、現在のこの貴重な自然環境保全法、こういうよなものが、できるのじやありませんか。それだに当然のことを、入れても、いいものを、常識的なものを第三条に入れておる。入れても入れなくてもいい問題だ、こういうよなことだったらちよつとおかしいのではないですか。肝心な私権の制限という十七、これはもうはつきり抜いておるのです。これじやダブルパンチじやありませんか。

○大石国務大臣 私は、なるべく私権というものは尊重していきたくと思つて、たとえは自然環境を守るためにも、できる限りの私権というものは尊重してまいることが、いまの制度では妥当だと思つておる。ただ、何でもかんでも私権を守るために自然環境の保全ができないとか、あるいはいろいろな問題がほかにもたくさんありますけれども、いろいろな国の行政ができないといふ場合にはある程度私権に制限を加へることになるだろうと思つておる。そのことが国の公益性を守ることに大事なことだと思つておる。島本委員「それが抜かれておる」と呼ぶので、できるだけ私権を尊重して、こういふ考へ方、あくまでも自然環境を守るためには、ある程度私権の制限はやむを得ないといふのは両立させなければならぬと思つておるのです。

それで、第三条は、これは当然のことをいふのでありますから、決して入れて悪いことはございませぬ。ただ、少しきつて私権の尊重を述べておるだけございまして、別にこれは入れて、取らなければならぬほどのことは、入れて、こつ然と私権を制限する。第十七は原生自然保護地域のことだと思つて、これもやはりできるだけ私権を制限しながら日本の正しい原生自然を守らうといふために全部買上げる。民有地をなくして、全部国あるいは公のものに買

上げるという方針を強調しているわけでございますから、これは決して自然を守るために矛盾しないと思ひます。

○島本委員 これはやはり私権の制限がなければ法制化する必要はないのですよ。そしてこの法律の目的は私権の制限ですから、そこに両方にいい顔をして、環境庁長官特有の、あっち向いていい、こっち向いていい。だからストックホルムへ行ってもそこでやられる。だから、やはりこれはどちらかというところにならなければ、一方の顔はきつく、一方の顔はこやかであっていいのです。あなたは両方向向いてこやかにしておる。これじゃどこか骨が一本抜けてしまっておそれがあるから、これは心配だ。

それで、まだまだこの中には以前のものと比べたらたくさんあるのです。私も両方比較してやってみるのですが、どういふような場合にもいろいろと出てくることばがあるのです。というのは「保全の場合においても自然公園法の適用、この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならぬ。」これもまた当然のことでありませう。そしてまた附則のほうへまいりました。三十五条の「配慮」、ここには「自然環境保全地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならぬ。」どこにいてもこれが入っておるのです。一カ所入れればわかるのであります。何方所も書かないでも、この法律自身がいかに曲げて運用されるおそれがあるという配慮からですか。もっとも「配慮」というところにこれを書いてあるのですが、これを二回も三回も書いておかなければならない理由はどこにあるのですか。これは法律ですから、政府委員のほうから。

○首尾木政府委員 三十五条は自然環境保全地域に関する規定の適用についての配慮規定でございます。もう一つのほうにつきましては、これは都道府県の自然環境保全地域に関するところについての規定でございます。ごらんいただきますと

わかりますように、こういったような問題は、原生自然環境保全地域につきましてはございませぬ。この自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域につきましては、特に林業等につきましては、そういうったような地域における林業等につきましては、その林業の健全な継続ということがございまして、森林を守っていくというふうなこともございまして、その意味におきまして、特に配慮規定というものを置いたというふうにお考えをいただきます。それから先ほど申し上げましたように、こういふ第一産業、農林漁業関係等につきましても、やはりその地域におきましてそういう自然を守っていくような手もあるわけでございます。それから、そういうったような生業の点につきましては、この法律の運用において過重な規制ということがかからないように考えておるわけでございます。もちろんこの法律の精神それ自体といたしましては、自然環境保全のために、個人が持っている権利につきましても法的な規制がかかってくるというふうなことがこの法律全体の精神でございます。運用におきましてそういうふうな点、いざさかもこれを曲げて運用するといふような考え方は持っておらないわけでございます。

○島本委員 この第五条、これもまた何のためにこういふようになったのでしうかね。基礎調査の実施、五年ごとに行なうという当初案から、五年ごとが抜けてしまつてあります。調査体系の現状と今後の強化対策ということについてはどのように考えられていますか。何のために五年が必要なくなったのですか。

○首尾木政府委員 当初は五年ごとにこの調査を行なうことを考えていたわけですが、この点につきましては、いまだ基礎調査の内容そのものについて十分固まっていな点もございまして、今回は「必要な基礎調査を行なう」という規定にとどめたわけですが、私も基本的

にはこれを五年がよろしいかあるいは十年がよろしいか、あるいはさらに時間を短縮したほうがよろしいか、こういふものにつきまして十分考慮して、今後必要な経費をとり、基礎調査、全国的な調査といったようなものを考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

○島本委員 それじゃこれは五年を入れないほうがいいという考えなんだね。

○首尾木政府委員 現段階においては、必ずしも五年というふうに限らないほうが、むしろ今後の進め方の上においては適当かと考えております。

○島本委員 十年のほうがいいのですか。

○首尾木政府委員 五年が十年になるということでございます。これは調査の内容でございますけれども、非常に大きな調査で、十年単位で見れば足りるというふうな調査であれば十年でよろしいと思ひます。さらにその中における部分的なものについては調査でございます。それは十年では困る、もっと五年以下であるといふようなものも必要かと考えております。

○島本委員 だから、そのものさしとして、五年というのを入れてその間に基礎調査を終わらせたほうが効果があるのではないかとおっしゃるのです。抜けてしまつたから、これは底抜けです。何年と書いてないのです。だから十年かといえは、十年より長くてもいいと言つてはいる。こんな基礎調査がありますか。だからこれは骨抜きだといふのです。初めちゃんと五年を一つの時期にしてこれを設定しようと言つたのです。それが抜けているからどうなんだと言つたら、どっちでもいいと言ふ。あなたの背骨抜かれたようなものだ。人間の体をなさなくなるのだ、だめです。長官、この辺もまた抜けてしまひますな。

○大石国務大臣 基礎調査ですから、私は三年とか十年、五年と区切る必要はないと思ひます。できるだけ短い期間でできるだけ正確なものをつくりたいと思ひます。われわれが考えております。そのような基礎調査をつくりました上で五年ごととか、初めのわれわれの予算要求のとき考えた

のは、五年ごとにもう一べんそのいろいろな変わり方を調査しようということ、五年おき、十年おきということにしたのですけれども、予算も取れませんでしたからそれはできません。予算も取れませんが十年でなければならぬと三年でなければならぬとできるだけ短い期間でできるだけ正確なものであればいいと思ひまして、基礎調査を終わった上の段階で、それがどのように変わっていくかというのを見るのは何年ごとがいいかというところは、その次の段階できめなければならぬのだと考えております。

○島本委員 その点はわかりましたが、一応のものさしというものがなければ、そのときの情勢によつてどうにもなりますよというの、一番どうにもならないのです。ですから、初めから法的に五年といふものさしでやっておつたならば、その前後には官僚はみな馬力をかけるのですよ。黙つておいて、なければ安心だ安心だ、予算がいずれ取れるまでということになつて、五年がだんだんおくれていくおそれがないかという心配なんです。したがつて、ものさしをちゃんとあてがつておきなさい、こういふようなことなんです。しかし、どうも、ないほうがいいんだというんだつたら、なおさらこれは骨がなくなる、こういふようなこととございまして、その点心配ですが、しかし、基本的に考えが違つたようだったら、これはしようがありません。一定するまで徹底的にやるよりしようがなくするわけですけれども、私はそう思ひます。

それと、第二章の基本方針及び審議会関係、これはどういふようなことになるのですか。基本方針の策定について、環境庁案から閣議決定から公表、こういうような順序でやつてきておられますが、これは内閣総理大臣の作成ということであつたら、おつたんじゃないですか。これがだんだん環境庁になり内閣の決定となつて、だんだんこうなつてきたというのはいかかこの辺も少し私として、前のこの要綱の点から見ましてもいささか不分明だ

と申すのです。これが整備された現状だと考えられませんが、審議会の委員の数が六十人というよりなことに了解してあったが、またこれもバナナのたたき売りじゃございませんが、四十五人以上ということになって、また減らされている。こういうふうなことになるまいかと、いよいよもってこの理由がどうも理解できかねますが、これも内閣総理大臣の作成が今度環境庁案ということになり、四十五人以上に審議会の委員の数が減ってきたというふうな点も、これは何のために減ったのですか。

○大石国務大臣 私、審議会の委員というのは数が多ければ多いほどいいとは考えておりません。一番優秀な人が全部入ってこれればいいと思っております。したがって、六十人が四十五人でも三十人でも私はいいと思っております。ただし、六十人おりました前の委員は、それは各省の次官とかそういうものが約二十人近く入っております。今度は一切役人を入れないで、ほんとうのいわゆる民間人だけで構成することに考えましたので、四十五人で私は十分だと考える次第でございます。

それから、内閣総理大臣がこの自然環境保全基本方針を定めるわけでございます。総理大臣が権威あるということでございますから、それは一番強力なものになるかもしれません。

○島本委員 これは原生自然環境保全地域関係ですけれども、政令で定める面積以上の土地に限定する理由は何かということ、それと、その面積としてどの程度考えていられるかということ。それと、民有地を指定する必要がある場合は国または地方公共団体が買い取るのか、その財政的な裏づけがどうなっているのかということ、保安林の区域を除くこととした理由、こういうふうなものはどうなのか、先ほどのいろいろな質問に関連してやはり危惧を感じますから、この点をひとつ説明してもらいたいということ、除くことによつて原生の生態関係が破壊されるおそれがあると思いますが、この辺の配慮はどうかということ、三つを一括に答弁してみてください。

○首尾木政府委員 原生自然環境保全地域というのは、ほとんど自然のままの状態である地域でございますので、そういうふうな生態系を守るためには相当の面積というものが必要だとされております。これは一応今日、そういうふうな自然環境の保全ということにつきまして、国際的に、どの程度の広さがあればいいかというふうな基準がございまして、一応私どもはそれに従いまして、約千ヘクタールといった程度のもので必要であるというふうな考えをおるわけでありまして、それだけあればその地域のそういうふうな生態系というものが守れるということ、こういうふうなものを規定いたしましたわけでありまして、民有地がある場合についてはどうかということでございますが、これは原生自然環境保全地域の実態的なものも多くは、現在国または地方公共団体が所有しているものがほとんどの状態と考へておりますが、しかし、民有地がその中にありまして、これは、これにつきまして、これを買い上げて公有地にいたしましたして、その上で原生自然環境保全地域の指定をいたしたい、かように考へておるわけでございます。四十七年度の予算で、国立公園の地域内の根拠地につきまして、その特に重要な地域、こういうふうなものを中心にいたしまして、年間約六十億の買い上げ事業を認めることとし、これをここの予算のやり方では、地方公共団体がその土地の所有者に対して交付公債を交付いたしまして、これを十年間で償還をする、その償還に要する経費、事務費も含めまして、国が十分の十ないしは五分の四を補助するというような制度が新たにつけられたわけでございます。この制度につきましては、今後四十八年度以降につきましてもこの制度の拡充ということに努力をいたしたいというふうな考へておるわけでございます。かりに民有地でこういう原生自然環境保全地域に相当するようなものがあればそれをやっつけて、こういうふうな考へ方でございます。

それから次に、第十四条の本文にございますように、森林法による保安林の区域というものを除いておるわけでございますが、この保安林というのはやはり森林法上それぞれの設置目的に従いまして、そこで治山事業等の行なわれる、すなわち人間の活動の行なわれることを前提にして指定されたものでございまして、したがって、こういうふうな人の活動の及ばない原生自然環境保全地域というものは性質的に異なるもので、本質的に相入れないものであるということ、両者を重複させないような形の法律にいたしたわけでございます。したがって、この法律で保安林の区域については原生自然環境保全地域というのを法律の附則で改正いたしております、森林法のほうでも、原生自然環境保全地域は保安林には指定できないというふうな相互にその規定を設けておるわけでございます。もし現在保安林でございまして、そうして保安林にしておくよりも原生自然環境保全地域にしたほうが適当な地域であるといったようなものがかりにあるといたしますと、これは今後の調査にまたなければなりません、そういうものにつきまして、林野庁とよく御相談をいたしまして、それぞれ必要な適当なほうにこれを位置づけていくというふうなやり方をしたいと考へておるわけでございます。

○島本委員 この原生自然環境保全地域関係ですけれども、指定にあたっては知事の意見を聞いたしなればならない、こういうふうなことになるおりましたが、このために時期を失するようないやうなことがあってはならないと思っております、その辺の配慮はだいたいどうですかということ、あわせて国または地方公共団体が――禁止行為これは十七条でございますが、その行為をしようとするときは、環境庁に協議することになっているが、協議がととのわなかった場合には、これはどういふようなことになるのか。それから、その地域内における私権の制限に関する規定が抜けておるわけ

ありますけれども、その必要は当然なのか。三つ言いましたけれども、わかりましたか。

○首尾木政府委員 最後のほうが……

○島本委員 この原生自然環境保全地域内、私権の制限に関する規定、当初案の十七条がこれは抜けておりますけれども、この必要はやはりないのか。

○首尾木政府委員 これは原生自然環境保全地域を設けていきますためには、やはりこのことについて十分に事前に相談をいたしまして、きまつた以上は、これについてそれぞれの立場に即してこの原生自然環境保全地域を守っていくということでございますので、協力ということを前提にいたしまして協議をいたすというふうな考へ方でもっていきたい、かように考へております。

協議のととのわぬ場合かどうかということでございますが、協議のととのわぬ場合には、そういうふうなものについては、これは許可をしないものについてはできないと同様に、協議のととのわぬものにつきましては、そういう行為についてはこれはできないというふうな考へられておるわけでございます。

それから、譲り渡しの禁止でございますとかあるいは私権の設定の禁止という当初の原案の条文が抜けました点でございますが、この点につきましては、これはいろいろ法律上のむずかしい問題がございまして、現在国有財産法あるいは地方自治法におきまして、公用財産についての制限の規定がございまして、こういうふうなものも範囲内譲り渡しあるいは譲り渡したような私権の設定ということも規制をされるたてまえになっておりますので、あらためてこの法律でここまで書く必要はなからうというものが、この原案から落ちた理由でございます。

○島本委員 これはやはりまた林野庁さんと両方で、これは重大な問題だと私は思っておりますが、いわゆるこの緑の管理体制、山の管理について現行のまま実施していくのについても、十分やれないほど手薄じゃないのかということ、だい

じようぶでしようか。何名ぐらいの人員を擁してこれは管理させるのですか。第一線の機関、これは何名ぐらいおって、今度の自然環境保全法で認められたこの緑を保全しようとするのであります。この問題に対しては、やはり管理体制を強化するために、鉄道の公安官のような司法警察権を持ったような、こういうような権限を付与して、十分に活躍をさせるべきではないだろうかというところが第一点です。また、この問題についても、やはりあったのですね、この要綱にこれがまたこつ然として消えているわけです。ですから、こういうふうに見ると、どうも私は、いいところが抜けて、そうして普通のところが入っている。私権を十分に制限してもいいような個所、これがあるから緑が生じる、こう思えばその分が抜かれている。今度は、それを監視するために、少なくとも鉄道の公安官または税関の職員のようなこういうような権限を持った、あるいはまた労働基準監督署員のような権限を持った、こういうような配慮も必要じゃないかと思っております。このように、これが抜けている。これはどういふことなんでしょうか。前の「環境庁長官または都道府県知事は、所部の職員の中から自然保護取締員を命じ自然環境の保護に関する事務をつかさどらせる。」まことにいいではありませんか。これが削られた理由はどこにあるのですか。

と協調を保ちまして、その協力のもとに守ることと大事だと考える次第でございます。

○大石国務大臣 われわれは日本の自然環境を保全しようとして一生懸命努力いたしました。皆さまの御協力を得てこのような法律案もつくっているわけでございます。しかし、かりに役所がどのような努力をいたしても、役所だけの認識と力だけでは日本の自然は守れないと思っております。ほかの行政も同じでございますが、そう思います。やはり国民全体が自然を守るという心がまえを持って、そのような愛情を持って協力していただくこと、努力していただくことが一番大事だと考えます。そういう意味で、私どもは、やはりいろいろと問題がありますけれども、同じ行政官庁の中におきまして、できるだけほかの他の役所とも十分な理解

たとえ、いまのいろいろの取り締まりとか見張りとか管理する者、そういう取締官につきましては、私は初め一つの警察的な権限を持たせることが妥当だと考えました。いまでもそのようなことは私はやはりあったほうがいいと思っております。ただ、御承知のように、このようにいまこの自然環境保全の法律案によりまして、われわれの守備範囲が広がってまいりますが、それに対する管理体制は必ずしも十分ではない。いままですえも不十分です。多少今度ことしの予算では、管理事務所が二カ所ふえまして八カ所になり、五十何人の管理員がさらに六十何人になりましたけれども、これではまだまだ実際には何分の一の人員にも当たらない。ですから、できるだけ近い将来にふやしてまいりたいと思っておりますが、なかなか予算の関係もありまして、われわれの希望するところにはなりません。そういう意味で、警察庁の話では、わずか五十人や六十人でやってもとて回り切れないだろう。たとえば警察権を持たして、いろいろな書類をつくる。何か事務官はそれに忙殺されて管理的な仕事もできなくなるだろう。ですから、むしろもし環境庁のそのような自然を守る決意があるならば、警察庁としても全面的にできるだけ協力してやるといふことでございすから、いまのところはともすればわずかな人間でどうにもなりませんから、むしろこのような全面的な警察庁の応援、協力を得たほうがやりやすいと考えまして、このような方向に変えてきたわけでございます。

○島本委員 私は、警察の協力を得ることは、その考えにおいて否定いたしません。その前に、林野庁の職員の協力によらなくては、盗伐や山荒らしに対しては焼石に水だということ、いまま現に二万も三万もいる職員の人、それと同時に、環境庁の、所管が変わるけれども国立公園の取締員もいる。ふやしたって、たった六人か九人ですか、そればかりでは、日本国じゅうの緑を守るた

めにはどうしようもありません。やはり林野庁の協力と相互の意思の疎通を十分にした上でないと、これは今後緑の保全に対する管理体制は完璧を期せられないと思うのです。警察に頼むのもけつこうです。しかし、山の中で四、五人盗伐していた、それを発見した、こっちは二人ぐらい、向こうが集団であったら、警察に行くのにくてくやって行く間にみんな逃げられてしまふじゃないですか。やはりそういう点を考えて、もう少し権限を与えると同時に、都道府県の職員、それから林野庁の職員、これと環境庁の職員それぞれ協力し合ってやれるような体制にしないとだめだ。そのためには、まことに取締官の設置、辞令一枚でできることである。どうも私はいよいよ気がしていたのですが、この点も抜けてしまった。どうもこの点は私はいまこに残念だと思っております。これは非常にいいと理解していたのに残念だと私は思います。

○田中委員長 重ねて一べんに質問してしまってください。

それは、林野庁によるところの保安林の伐採については、事前に計画として認められておられる場合には、そのルールに従って進められるのであれば、環境庁の長官の許可は要しても要らなくても、これはもう環境破壊の免罪符になってしまふ、こういうおそれがないかどうか心配ですが、この点については長官はどのように考えますか、両方の長官に所信をお願いしたい。

○島本委員 では、いまのやつを一つだけやって、あとは全部まとめてやります。

それは、事前に計画として認められておられる場合には、そのルールに従って進められるのであれば、環境庁の長官の許可は要しても要らなくても、これはもう環境破壊の免罪符になってしまふ、こういうおそれがないかどうか心配ですが、この点については長官はどのように考えますか、両方の長官に所信をお願いしたい。

○首尾木政府委員 仰せのように、木竹の伐採に全計画に基づきまして環境庁長官が農林大臣と協議をいたしまして定めた伐採の方法及び限度内における伐採については許可を要しないで行なうことができるというふうな調整をいたしたわけでございます。これは、林業が非常に長い間投資をい

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○福田(省)政府委員 ただいま環境庁の首尾木局長が言われましたが、全く同じことでございす。よく連絡をとりまして万全を期してまいりたいと思っております。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

○島本委員 これは大事な問題ですけれども、まとめて言うから一つ一つ答弁してください。

三十二条の「公害等調整委員会の裁定」というのがあります。これはどうなんですか。「公害等調整委員会に裁定を申請することができる。」言っても言わなくても、こんなことは裁定できるんですけれども、これをすれば、これ以外ではだめだということになれば、司法裁判に移行したりすることはできないということなんですか。できるなら

は、林業経営そのものが金融的な面におきましても行き詰まってくるというふうな配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようにという配慮でそれを行なったわけでありまして、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度というものと自然環境の保全というものと調整を十分にはかりまして、それだけの地域ごとにきまかく伐採の方法あるいは限度というものをきめていこうというふうな考えでおりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張してまいりたい、かように考えておるわけでございます。基本的には林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全というのを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくというところでございすので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題というの是非常に進進をするというふうな考えでおるわけでございます。

○田中委員長 島本君、あまり言いたくないんだけれども、もうだいぶん時間の予定も済んでおるから、まとめてやってください。

ばなぜ書かないんですか。これを書いたということは、これは特に「公害等調整委員会に裁定を申請することが出来る。」に重大な意味があるのだから、それを解明してもらいたい。書かないものに対してはどうなのか、司法裁判は受け付けないのかどうか。それ以外の調整機関に対してはこれはどうなのか。せつかくこう書いてありますから、書いたことの意味をはっきりさせてもらいたい。それが一点です。三十二条。

それから附則の二条の都市の環境の緑の問題、勝負がつけられないままに、白紙のまま今後問題にゆだねられた。長官、これは私は姿勢の一步後退である、こういうふうな思っているわけですが、長官の場合はこれは別に後退ではない、いままでの答弁で十分けれども、そうだったならば一本化してこれは十分に所期の目的、成果を求めるのがやはり行政の態度です。これに対しては姿勢の一步後退でないかということ、これが二番目。

三番目、これは土地の買い上げの制度化ができなかった。買い上げ対策の充実に対しては制度化すべきじゃなかったのかどうか、これが制度化に対してはどういうふうなことになるか、この点をひとつははっきりとさせてもらいたいということでありませう。

それと林野庁です。いままでの林道のつけ方のためなことはよくわかりましたが、国としてやる以上、建設省のはうに、林道その他こういうようなものはきちっとしてやって、環境保全に沿うような道路をつきさせるのがいいのじゃないのかと思いますが、いままでと同じような方法を踏襲していきなされるのかどうか、この点について建設省の吉兼都市局長からこれはお伺いしたい、こういうふうに思うわけでありませう。

以上まとめて言いましたけれども、一つ一つ……。

○首尾木政府委員 まず公害等調整委員会の裁定の規定でございますが、二十五条第四項と申しますのは、許可、認可に関する規定、二十七条、二

十八条もそういうものがございます。その「処分不服がある者」でございますから、たとえば不許可になったというふうな際の不服の申し立てにつきまして、公害等調整委員会の裁定の規定を設けたものでございます。これと不服申し立てとの関係でございますが、この場合には行政不服審査法による不服申し立てをすることができないというのがその解釈でございます。

それから第二点は附則の第二条の問題でございますが、すでに長官からお話ございましたように、都市の自然環境の保全という点につきましては、都市計画の種々の関係も考えながら一体的なことを行なうことが必要でありますので、そういうふうな点でより自然環境保全について必要な各種の手段といえますが、そういうものを考えていかなければならぬ、きめこまかな手段というものを考えていかなければならぬということでございます。すでにことしの四月に中央都市計画審議会におきまして答申が出ております。

その新しい法律の立案につきましての答申が出ておりました、それをもとにいたしまして今後検討をするということでございます。この点につきましては、私も建設省それから環境庁ともどもにこの問題につきましては検討いたしまして、次の一年後の国会にこれを提出したいというふうな考え方でござります。

第三点の土地買い上げの制度化の問題でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、予算におきまして四十七年度から国立公園の重要な地域につきましての都道府県の公債交付による買い上げという新しい措置ができましたが、この問題につきましては、さらに適地の調査でありますとかこの買い上げ制度化の問題につきまして、どの程度のものを中心とするかといったようなこと、その買い上げの主体をどこでやるかといったような問題につきましてはお検討の要ありということで、今年度の予算にはさらに検討をするということで、今年度の予算の決定のときに、そういう意味のことで今回の

予算をつけたわけでございます。その問題につきましては、したがって予算上調査費が組み込まれておりまして、これに基づいて、この制度化を含めまして買い上げの問題については検討をしております。しかし、土地買い上げ制度につきましては、どうしても買い上げる必要のある地域についてはこれを制度化していくことが必要でございます。また環境の保全というのには、先ほど先生もお話になりましたように、ある意味において私権を制限していくといったようなことでございます。何でもかんでもみな買い上げるというふうなことにござります。これはいろいろ問題もあらうかと思われるわけでございます。そういうふうな点も含めまして、土地の買い上げ制度をどの範囲で、どういうふうな形でもっていくのが最も適当かというふうな点については、さらに検討をする必要があるということで、今回の法律にはその制度化を見送ったものでございます。

○福田(省)政府委員 林道につきましては、従来のような、経費をできるだけ安くして延長をかせぐということ、御指摘のように、自然破壊にならざるわけでございます。そういうような点を改めまして、今後は森林の造成、これは当然自然保護という考え方を返すわけでございまして、規格もしっかりした林道をつくっていくようにしたいと考えるわけでございます。この林道につきましても、ただいまの財務制度では単年度の収支というふうなことでございまして、同年度の収入でまかなっていくというのが一つの問題点でございます。これにつきましては、治山治水緊急措置法に基づきまして、治山事業は五年間の計画を立てまして、予算もきちっときめていくわけでございまして、したがって、林道というものはやはり林業生産の基礎をなすものでございまして、林道法というふうなものを制定して、これはやはり治山事業と同じような予算措置を講ずべきではないかというふうな御意見も非常にあるわけでございませう。

これらの問題を含めまして、財務制度一般の問題の中で、林道につきましても、ただいまの林政審議会が検討されているところではございませうが、今後は自然保護に十分配慮した林道というところで、その施行につきましては林野庁が責任をもって実施してまいりたい、かように考えております。

○吉兼政府委員 林道についてのお尋ねでございますが、林道は道路法の道路じゃございませんので、建設省の所管でございませぬ。したがって、いまの林野庁長官のお答えのとおりで、林野庁の責任において林道というものが整備されるというところでございませぬが、将来林道がまた道路法の道路に編入されるというふうなこともございませぬので、その構造等につきましては、これは直接、私のほうは道路局の所管でございませぬが、両者において十分調整をとって今日までやってまいっております。私は何も伺っておりませんが、そういう点につきましては、私のほうからまた道路局のほうに十分お伝えを申し上げておきたいと思っております。

○島本委員 まだまだ意を尽くせない点がたくさんあるわけでございますが、すぐ阿部君があとを継ぎますから、それにすべてをゆだねて、十分意見を尽くすまで質問し、検討してもらいたい、こう思います。残念ながら、いままでの質疑の中では、自分自身の見当は、わりあい慎重であるというふうなほうになつていっているような傾きは否定することはできません。今後の皆さんの回答の努力を心から期待して、私の質問をこれで終わります。

○田中委員 此の際、午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十四分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○阿部(未)委員 まず長官にお伺いしたいのです。

けれども、この法案の審議を求むる政府の姿勢に問題があるのではないかと気がいたします。自然環境保全法の要綱につきましては、かねてわれわれも検討を加えたところですけれども、いま成案を得た自然環境保全法は、実はこの委員会の部屋に入ってやっというたいたわけでございます。直ちにこれを審議せよと言われましても、前の要綱に比べてずいぶん変わっております。前のようにすることは、私はこれは物理的に困難な問題だと思っておりますけれども、こういう提案のしかた、取り扱いは、長官はどうお考えでございますでしょうか。

○大石国務大臣 この自然環境保全法案は、私も環境庁をつくりまして以来、初めから一番大事な法案と考えまして、日本の自然環境を保護するための基本的な姿勢を示すという考えでこれを予定してまいりました。これは初めから今日まで約十一月余りにわたって、自然保護が中心となりまして、ほんとに、言ってみれば、心血を注ぐような思いで努力してまいりました。それが大体以前にお手元に差し上げましたあの要綱でございます。ただし、御承知のように、これを政府提案といたすには、各省との完全な了解、理解がなければいけません。そういうことで各省庁との折衝に入りました。そういうことで、いろいろと困難な事情がございまして、たとえれば林野庁との調整は四カ月かかりました。このとおりでございます。ですから、われわれは、予定の三月十七日を過ぎましてもこの成案を得ることができず、あらゆる努力を重ね、何回かやめようと思いましたが、これを途中でやめたのでは国民に申しわけないということで考え直しまして努力をしまして、ようやく六月に入りまして初めて法制局でその内容がで上がったわけでございます。そんなわけで、延長国会に入りました。その歴史はほとんどない、まことに申しわけない

次第でございますけれども、決してわれわれがなまけておったのではなくて、あらゆる努力を重ねた結果今日に至ったのでございます。それで、実は私は五月三十一日からストックホルムの会議に参りまして、十六日まではおらなければならなかったわけでございます。ところが、この法案の問題もございまして、どうしても帰れという政府の命令もございまして、私は二日目の演説を終わらせて、直ちに三日目にこちらに戻ってまいりました。次第でございます。まことに申しやるとおり、法案の出方、並びに審議期間が短いこと、これはまことに申しわけないことでございます。そういう事情で、懸命の努力をして今日に至ったわけでございます。その点御考慮を賜われたいものだと思う次第でございます。

○阿部(未)委員 長官が非常に意欲的に自然環境保全の法案に取り組んでこられたことは了解ができています。しかし、私が申し上げましたように、物理的に非常に困難で、いまここで法案を渡されて直ちに審議せよということ、私は、率直に言って、酷だと思えます。しかもその裏に、私は、いみじくも長官からも申されましたように、政府全体として公害対策なり、この自然環境の保全に取り組む姿勢は一体どうなのだろうかという気がいたします。

たといえば、この自然環境保全法にしましても、森林法の一部改正と並んで一つの体をなすものである。さらに欲を言うならば、もう一つ加えて、この附則の二条にありまるところの都市環境の問題が加わってほんとうに自然環境の保全の法律だということがございまして、しかし、仄聞するところでは、森林法の成立につきましてもこの国会では困難ではないかといわれております。まして、都市環境の問題については、附則の二条で、先ほどの説明では、来年の国会に提案をしたい、こういう様子でございます。それから、そうなりますと、環境庁の長官の努力とは違つて、政府全体のこの問題に取り組む姿勢については私は大きい

い疑問を持つのでございますけれども、その点についての長官のお考えを承りたいのです。○大石国務大臣 政府部内におきましては、各省庁ではいろいろな考え方があり、それぞれ、各官庁ではいろいろな考え方もあります。そういうこと、なな振り主義もあると思えます。そういうこと、いろいろな困難な問題がございまして、とにかくこのような案がまとまりまして、政府提案として出ている点から考えましても、政府が別にこれに情熱と申しますか、それが無いとは決して申されません、私はこう考えております。少なくとも、環境庁という役所はこれに対しては心血を注いで努力をいたしております。森林法の改正にもいたしました。これは非常に無理な話でございます。幸いに農林省でも、森林法を同時に改正して、この環境保全法に対して協力しようということになりました。これまたすでに国会に提出してございます。そういうことで、これもぜひ通過できるものと考えておるわけでございます。ただ、建設省との都市緑化につきましても、これは残念ながら、基本的な考えは同じでございます。これは残念ながら、基本的な考えは同じでございます。基本的な考えは同じである、お互いに協力しようという意欲も同じでございます。けれども、ただ、いろいろな省庁との折衝、交渉の段階になりました。十分に建設省と詰める時間的な余裕がございませんでした。そこで、中途はんばなものをつくるよりはお互いに十分話し合ひまして、同じような思想を持っておられますから、次の国会で同じようなものをつくらせて補完しようという合意になりました。このように、必ずつくるという法律の一条を入れまして、お茶を濁すような形になったわけでございますけれども、熱意がないわけではないということをお認め願いたいと思っております。

ならぬ問題だつたと思っております。にもかかわらず、これが一年見送られた。そこに、幾ら長官が政府の責任者の一人として強弁をされてみましても、われわれが受ける感じとしては、どうもまともな政府の姿勢としては熱意に欠けるものがある、こう言わざるを得ないが、これは水かけ論になりますから、ただ、私もそういう感じを受けておるということについて、長官に十分留意をしていただきたいと思います。

次に、この法案の第一点についてお伺いしたいと思つておるけれども、第十二条で、自然環境保全基本方針をつくるということになっております。私は、この自然環境保全基本方針のほうが先につくられて、しかる後にそれぞれの法案が出てくるのが本筋ではないかという気がいたします。この点は、どうでしょうか。

○大石国務大臣 普通の場合ならば、いわゆる基本法的なものが先行いたしました。その方針なり、ものの考え方、基本的な考え方を打ち出すのが当然でございます。ただ、われわれもそのように考えておりましたけれども、御承知のように、現在の自然破壊の状態は目に余るものがございます。一日でも一時間でもぬるがせにできないような感じをするわけでございます。そこで、もちろん、将来の大きな見通しを立てた基本的な構想は絶対必要でございますけれども、とりあえず、どんな小さなものでも、少しでもいいから、日本の自然環境を守りたいというのが、いまわれわれの本心でございます。そういうところで、この二つ突き合わせまして、基本的な方針も入れながら、とにかく一時間でも一分でも早くこの自然を多少でも守る土台をつくりたいということで、このような形になったわけでございます。阿部委員の御趣旨はよくわかるのでございますけれども、いまの日本のせつぱ話まった自然破壊の現状から、このような形になったものと御理解を願いたいと思つておる。

○阿部(未)委員 実は、私は、そこにも政府全体の自然環境の保全に取り組む姿勢の一端がうかが

われると思うのですけれども、ほんとうに政府全体に熱意があるならば、まず先にこの基本方針を明確にして、そしてこの法案が提案をされる、そういう筋道になるべきであつたと思うのです。

その点は長官も同じ意見のようですが、しかし、現実には逆に、この自然環境保全法の中で基本方針をつくるというのをたわなければならぬといふ、さか立ちをしたかっこうになつておると申し上げても、私は言い過ぎではないといふ気がいたします。そういういわゆる政府全体の公害なり自然環境保全に取り組む姿勢と、そしていま現実に環境庁として担当されておる大臣との間には、私は何か食い違いが感じられてならないのです。

それに関連をして二、三お伺いをしたいのですけれども、ごらんになつたと思いますが、六月十一日の毎日新聞に、「大石長官に「待った」問題の外務省至急電」次の環境会議招致の言明こうして消えた」と、「公害国」印象恐れる「基金10%も出せば十分」として、横のほうに、外務省の出した極秘至急の訓電が掲載をされておりますが、こういう事実があつたのかどうか、お伺いしたいのです。

○大石國務大臣 それは政府部内の問題でございますから、私はあまり内部のことを申し上げるわけにはまいりませんが、大体毎日新聞に出ております——きのうかおとといあたりと思うのでございますが、大体そのとおりの御理解いただいておりますのでございます。

○阿部(末)委員 長官はいま、政府部内の問題ですから、あまり申し上げにくいとおっしゃいますけれども、新聞によりますと、この訓電は六月五日に発せられておりますが、六月六日に長官はストックホルムの日本大使公邸で記者会見をされて、訓電の内容について長官のお考えを発表されたような経緯はございませんか。

○大石國務大臣 六月いつでございましょうか。

○阿部(末)委員 六月六日となっております。

○大石國務大臣 六月六日は、私が向こうで一般演説を終えまして、そして夜は、報道関係者を御招

待たしまして、一籍にめしを食べておつたのでございますが、その節そのような話はいしたと考へております。

○阿部(末)委員 新聞記者会見で発表のできる内容が、この国会の委員会でお話しが願えないものでございますか。

○大石國務大臣 それはできません。ただし、新聞に出ておりますようなこまかいことは申しておりません。それは訓電ですが、電報の内容、そういうことは一切申しておりませんので、この新聞記者の会見で話しました内容なら幾らでもこちらでお話していただけるわけでございますが、その新聞に出ておりますのはそれ以上の内容があるようでございますので、そのことについては、これは秘密電報でございますので、あまり申し上げることは差し控えたいと思つております。

○阿部(末)委員 おそらく、秘密電報ですから、いろいろ問題のあるところと思うのですけれども、それでは、一体、六月六日のこのストックホルムの日本大使公邸での記者会見で、長官はどういうことをお話しになつたのでございますか。

○大石國務大臣 こまかいことは忘れましてけれども、ただ、要するに、問題は、私の演説の一番終わりに、第二回目のこの種の会合が——国連人間環境会議でございまして、この種の会合が必要になつてくるのではなからうか、そのような各国の理解が高まり、そのような方向に進んできた場合には、次の会議の開催についてはわが国は全面的な協力を惜むものではないという内容に私変えましたのですが、その前の内容は、このような必要が高まつてきて第二回目の会議が開かれる場合には、わが国はホスト国になることはやぶさかでない、受け入れ体制があるという内容だつたわけでございます。それを、いけない、変えろというようなことを申し上げたわけでございます。

○阿部(末)委員 長官、帰ってきたら、だいぶ遠慮してものを申されておるようですが、私ちょっと

これは、この新聞に出ておる記事が、私ちょっと

読んでみますから、内容に違いがあるかどうか、お答えを願ひたいと思つております。

まず、この見出しは、「大石長官「露が関外交」を批判」「意思の疎通欠く」「環境会議招致」など」ということで、「外務省の次官、局長をはじめとする首脳部は国際間の情勢を十分掌握するよう

にすべきだ。今のように現実の国際意識のない事務的な外交では、日本の外交は立ち遅れるばかりだ」と述べた」とあり、そして、

大石長官の発言要旨次の通り。

一、カナダが第二回環境会議の招致を表明したのは結構なことだ。日本で開きたいと思つてはいたが日本政府からの訓電がきてやめろといつてきた。出発前福田外務、水田大蔵両相と第二回会議の招致について話がついていたのに、このような訓電がきたのは言語道断だ。大蔵大臣がこれほど気にするとはこつけないこと

と思つた。しかし演説の表現は日本が開く可能性を残している。

一、本国と出先との連絡がきつめて大切なことが当地へきてわかつた。本国からの訓電を受けるのではなく逆に本国へ訓電を打つべきだ。外務省次官、局長は大使経験者を当てるべきだが、みんないい加減であきれかへつた。外国のことがわかつた、国際間の情勢がわかる人が大臣の決裁をとつて訓電を出すならかまわないが、

そうでないと、えらいことになる。

一、滞在期間があと一週間か十日あれば中国と接触する機会もあつたと思つたが……政府や国会の都合で帰国しなければならぬのは残念だ。

これが長官の発言要旨ということになつておりますが、この内容に食い違いがありますか、ありませんか。

○大石國務大臣 ことばづかいや何かには多少の違いはあるかもしれませんが、内容にはさうたいした——大体それに近いようなことを考へておつたと思つております。

○阿部(末)委員 そうしますと、それに間違いが

なければ、長官が御出発になる前に、外務大臣あるいは大蔵大臣と打ち合わせをされて、第二回の会議はできれば日本に招致をしたいという趣旨の演説をされる、そういう御予定になつておつたことになるのでございますが、これは間違いございませんか。

○大石國務大臣 出発の前日、閣議の前でありましたが、私は外務大臣、大蔵大臣と御相談いたしました。環境基金の日本の出資、負担の割合です

ね、それを最初に相談いたしました。いろいろと大蔵大臣と折衝いたしました。これはある方針をきめました。その次に、二回目の招集をどうしたらいいかを相談しましたところが、無理無理日本に招致する必要はない、そのような主張はない

ほうがいいという外務大臣のお話で、私もそのとおりで、無理無理引っぱるような演説はしませんというお話はしました。そのかわり、いまの話で、ホスト国となる用意はある、この程度でよろしゅうございませつかと話しましたら、それなら

よからうということでもございました。それに対しては大蔵大臣も反対されませんでした。私はそのよな方針で行つたわけでございます。ところが、

一片の電信が参りまして、そうして招致の話は一切するなという話でございました。私は、大臣同士話したのだから、そんな心配はない、おそらくはだれかがいいかげんなことで訓電をよこしたのだと思つたのです。ですから、そのようなやり方

はいかぬと言つたけれども、現地の方があらゆる努力をして、本国において各省折衝して、ちゃんと方針をきめて現地へ出向いておるのだから、現地へ出向いておる現地の方の意見を当然聞くべき

だ、それが一番正しい行き方だ。それを単なる下っぱの者が——下っぱと言つたら失礼ですが、あれがただ簡単な判断でそのよな訓電をよこしたことはなはだ不当である、妥当でない、そういう

ことで意見を述べたのです。ですから、当然、現地であらゆる努力、苦勞をしておるのだから、よく現地の報告を聞いて、それから大臣なり、ある

いは局長なり次官なりの、十分に国際的な見識の

ある大使なんかを経験した人の意見を判断して訓電をよこすべきであって、下っぱのわずか一部の、国際情勢のよくわからない者の判断によってこのような訓電をよこすべきでない、私はそう判断したのである。大臣がそういう訓電をよこしたとは思いませんから、約束して行ったのですから……。

○阿部(未)委員 外務省、見えてますか。
○田中委員長 見えてます。
○阿部(未)委員 外務省のほうにお伺いしますけれども、この毎日新聞に明らかにされておる極秘、至急の国連かん境会議あての訓電は、毎日新聞に報道されたとおりに間違いがないかどうか、お伺いします。

○阿部(未)委員 長官の真意はわかりましたが、しかし、私は、この訓電は、日本が国際的に日本の公害対策なり環境の保全について示す態度として非常に重要な内容を持つておると思うのですが、先ほど長官は、機密の問題だからとおっしゃいましたけれども、これだけ新聞に明らかになつた以上、これはもう国民は知る権利として、当然、黙っておればこれをそのまま信頼しますから、事実かどうかについて明らかにしてもらわなければならぬと思ひますので、まず、大臣が受け取られた電文の内容はこういうものであつたというふうには先ほどお話がございましたが、この中で特にわが国の姿勢を示すものとして重大なものは、「第二回人間かん境会議の日本開催を、この段階で表明すること、わが国がいわゆる公害先進国であるという悪いイメージをさらに印象づけることにもつながらるおそれがあること、わが国のかん境問題に対する積極的なし勢は一〇％」云々、こういうふうになっておりますが、こういう内容は間違ひございませんか。

○影井政府委員 毎日新聞に掲載されております電文は、ほとんど正確と申し上げた理由は、こまかいこととございますが、たとえばその秘密の指定が、新聞ではたしか極秘になっておりましたけれども、これは秘でございます。それから、これもこまかいこととございますが、至急電という指定になっておりましたが、これは大至急ということと打っております。

○大石国務大臣 これは実際私にあててきた電報ではございません。ですから、私は、その内容について、それが妥当であるかどうか申し上げるわけにはまいりませんので、ひとつごかんべん願ひます。

それからもう一つ、電報の件名でございますが、「国連かん境会議(大石長官演説)」、新聞にはそのようになっておりますが、これは、私も今回の会議は国連人間環境会議と呼んでおりますので、その人間が抜けているということとでございます。それから本文の中に入りまして、ただいまお読みになりました日本のイメージ云々のところに、一カ所、国際的にということばを私も入れておりましたが、それが入っております。それを除きましてはそのとおりでございます。

○阿部(未)委員 ただ、長官に明らかにしてもらいたいのは、少なくとも出発前に外務、大蔵の各相と話し合いをされて出ていかれたときから考えれば、この訓電を受けて、やはり若干の制約を受けたということは間違いのないわけでございますか。

○阿部(未)委員 そうしますと、環境庁長官が発をさるる前には、外務大臣とも打ち合わせをされて、第二回の会議を日本に招致をするということについておおむねの了解があつたということになつておるのですが、それが長官が現地に着かれた後にこういうふうな急遽変更になつた経緯はどういうわけですか。

事務当局といたしまして、日本の立場というものを正確に現地の首席代表にお伝えする任務がある。そういう意味におきまして、事務当局といたしまして政府の立場というものをもう一回再確認するということの意味で、これは事務当局限りではございませんので、日本政府の立場というものをもう一回再確認いたしましたして現地にこの電信を打つた、こういう次第でございます。

○阿部(未)委員 日本の政治が官僚政治であると呼ばれるゆえんを私はここにまざまざと見せつけられた気がするので、すでにそれぞれの責任ある大臣の間で話し合いが行かれておるものを、何で事務官僚がもう二べん確認をして、わざわざこういう訓電を発するような手続を踏まなければならぬのか、大臣同士の話し合いというものはそれほど権威のないものなのか、環境庁長官はこれをどうお考えですか。

○大石国務大臣 私は、大臣であるからとか大臣でないからとか別にしまして、とにかく、その話の内容は、いわゆる公の席であるからとか公でないからとかは別として、やはり約束したものは約束だと思ひます。そういう意味で、私は別に大臣だから大臣でないからといって違いありませんが、約束したものは約束だと考えております。

○阿部(未)委員 それにもかかわらず、長官はやはり制約を受けた。そうなりますと、大臣と約束したと、あとから来たこの訓電との関連についてどういふふうな判断をされたわけですか。こういう訓電が来て、長官おっしゃるようになら、何とそこで遠慮をさるる必要はなかったのじゃないか、そんな気がするのですけれども……。

そういう方針で行つたのでありますから、私は大臣が打つてよこしたとは思ひませんでした。ですから、あまり重要でない立場の者がいいかげんな考で簡単に打つてよこしたのだからというところで、私はそういう発言になつたのです。もっと慎重に考えて、現地の者を尊重した責任のある訓電を打たなければならぬ、私はそのときはそう考えたのでございます。

○阿部(未)委員 そうなるといよいよおかしくなつてきますが、外務省のほうは、それでは特に大臣から命ぜられてこういう検討を加えたのか。事務段階でこういう検討を加えて、大臣に進言をしたのか。これは最終的な責任は大臣が持たなければならぬでしょうけれども、その間の経緯、その訓電を発するに至つた経緯をもう少し詳細に述べてもらひたい。

○影井政府委員 これは事務当局が発動いたしましたしてそういう電信を打つたということではございません。

○阿部(未)委員 もう少し詳細に、それはどういう経緯でこうなつたのか。大臣は長官と約束をされておつたにこういう訓電を打つたということ、少なくとも前の考えを変えられたわけでしょう。変えるに至つた経緯が、大臣の発想によるものか、事務当局の進言によるものか、その間の経緯をお伺ひしたいのです。

○阿部(未)委員 御承知のとおり、本件環境会議に關しまして日本の国内で關係する省庁はかなりの数ありまして、そのうちの省から、その大臣の御注意というものに基づいて私のほうに連絡がございました。その連絡に基づきまして種々事務的に協議を重ねて、最後に大臣の御決裁を得て発令した、こういう次第でございます。

まそうとしてかかっておるんですけれども、いま、ある省からというのは、どこの省からだれがどう言ってきたんですか。はっきりしてください。

○影井政府委員 これは、ただいま申し上げましたように、事務当局から発動いたしましてそうしてこういふ電報を出したのではない。さらに、ただいま先生御質問の、具体的にどこの省の大臣からどういふ経路という御質問でございますが、これはひとつ私どもの立場をお考えいただきまして御了承願いたい、こう考える次第でございます。

○阿部(未)委員 私は、冒頭から申し上げておりますように、日本の政府全体として公害の対策なり環境の保全に取り組む姿勢に疑問があることを申し上げておるのです。したがって、閣僚の中で関係をする環境庁なり、大蔵省なり、外務省なりで話し合いついておったものが、それ以外か、その中か知りませんが、ある特定の大臣の指示によって変更が加えられたとするならば、これはきわめて重大な問題ですから、この国会の中で明らかにしてもらわなければなりません。はっきり答えてください。

○田中委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めてください。

影井局長。

○影井政府委員 まことに申しわけない次第でございますが、先ほど申し上げました私の立場、これをひとつ御了承願いたいとお願する次第でございます。

○阿部(未)委員 私は局長の立場が理解できぬわけではございません。しかし、関係のお役人の皆さんが御存知の内容が、国会議員に知らされないといういまの日本の国政について、私は非常に不満であります。この点について長官はどうお考えか。政府の責任者の一人として長官からお伺いしたいのです。

○大石國務大臣 考えてみれば、結果的には実はあまりたいしたことはなかったのです。あの演説をしましても、私はやはり日本に招致したいとい

う気持ちがありましたけれども、そのような訓令で、一応あらゆる協力を惜しまない旨の心がまえであるということをお申し述べましたが、向こうの現地では、英語に翻訳する場合には、協力はサポートですが、サポート・アンド・コオペレーションと二つ書いてくれたのです。私の気持ちを察してそのようにしてくれまして、仲をうまく取り次いでくれたわけでありまして、私自身は、演説の内容は多少弱い、招致からは弱まりましたけれども、必ずしも日本が日本の国で開催することに協力しないということではございません。ことに、次の二回目の会議を開くか開かないかということが今度きまりませんで、しかも、そういうことがきまったあとでも、どこでやるかということも、もうおそろく来年、一年ぐらいいいと思っておりますので、私は政府内部の了解を求めまして、さらに今後開くような努力をいたしたいと思っております。そういうことでそのような話し合いをいたしました結果、みんなでこう直しましよ、サポート・アンド・コオペレーションということまでがまえの意気を示してやりましょ、こういうことで実は話がついたのです。ただ、急に話を交えられたというところで多少私は感情的になった、憤りを覚えたこともありましたが、済んだことで、まあそうたいした問題でもなかったんです。ですから、この際は、あんまり役所同士のけんかか話になりまして、あとでまたどこの役所からかたきをとりたら行政上困ることもございますので、その点ひとつ御了承いただきたいと思っております。

これは局長連中が悪いんではございませんから、どうかひとつ役人の立場も考えられて、その点穏やかに御了承賜るようお願いいたします。

○阿部(未)委員 長官、そうおっしゃいますが、長官がおっしゃった中にもそういうような意味のことが出ていましたよ。次官、局長をはじめとする首脳部はと、こうはちゃんと出ていまして、どうも私はそこら辺に何かあるような気がしてならないのです。長官のおことばの中にもちゃんと、新聞記者の発表の中に、次官、局長クラスがどう

もよくないというようなことが出ておるようでございますが、そこまでおっしゃるならば、私は率直に申し上げて、事務当局が知っておる内容が、国会議員であるわれわれにも知らされない、しかもそれが、日本の公害なり環境保全に取り組み基本的な姿勢の問題として議論をされておる中で、なお秘匿されなければならないといういまの政治のあり方については不満でございます。その点だけを明らかに申し上げておきます。

それからもう一つ、外務省のほうにお伺いしますけれども、十一日の毎日新聞にはこういう記事が載っておるわけですが、翌十二日の朝日新聞には、三ページにこういふのが載っておるのです。「外務省の幹部は嘆いた。」というのですがね、「われわれは国連人間環境会議のストロング事務局長に二回もしてやられた」ということで、その内容の一つは、国連人間環境会議の二へん目を日本で開くはずであったのを、ストロング事務局長にだまされてやりそこなつた。二つ目は鯨の問題です。鯨の問題もあとでやりますが、そうしますと、この朝日新聞の十二日の記事に限らず、外務省のある幹部は、第二回会議を日本に招致する気持ちがあつたんだけれども、ストロング事務局長にしてやられて日本の招致が困難になったというふうな言いわけをしている。しかし、十一日の毎日新聞に発表された訓電の内容は、早く言えば、日本に持つてきちゃ困るといふ意味ですよ。イメーシダウンになるじゃないか、困るじゃないかといふのがこの訓電の内容です。明らかに、第二回会議を日本で開催することを、拒否ではないが、期待してはなかつたのにもかかわらず、十二日の朝日新聞では、外務省の幹部が、期待しておつたけれども、ストロング事務局長にしてやられたというふうな言い方をしておるのですが、大体外務省の感覚はどっちがほんとうですか。

○影井政府委員 私、その朝日新聞の記事は、実はうっかりして見落としておりました。それから、いま拝聴いたしました記事の内容、どの幹部からどういふふうな話をされたのか、これは私全く知らないというのが、正直なところでございます。

○阿部(未)委員 それではあとでよく読んでおいてください。しかし、少なくとも日本の大新聞が、外務省の幹部ということをはっきり名ざして、しかもこれだけ詳細に内容を書く以上、だれかの話を聞かずにやって、でつち上げて記事を書いたとは国民は思いませんよ。やはり外務省のだれかが話したものだということは、みんなそう考えますから、そうすると、外務省の考え方は、片方では、日本に第二回の会議を招請したくないということをおきながら、片方では、あたかも、そういうことではなくて、ストロング事務局長にだまされたというように印象づけようとしておる。国民を欺瞞しようとする外交以外の何ものでもないのです。これは特に注意しておきたいと思つておきます。

もう一つ外務省にお伺いしておきたいのでありますが、この前外務省の持つておる極秘の文書が漏れたときには、蓮見さんとかいふ事務官を首にしたか何か処分したそうですが、今回、極秘ではない、秘だそうですけれども、大至急の電報が漏れたことについては、だれが責任をとるようになるのでございませうか。

○影井政府委員 現在、これがどういふ経路で新聞に出るに至つたか調査中でございます。この調査の結果によらなければ、これは私の所管外になりますけれども、おそらく見通しは現段階では申し上げられないということではないかと思つておます。

なお、ただいま先生御指摘の極秘、秘の点でございますが、この電報は私も最初から秘という扱いにしておりました。秘密性の重さと申しますか、これをどういふふうにして判定するか、なかなかむずかしい問題だと思つておられますが、この電報は私どもは秘という取り扱ひにしておつた次第でございます。

○阿部(未)委員 秘なら漏れてもかまわない、極秘なら漏れては困るというなら、極秘とか秘とかせぬほうがいいんだ。秘という以上は、重さはあ

るかも知れぬけれども、漏れては困るから秘であり極秘であるはずで。性格からいうと私はこういうのは大きいです。大体国民にそういうことを知らせるのが政治の原則でなければならぬ。しかし、少なくとも外務省はこの前それをたてにあって蓮見さんの首を切ったのだ。しかも警官まで入れて捜査をしたのです。今回もちゃんと警官を入れて捜査して国民の前にその責任を明らかにするようにしてもらいたいと思いますが、どうですか。あなた、所管外ではありましようが、ひとつ代表して……。

○影井政府委員 私から現在責任をもって申し上げられますことは、現在調査中であるということ以上にはお答えできませんので、御了承願いたいと思えます。

○阿部(末)委員 それはそれでしよう。そうでしょうけれども、あなたは外務省を代表して来てもらっているわけですから、帰ったら大臣に、この委員会でそういう意見があったということについてとくと伝えておいてください。

それから次に、これは長官お帰りになったあとではないかと思うのですが、鯨の問題です。

捕鯨禁止は、私は思想としてはいいと思うのですけれども、日本の場合には、従来の経緯から考えて、これが油以外に食用にも供されておる、そういう関係から、いろいろ困った問題が起るのではないか。しかも私どもの知る限りでは、絶滅に瀕しておる鯨の種類もありますけれども、そうでないものもあるように考えられますが、長官はこれについてはどういうお考えを持っておられるわけですか。

○大石国務大臣 ストックホルムの会議では鯨が相当重大な問題になるという事は、予想しておりました。そこで、私も、立つ前には、水産庁なりあるいは業界の代表を集めたりあるいは学者を集めたりして、この問題についてのわれわれの基本的な考え方を十分取りまとして参りました。おっしゃるとおり、鯨を守るといふことは非常にけつこうなことだと私は思います。私も個人

的には、できることならば鯨はとりたくないと思えます。ことに、いま日本とソ連が鯨をとっている元凶のようにさんざんいわれますけれども、鯨をこんな絶滅に導いたのは西欧諸国であります。アメリカとかソルウェーとかイギリスとかドイツのような国がさんざんちやくちやくにとり尽くしまして、そして少なくとも五つの種類の鯨については捕獲禁止をせよとしまして、その間にわずか数百頭とか数千頭しか残っていないような状態をつくったのは、西欧先進諸国であります。あとから日本とソ連がそれにくっついていって鯨をとっておるものでありますから、まるで日本とソ連が鯨絶滅の元凶のようにいわれますけれども、そういう絶滅の機をつくったのは彼らなんです。

それはそれといたしまして、鯨は残したいと思えますが、現在日本で鯨をとっておるそのことによつて幾つかの企業が成立しておるわけです。何万人かの従業員と家族が生活しておるのです。これを一挙にやめるといっても、急にはできません。しかも、おっしゃるとおり、だいたい絶滅に瀕しておる鯨もたくさんござりますけれども、イワシクジラとかあるいはマッコウクジラについては、資源の保護を考えてやればまだまだ実際はとり得る——とり得るといっても、これを減らさないで済む状態になっていきますから、やはりしばらくの間はゆるゆる商業捕鯨を認めまして、しかもそれは資源の保護を考えながらある時期までは認めるべきであるということが当然だと思えます。

それで私は、渡り鳥の問題でさきにモスクワに参りましてソ連の連中と会いましたときに、その問題に触れようとはしませんでした。向こうから一言出まして、鯨では共通の問題であるから、ぜひがんばってもらいたいということを言われたわけがあります。

そういうことで、鯨はやはりあのような決議をさせたくない——ああいう決議案がすでに提出されておったわけですから、決議されては困ると思いましたが、実は短い期間でありました。私はイギリスの代表のウォーカー環境大臣に

会いまして話をしまして——IWC、インターナショナル・ホエトリング・コミッティーというものがロンドンにございまして、世界の十四カ国が入っております。これは日本もソ連も入っております。そこで大体鯨をどのように守つたらいいか、どのくらいとつたらいいか、どうするかということをきめるのがこの委員会でございます。これは相当の規制力もあれば権限もあります。ここで世界じゅうの鯨の専門家が集まってやるわけですから、これが一番権威があるわけなんです。ですから、ここで鯨をどのようにするか、十年間モトリアムというものでやるのか、あるいは数年、五年なら五年をとって資源を調査してそのあとで判断するかという事は、ここできめるべきであると思えます。そこで、人間環境会議の中の鯨の問題の決議はある程度うまくやけさせて、最後の結論はIWCで出すべきだ、そのような方向に持っていく方がいいと考へまして、ウォーカー氏にそういう話を持ちかけたのです。ちょうどロンドンでやるのだから、あなたがそういうまとめ役をしてくれませんかというのを頼んだのです。

彼自身は、私のほうでは、実際のことを言うと鯨なんかとってはいないのだから、あまり興味もない、重大な問題ではない。だけれども、せつかくの話だから、われわれ代表として話をして、できるだけ努力しましょうという返事ももらいました。

アメリカの代表のトレイン氏にも、さらに今月の下旬にロンドンで開かれるIWCのアメリカの代表でもありますから、この人に会いましてゆつくり懇談した。日本のいろいろな実情なり、現実にごうしたらいという話をいろいろ話しましたところ、彼は日本の事情はよくわかる、十分理解できる。だが、自分のことも考へてくれ。下院では十年間のモトリアムの決議がされておる、上院では十五年のモトリアムの決議がされておる、すべての鯨について両院でそういうものが決議されて、どうにもこうにも動きがとれない。だからおれの事情も察してくれというふうなことになるまして、お互いに理解し合つて何か妥協案

をつくってもらつて、IWCで決定的なものをきめてもらおうという考へでいろいろ話をしたのであります。結論的にはあのようなきびしい決議になったわけでございます。しかし、ここでは強制力はありません。問題は今月下旬のIWCに持ち込まれると思えますから、ここであらゆる努力をして、もう少し何年間かそれをやつて、その間に実態を調整して、その結果によつてどうするかというのを判断するようなことに持ち込まなければならぬと考へます。

ただ、あまり日本の捕鯨を守るために何でもちやくちやくなことをがらばつて、ここから脱退するようにならなると、なるほど、ある程度捕鯨はまだできましようけれども、そのかわり、国際世論に反して日本の国が孤立するということもござります。したがって、この点は十分に両方考へまして、両方がうまくいくような方向にこの会議を進めるべきではなからうかと考へております。

○阿部(末)委員 長官のお考へは非常によく理解ができました。しかし、やはりこの決議がされた以上、道義的な責任を負わなければならない。会議を構成する、しかも指導的な役割を果たしてきた日本としては、この決議を無視するわけにはいかないと思います。

そこで、水産庁のほうに来ていただいているつもりでございますが、見えておりますか。

○田中委員長 来ています。

○阿部(末)委員 水産庁のほうにお伺いしますけれども、この対策についてどういうふうにお考へになつておりますか。

○太田(康)政府委員 お答え申し上げます。先生の御承知のとおり、採択された報告案は、第二委員会が採択されたわけでございますけれども、国際捕鯨委員会を強化して国際的の調査努力を増進し、かつ国際捕鯨委員会の主催のもとに、全関係国を含めた商業捕鯨十年間禁止のための国際協定を緊急に求めることについて各政府が合意するよう勧告する、こういうことが委員会で採択

されたわけでございます。採択された報告案は、第二委員会が採択されたわけでございますけれども、国際捕鯨委員会を強化して国際的の調査努力を増進し、かつ国際捕鯨委員会の主催のもとに、全関係国を含めた商業捕鯨十年間禁止のための国際協定を緊急に求めることについて各政府が合意するよう勧告する、こういうことが委員会で採択

されまして、当然本会議でも採択されることになろうかと思えます。ただいま大石長官からお話のございましたように、私どももいたしましては、従来、科学者の集まりでございますところの、国際捕鯨委員会におきまます科学者の部会におきまして、的確な資源評価に基づきまして、すでに絶滅の危機に瀕しておりますところの鯨類につきましては捕獲禁止をいたしておりますし、資源評価に基づきまして資源の保続上ある程度とつても差しかえないというふうなものに限りまして、関係国間集まりまして捕獲をきめておたつたわけでございます。しかも、最近におきましては鯨種別の規制、従来はシロナガスクス換算何頭ということをやっておたつたわけでございますけれども、鯨種別規制にも踏み切り、さらに国際監視員制度というふうなものを実施いたしまして、基本的にはそういうことを強化しながら鯨の捕獲を統制してまいつたというのが実情でございます。しかし、御指摘のございましたように、ああいったことが人間環境会議で決議されたことでもございまして、私どもといたしましては、的確な鯨の資源状態の把握のための科学調査面の改善も含めまして、この勧告にもございまして、国際捕鯨委員会の強化に積極的に協力する、これは私どもも全く異論はないところでございます。そしてなおその上に立ちまして、科学的根拠に基づきまして、この合理的かつ効果的な資源管理措置のもとに捕鯨を考えてまいりたいということでございます。二十一日から始まりまして、この国際捕鯨委員会の場におきまして、私どももいたしましては、いま申し上げたようなことを基本的な立場として折衝に当たってまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○阿部(未)委員 大石長官もお話しになっておりましたように、十分調和のとれた、世界世論に反しないような対策を講じてもらいたいと思えます。鯨の問題につきましてはもう少し聞きたいので、すけれども、約束の時間がだんだん近づいてま

いておるようでございますから、あと二点ほどお伺いしたいのですが、この法案の中にも、海中特別区域というものを設けて海の自然も保護するということになるようでございますけれども、いま現に、戦時中に製造された毒ガス、イペリットとかルイサイトとか、そういうものが大量に海中に投棄をされておるといふ問題が起つております。私の出身の瀬戸内海、大分県の別府湾にも、終戦時のどさくさに大量の毒ガス弾が海中に投棄されておるといふ問題がございまして、まず自然環境を守るといふ意味から、こういう問題についてはどういふ措置をとつたらいいというふうな長官は考えてでしょうか。

○大石國務大臣 毒ガスの問題につきましては、非常に困つておるわけでございます。そこで、先日委員会におきまして総理が答弁いたしましたこと、まあ環境庁が世話役をしたらよろうということになったわけでございます。われわれもそう思いました。環境庁と内閣審議室の両方が中心になりまして、関係のある各省が集まりましていろいろ対策を立て、実行する場合の世話役をいたすというところに方針をきまして、直接情報を集めたり、どこにどういふふうになつておるのか実態を調べたり、そういうことをしまして、実際の今度はいろいろ取り除いたり調べたりするのは防衛庁、こういう手はずをきまして、いま防衛庁であつたこつち重点的にそのような毒ガスの実地的な調査並びにその収容を計画いたしておるわけでございまして、われわれが中心になりまして世話役になりました。そのような方向で一元化してこの対策を進めてまいりたいと思っております。

○阿部(未)委員 環境庁が世話役をつとめていただくことは私は大賛成でございますし、歓迎をいたしますが、そこで、いま申し上げました瀬戸内海、別府湾に大量に投棄されておる毒ガス、イペリット、ルイサイトについてはどういふ措置をとるようか考えておられるのか。前に小澤政務次官は、環境庁というのは頭脳であるから、手足はなぬいで、手足はほかのほうに借りなければならぬ

○阿部(未)委員 毒ガスの問題につきましては、非常に困つておるわけでございます。そこで、先日委員会におきまして総理が答弁いたしましたこと、まあ環境庁が世話役をしたらよろうということになったわけでございます。われわれもそう思いました。環境庁と内閣審議室の両方が中心になりまして、関係のある各省が集まりましていろいろ対策を立て、実行する場合の世話役をいたすというところに方針をきまして、直接情報を集めたり、どこにどういふふうになつておるのか実態を調べたり、そういうことをしまして、実際の今度はいろいろ取り除いたり調べたりするのは防衛庁、こういう手はずをきまして、いま防衛庁であつたこつち重点的にそのような毒ガスの実地的な調査並びにその収容を計画いたしておるわけでございまして、われわれが中心になりまして世話役になりました。そのような方向で一元化してこの対策を進めてまいりたいと思っております。

○阿部(未)委員 もう議論しておる時間がありますが、厚生省は国民の健康を預かっておるところだと私は思つておるのですけれども、こういう問題が、今日まで戦後二十数年間、三十年になんなんとする期間放置されておたつたということについては、少し責任を感じておたつた、それが毒物、劇物の取り締まりの対象にしておるとかおらないとかいふことではなくして、もう少し積極的に国民の健康を守るといふ立場で対処していただきたいというのを要請いたしておきます。

○阿部(未)委員 通産省に來ていただいておるつもりでございますけれども、それでは通産省のほうでは——新聞報道によると、すでに日航が三機

の仮発注を行なっておるといふようなことが報道されておりますけれども、いま環境庁のほうから政府の態度をお話があったのですが、こういうものについては、騒音それ自体は、これは航空局かどこかになるのではないかと思うのですが、日本の産業としてこういうものを発注して入れるというふうなことに、通産省はどうか考えておるか。行政指導として、まず国民の健康なり環境なりを守るという立場で何らかの措置を講ずる意思があるかどうか、通産省の関係の方の答弁をお願いしたいと思います。

○山野説明員 ただいまのところ、日本航空はコンコルドをまだ正式発注をいたしておりません。これを審査するにあたりましては、国内にこれと同等の競合機があるかどうか、それから契約の内容が妥当であるかどうか、さらに機材の整備計画が妥当かどうかといふ点から審査をいたすわけでございますが、特に機材の整備計画が妥当かどうかという点につきましては、監督官庁でございまして運輸省のほうも十分に協議をしてやっておりますのでございます。御指摘のこの騒音の大きな飛行機の輸入申請がございまして、当然この機材の整備計画の中で騒音の問題も十分に配意してまいりたいと思っております。この点につきましては、従来同様、運輸省とも十分協議いたしまして、慎重に処理したいと思っております。

○阿部(末)委員 たくさん聞きたいことがありますが、いま提案をされましたこの自然環境保全法案につきましても、まだ私は——先ほど米島本委員からもたくさんの意見が述べられましたように、従来の要綱に比べてきわめて不満足なものであると思っております。今後よりよくしていかなければならない点がたくさんあると思っております。とりわけ、農林省との関係になりますけれども、森林法の一部改正の問題を速急に措置をするとか、あるいは都市環境の問題についても、遅滞なくひとつ次の

国会には提案をしていただいて、この自然環境の保全が十分なものになるように今後の努力を期待いたしまして、質問を終わります。

○岡本委員 次は、岡本富夫君。

○岡本委員 ただいま議題になっておりますこの自然環境保全の法案について若干質問いたします。

まず、この法案は基本的なことをきめておるか、あるいはまた実体法なのか。中を見ますと、相当実体的なところがあるのですが、これについてひとつはつきりお答え願いたい。

○大石国務大臣 大体は実体法を中心と考えております。

○岡本委員 そうしますと、実体法でございませうれば、抽象的なことではぐあいが悪いのではないかと、こう思うのであります。

そこで、本法の第一条、目的のところでも「その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進」ということでありますので、この「相まって」というのが非常に抽象的のようによらるわけでありまして、さらば、どういふ法律とどういふように相まって保全をするのか、この点をひとつ説明願いたいと思っております。

○首尾木政府委員 この法律と相まって自然環境の保全を行なうことを考えておりますのは、まず自然公園法がございまして、それから首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、そういつたようなもの、それからさらに、今後、これは附則の第二条にございまして、良好な都市環境を確保するために必要な自然環境の保全のための法律といつたようなものにつきまして、これはいま申し上げました首都圏及び近畿圏緑地保全以外に、さらに新たに、都市における公園緑地等の整備保全に関する法律といつたものは仮称でございますが、そういうようなものの検討をいたしておるわけでございまして、そのような法律が相まちまして、それぞれの法律において地域を指定し、それを全体としまして自然環境の保全を

行なうというふうな考え方になっておるわけでございます。

○岡本委員 そこであなた一つだけ抜かしましたかね。森林法もこの中に入るのでないですか。

○首尾木政府委員 森林法そのものは、それが全部が自然環境保全そのものを目的とする法律でございませんで、その一部分が森林の公益目的というところで関連するといふ、いわゆる関連する法律でございませう。

○岡本委員 要するに、関連する法律が、それと相まってどうか、そういう意味じゃないのですか。何か先ほどあなたの答弁を聞くと、森林法だけ抜いちゃって、自然公園法——自然公園法なんか、もこの中に入っていたのじゃないですか。それを抜いておる。それと一緒にやろう、こういうのだったら話はわかりませうけれども、森林法だけ、何か林野庁に非常に気を使っておるようなところが目に見えらる。

○首尾木政府委員 先ほど申し上げましたのは、自然環境保全そのものを目的とする、そのすべてが自然環境保全を目的とする法律という意味におきまして、この三法をあげたわけでございます。森林法は、それ自体としましてやはり林業に関する法律でございまして、そのような意味で関連する法律でございまして、そこに書いて規定をしておりますのは、自然環境の保全そのものを目的とする法律といふことで書いてあるわけでございます。もちろん、そういうような意味におきましては森林法も関連する法律でございませう。さらには、古都保存法あるいは文化財保護法、そういうようなものもすべて関連する法律でございませうから、この自然環境保全といふことにつきましては、これらのものと相まちまして行なうことは当然であります。そういつたような意味におきまして、この法律で、たとえば森林につきましても、同時にこの法律の自然環境保全地域といふものをダブらせてそこにかけるといふようなことも行なうわけでございませうから、そのような意味におきまして、森林法そのものの目的が、すべて

自然環境の保全を目的とする、それに徹した法律ではないという意味におきまして、純粹に自然環境保全を目的とする法律という意味でただいま三法をあげたわけでございます。

○岡本委員 それはどうもはつきりしない。これはちょっと事務当局としては答えにくいかもしれませぬ。森林法、すなわち林野庁が所管しておるところの保安林ですね、こういうものは、これを見ますとやはりダブってくるんだらうと思うのです。そうしますと、環境庁のほうで自然を保護するためにそこをダブってかけたところで、林野庁のほうでは、四万人の人たちを食わせていくという特別会計がありますから、それはほとんど切っていく。こういうことになりませう、いかに、関連をしておるだけであつて目的は違ふと言いましても、これにやはりきちっとした一つの同じような目的——まあ全部は違ひますけれども、一部は自然保護といふものと関連して、それと相まってこなければ、この法案が制定されてもほんとうの自然保護はできないのではないかと、こういうふうに考えて聞いているわけですが、長官、いかがでしょうか。

○大石国務大臣 森林法といふのは相当きびしい法律でございませう。したがって、この法律は、森林が十分にりっぱな森林として存続ができるように、意義を持つようなきびしい規制がなされております。その森林法の中では、たとえば一時的な炭焼き小屋をつくるとか仮設小屋をつくるとか、木材を運搬する小道をつくるということでは、木材を運搬する小道をつくるというよりは、道路であるとか、大量の森林の伐採は、ただいまできないことになっております。そういうことで一応の環境の保全はできますが、かりに非常に大きな建築物をつくるかあるいは大きな道路をつくるかとかいふことになりませう、これは保安林の問題ですけれども、いままでは、林野庁では保安林を解除いたしません。保安林を解除して、保安林でないとして施設をさせておるわけでございませう。そうしますと、せっかく森林法で守って

自然環境の保全を目的とする、それに徹した法律ではないという意味におきまして、純粹に自然環境保全を目的とする法律という意味でただいま三法をあげたわけでございます。

きた保安林がめちやくちやくにされるおそれがあります。そこで、今度森林法を改正して、森林法が解除になったとたんわれわれの環境保全法が働いて、かつてなことはできない、今度は環境庁の許可を得なければそのように大きな手はつけれないというところにいたしまして、森林法と環境保全法と相まって、相補完して、今度森林の環境を守るということになりましたので、やはり森林法もわれわれの自然環境法に相協力してくれるとも言えると思います。

○岡本委員 そうしますと、林野庁のほうで伐採あるいは皆伐というものをやるうとしたときに、環境庁のほうから待ったをかけるか、あるいはまた、その計画について環境庁長官がチェックしなくても、林野庁までいい、いままでの林野庁の考え方でいい、それが保安林解除になって初めて環境庁からものが言える、こういうことになっておるわけですか。この点についてどうですか。

○首尾木政府委員 森林の立木の伐採につきましては、これは保安林の場合もその他の場合も、自然環境保全地域に指定をされておる地域につきましましては、林業施策の場合には、あらかじめ環境庁長官と農林大臣とが協議をいたしました伐採の方法または限度内において行なう場合においては許可を必要としないということになっておるわけでございます。その点につきましましては、その協議の際に十分に環境庁としての意見をそこに反映をさせるというふうな考え方で対処いたしておるわけでございます。

「委員長退席、八田委員長代理着席」

それから、もしそういうふうな伐採の限度を越えて行なうというふうな場合につきましましては、これはもちろんそのようなものについては、原則が許可行為でございますから、そういう許可を受けないで行なうというところであります。したがって、それに対しては環境庁長官も、これに対する中止命令でありますとか、あるいはそれに対する復元あるいは復元にかわる措置命令といった

ようなものが出せるようになっておるわけでございます。

それから、保安林につきましましては、立木の伐採につきましましては、木材の伐採以外の問題につきましまして、保安林の中で、森林法によりまして許可行為にされているものと、私どものほうの自然環境保全法で許可行為になっているものと、ダブったものがございまして、そのようなダブった項目につきましては、森林法のほうでの許可行為というものはごく例外的な短期間のもの、あるいは仮設的なもの、そういうふうなものに限って許可がされるという実態になっておりますので、そのような程度のものであるならば、これは一べん保安林のほうで許可を受ければ、その受けたものについては、重ねて環境庁長官の許可を受けることは要しないというふうにしたわけでございます。ダブっていない項目もございまして、それはもちろん環境庁長官の許可をかけることになりました。

それからさらに、大きな行為でございますが、大きな行為は、ただいま申しましたように、保安林制度の中ではこれは許可ができないものでございまして、保安林を認めようとするならば、保安林地域を解除して行なうほかはない、そういうことになっておりますが、私どものほうの地域とダブってかかっておりますので、解除されれば当然、そういうものについては許可を受けるといふ実態がないわけでございますから、私どものほうではこれについて、その可否について、許可によってこれを規制をしていくとかいうことを環境庁長官の権限でやっていく、このように考えておるわけでございます。

なお、補足でございますが、これは自然環境保全地域の話でありまして、原自然環境保全地域につきましましては、一切そのようなものは禁止をしていっていただくわけでございますから、これにつきましては、もっぱら環境庁長官の権限でございますし、そのような伐採行為あるいはその他の行為については一切禁止をされるというふうな、非常に強い

規制がかかっております。さらに、自然公園関係につきましましては、従前どおりの形で、環境庁長官ないし都道府県知事の許可をもってやるというふうなたてまえになっておるわけでございます。

○岡本委員 どうももう一つはつきりしないところがあるのですけれども……

そこで、林野庁長官来ておりますね。いま四万人の従業員をかかえ、特別会計になっておる林野庁の立場として、この特別地区あるいはまた厚生自然環境保全地域、自然環境保全地域、こういうように指定をしまして、環境庁の長官の許可がなければ伐採はできない、あるいはまた道路をつけたりすることができない、こういうことになりまして、この四万人の人たちが十分生活できるような状態になるのかどうか。四十五年だけでも相当の赤字を出しているわけですが、それではたして林野行政の四万人の人たちの生活がやっつけていけるような状態になるのかどうかというのが非常に私は疑問なんです。これについてはいかがですか。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、林野庁の会計は、戦後特別会計制度になっております。戦前は一般会計でございまして、森林の伐採の収入が約半分くらいしか収入に入ってなかつた、あとは開拓財源その他に回ったわけでございます。それじゃいかぬ、治山事業なりあるいは林道事業なり造林というのをやると、木材の販売収入は山に返すべきであるというところから、戦後特別会計制度になったわけでございます。

目的はよかつたのでございすけれども、実はこの特別会計の収入の九割以上は木材販売収入でございす。最近、木材価格は横ばいになっております。一方、支出の約六割は人件費でございす。人件費は他産業並みに上がっていくというところ、昭和四十二年度は決算におきまして、損益計算でも収支計算でも二百億以上の赤字を出したのでございすけれども、その後急速に状況が悪化しまして、四十五年、先生御指摘のように赤字に転落し、四十六年度、四十七年度それぞれ

約二百億、百億の収支の赤字となつたわけでございます。

したがしまして、国有林の問題は、日本林野の全般のちょうど縮図のような形になっておるわけでございます。ただいまの国有林のあり方をどうするかという問題につきましましては、御指摘の財務の面につきましても、ただいま林政審議会において国有林部会を設けて検討中のものでございす。職員は四万人、そのほかに定員外の現場作業員が約三万五千人おります。しかもこれは臨時を除いてございす。臨時を入れますと頭数で四万人、ほかに実は最盛時七万七千人くらいおるわけでございます。したがしまして、木材販売収入だけですべてをまかなっていくということは、まずこれだけ見ても不可能でございます。さればといて、放漫な経営は許されません。やはり国有林の経営におきましては、国民の皆さんの納得のいく近代合理的な労働条件の犠牲性においてだけではなくて、ほんとうに合理的な仕事のできるような形をまずつくつた上で、最近公益的な面に対する非常に需要の大きい、たとえば治山事業であるとかあるいは造林事業、林道等におきましても、公益的な面についての一般会計の財政援助と申しますか、一般会計の繰り入れということをやったり検討していただかなければならぬと思うわけでありす。それらを含めまして、ただいま林政審議会の国有林部会で検討いたしておるが、近く総理大臣からの諮問という形でその答申をいただいて、四十八年度からの抜本的な制度改正に踏み切ろうというふうな段階にただいまあるわけでございます。

○岡本委員 大体植林してから四十年くらいたぬと、木材の価値といひますか、それを売って財源にならない。そうなりますと、いままでも相当乱売をやつて、あつちこち見えていますと、皆伐してみたり、相当なひどいことをやつておるわけす。そしてさらに約二百億余りの赤字が出ておる。そうしますと、特別会計ではもう早晩行き詰まるのではないか。そうなつてくると、さらに皆伐し

なければならぬ、伐採を多くしなければならぬ。そうすると、今度は自然環境保全に大きな支障を来す。こういうことになりまして、私ずっと一つずつ見まして、どうなるのか。あなたのほうではこの四万人から七万人ですか、こういう林野庁に付属しておる人たちの生活、あるいはこういうものをどういうようにして将来やっつけていこうという見通しがあるのか。審議会にかけておられます、審議会にかけておられますと、こう言いますけれども、林野庁長官としてはどういうような考えでおられるのか、これをひとつはつきりしてもらいたい。

○福田(省)政府委員 早晚行き詰まるのではないかとおっしゃいますが、もうすでに行き詰まっておるわけでございます。そこで私は、国有林の経営と申しますのは、順序としましては赤字を消す、これは当然合理化、近代化はいたさなければなりません。しかし、目的はやはり国民全般の要望にこたえて、ということは、従来は木材生産が第一重点でございましたけれども、今後は国土保全、たとえば水源の涵養であるとかあるいはきれいな空気を製造する機能であるとか、あるいはレクリエーションとしての機能であるとか、木材以外の森林そのものの持つ効用、換言しますと多目的効用と申しますか、そういうものを実現するようにこたえていくということが、国有林経営上非常に大事な問題であると思っております。

そういう観点に立ちまして、去る二月以降、各現場に対する一つの指導方針を出しておるわけでございます。それは従来の大面積皆伐をやめまして、小面積の皆伐にする。しかもそれは、限度はおおむね二十ヘクタール以下。従来は実は連続して五十、百町歩となった場合もございましたけれども、それではやはり自然を破壊するということにつながります。能率はあがりまして、先ほど申しました公益的な機能にはそぐわないものであるということから、小面積にしまして、しかも分散する。その周囲には自然林を残すという形にし、なお日本は山岳地帯でございますので、中腹

に行きましたならば皆伐をやめる。それで抜き切り、択伐と申しますか、本数にして一〇%か二〇%、材積にしても二、三〇%、こういうものを抜きまして健康な森林に仕立てていく、皆伐はやはりない方針。それからなお上に行きましたならば禁伐林、禁伐にするというふうなことにいたしたい。特に国有林は奥地林が多うございます。そこで、皆伐にしますと約三割減少し、択伐を約二割増加し、禁伐林を四割増加する、こういうふうな先々の森林計画をつくることになっております。いまお話ししたのはその基礎になる数字でございますが、そういう考え方に立ちまして閣議決定を見ていただくという予定になっておるわけでございます。そういうことになりまして、当然従来よりも収支の状態は悪くなるわけでございます。

職員は、いまお話ししましたように定員内四万人、定員外職員が、半年以上来ます者が三万五千人、一日、二日の臨時を入れまして最盛期七万七千人でございます。合わせますと十数万人の職員がおるわけでございます。これは仕事が減少いたしますとどうするかという問題が出てまいりますけれども、木材の生産以外に、たゞいまお話ししましたように、いろいろな森林管理の面の仕事が増えてくるわけでありまして、森林の中にレクリエーションのためにたくさんの方が入ってくる。火災が起きる心配がある。そういう場合の見回りでありまして、あるいは現在国有林の中に自然休養林という公園を、この三カ年に約三十五カ所つくりまして、そこでキャンプをやったり、あるいは遊歩道をつくって、そこを散歩して樹木の勉強をしてみようとか、自然の観察をしてみようというふうな設備をしているわけでありまして、そういう方面に対する一つの管理の仕事とかそういうこととがふえてくるわけでありまして、できるだけそういったような従来の伐採とか造林以外に、そちらの仕事が減った分につきましては、森林管理のほうに人を仕向けていくというふうな方向で人の活用をはかってまいりたいと思っております。

いずれにしましても、従来のような特別会計の発足の考え方はよかったですのでありますけれども、木材の販売収入だけですべてをまかなうというところは不可能でございますので、そういう方向に持っていく。なお、四十七年度からは、治山事業につきましましては一般会計から約六十六億の導入をいたしましたわけでございます。従来は、治山事業につきましてもすべて木材販売収入でまかなってきたのであります。いままでお話ししましたようないきさつもございまして、四十七年度は、治山事業費の約半分でございますけれども、六十六億は一般会計からの負担をお願いしたわけでございます。そういう方向で今後は財務制度についても検討していただかなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

○岡本委員 そうしますと、特別会計は、結局はこれでございますね。
そこで、長官にお聞きしたいのですけれども、はっきり言う、いままで木を切って売って生活しておった林野庁の職員さんが、今度は自然を保護するほうの立場にならなければならぬというところでありますから、この林野行政については、環境庁ではほんとうは相当のろんな面です。省が違いますが、非常におかしい話でありますけれども、この面について相当環境庁のほうからアドバイスも、あるいはまた計画をよく聞いて対策も立てていかなければならぬ、こういうように私は思っておりますが、いかがですか。

○大石国務大臣 ただいまの御意見、まことに妥当なことで、私は参考にいたします。そうしてできる限りそういう人に、どうせわれわれだけではどうして自然環境は守り切れませんから、ぜひそのような協力を理解を得たいと考えております。

○岡本委員 そこで、長官、きょうは私も公明党の大会でありまして、そのときにこうして審議をするというので、長官から丁寧なおことばが先ほどありました。それに対しては非常に謝意を表

するわけでありまして、私はちょっと心配になることがあるのです。それは、この前長官が奈良で新全総について、この新全総計画では、日本列島を分割してどんどん自然をよごしてしまおうというふうに思われるのだというふうな、それに近い御発言がございましたが、この新全総計画については、経企庁の政務次官見えてはいますね。これについては各省いろいろ調整あるいは連絡をとってやっただけではないか、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○木部政府委員 新全総計画につきましては、ちょうど三年ほど前に、御承知のとおり計画が策定されたわけでありまして、ところが、最近の経済情勢や、豊かな環境をつくらなければいかぬとか、そういう諸情勢に対応して、われわれのほうでいま総点検を準備をして実行いたしておるところであります。

○岡本委員 この新全総は、そのときは沖繩は含まれてなかった。そうしますと沖繩も含め、長官からもお話があったわけですが、再検討をして新しく新全総といいますが、新が五つも六つもついたら困るわけですが、こういうふうにもう一べん計画をやり直すというのが現在の段階ですか、いまのお話。
○木部政府委員 ただいま申し上げましたように沖繩も含めまして総点検の作業中であるわけでありまして、
○岡本委員 そうすると、この新全総はいつごろまでに洗い直して、もう一べん発表するという見込みなのか。この新全総に基づいて、いろんな計画が都道府県あるいは地方自治体では行なわれていくと思うのですが、それについてひとつ……
○木部政府委員 先ほど申し上げましたように、特に環境問題を重点にいたしまして、大体目標をいたしましては十二月ぐらいのところを目標にいたしまして、総点検中でありまして、
○岡本委員 そこで、長官のおっしゃったとおり現在の新全総ではぐあいが悪いというわけを洗い直しをして、この十二月ごろまでに再計画をしよ

うということになってはいるわけですが、閣議ですぐあやまれると困るわけですが、つい口がすべったんで、やはり自信を持って「ほくは、長官はほんとうにいい人なのかあるいはまたどうなのか、非常にその点が懸念されるわけですが、やはり環境庁長官としては、思ったことを言ってくれとおりさせていくというふうな強い姿勢でなければならぬ」と思っています。

○大石国務大臣 私の新全総に対する考え方は、別に変わっておりません。それで、私の考え方が変わったというところで閣議であやまったわけではなく、ただ発言がいかに少しきつ過ぎたので、そのきつい発言に対しては十分注意いたしますということを申ししたのでございまして、別に考え方は変わっておりません。

○岡本委員 そこで、長官がこの間ストックホルムに行かれたときに、自然環境破壊について現地のだれだか質問があったときに、ベトナム戦争は非常に大きな自然破壊ではないかということに対して、次元が違ふからここではお答えできないというふうな御発言があったように承っているわけですが、その点はそうですか。

○大石国務大臣 それは外人記者との会見の場合に、ベトナム戦争についてのいろいろな話がありました。自然破壊はよろしくないということ、戦争そのものは実際話合ってやめなければならぬということはそのとおりであるけれども、いま戦争をどうするかどうかという問題については、この段階ではちょっと議題が違うので、この際はそういう議論はしたくないということをお願いいたします。

○岡本委員 そうすると、外人の記者でしたからそうでありましようが、いま地球的な環境破壊、これが問題になりまして、今度国連で人間環境会議が開かれたわけですが、やはりベトナム戦争といものは大きな環境破壊になっている。外人に対しては言えなかつたかわかりませんが、私は日本人ですから、いまの長官の率直な考え方はいかがですか。

○大石国務大臣 私も、ベトナム戦争の現場をよく見たわけではありませんから、その正確なことは言えませんが、あのような大きな戦争になりますと、ことに枯れ草作戦とかいろいろなことが行なわれましたから、おそらく相当大きな自然破壊が行なわれていると思います。このことは当然、世界の自然環境あるいはいろいろな野生動物、鳥類のいろいろな生態にも大きな影響を与えていることは確かだと思います。そういう点では、ベトナム戦争は私決して望ましくないと考えております。

○岡本委員 これは詰めておきたいと思うのですが、長官、同じことを言っている悪いんですが、鳥類やあるいはまた自然破壊、なお人間のほうの破壊、こういうものに対しては、非常に長官は言いにくいかもしれませんが、一日も早くやめたほうがいい、こういうふうな考えではないかと思っております、その点だけひとつ……。

○大石国務大臣 私はいまはそう思っておりません。ストックホルムの記者会見でもそのようなことは申しました。要するに、罪もともない一般の民衆が、戦争によって家を奪われ、生命を奪われ、あらゆる苦勞をしていることは、非常に悲しいことだと思っております。そういうことはぜひ早くなくしたい、こう願っております。

○岡本委員 そこで、環境庁長官もやはり関係であります。いまの閣僚の一員として、こういうベトナム戦争を一日も早くやめたほうがいいというように傍観しておいていいんだらうか。これは日本政府の問題になりましようが、その点についてはどういようにお考えなのかというのをひとつお聞きしておきたいと思っております。

○大石国務大臣 これは傍観していいとは思いません。できるものならわれわれも、このように戦争をやめさせることに世界の国々がお互いに協力して努力したほうがいいと思っております。ただ、どのような手段でどのような方法でやったらいいかといふと、私はここで的確なお答えが

できませんのですが、あなたと同じような考えで、われわれも、このような戦争に対しては、できるだけ世界の国がこれをやめさせるように努力すべきであると考えます。

○岡本委員 次に本論に戻りまして、本法では原生自然環境保全地域、あるいはまた自然環境保全地域、特別地区、野生動物植物保護地区、海中特別地区あるいは普通地区、国のほうでいろいろとやるについてもこういう地域があります。四十八年の四月から実施するというふうな状態だということをお承りしておるわけですが、何年計画で、人員はどれくらい、予算はどうか。国立公園にしたって二十三区、百九十万ヘクタールですか、国土の五・三％、国立公園が四十四区九十九万ヘクタール、二・六八％、自然公園二百七十九地区で二百二万ヘクタール、五・四七％——国土の一三％を指定しておりますけれども、相当な地域であらうと私は思うのですが、さて何カ年計画でこういうものをやるのか、綿密な計画ができておるかどうか、これをひとつお聞きしたいと思っております、いかがですか。

○大石国務大臣 そのような将来に対するいろいろな計画とかビジョンというものは、つくらなければならぬと考えております。ただ、この法律がいきなり通りますと、それを土台にしてそういうことを計画していくわけですが、一応の目安はつけなければならぬと思っております。ただし、今後この法律によりまして指定される地域は、もう何％であるときまっております。私は、できるだけ大きくこの地域が広がることを望んでいるわけなんです。一応われわれは、ここが大切であるとかどうであるとかいろいろ考えておりますけれども、それだけでなくて、さらにいろいろと、もっと残したい地域がたくさん出てまいりますし、そういうものを今後広げてまいりますから、これは三年でこの計画ができる、五年でできるかと言いかねますけれども、一応いま考えております段階でやはり計画を立てなければならぬと思っております。たとえば原生自然環境保全地域につ

きましては、御承知のようにことしは六十億円の金で、それを国有地並びに県有地にすることにいたしました。しかし、この予算もことしきりの予算でございまして、来年度からは別な形で、一つの方向を持った、たとえば金額はどのくらいにするか、何年計画でこれを発行するか、どのような面積にするかということもして一年で見当移すことになってはいるわけでございます。そのように、いろいろといわゆるビジョンというものを、つくらなければならぬので、これはいま作成中でございます。

○岡本委員 なぜ私がこういうことを言うかといふと、かつて昭和三十三年に水質保全法ができた。その後、ぼくが四十二年に当選させてもらったのですが、これができてからもほとんど指定してないのです。こういうふうな法律ができた、しかし実体がいままでたつてもできてない、こういう苦い経験を私は見ているわけですが、こういうことになりますれば何にもならない、絵にかいたもちになつてしまふ。全部が全部でありませぬが、ほんの一部だけやつたというふうなことでは、私は結局、自然環境を保全するという意味からしても非常に問題があると思うのです。そこで、ひとつつきりした計画あるいはまたスケジュールというものを何カ年計画かできちんと立てて、そういうものによってやつかないか、ほんとうの自然環境の保全にはならないのじゃないか、こういうふうには私に思うのですが、その点だけお聞きします。

○大石国務大臣 それはおっしゃるとおりでございます。われわれもいまスケジュールをつくっておりますので、それによりましてできるだけ早く地域を広げ、その内容を充実してまいりたいと考えております。

ただ、水質保全法は、十年余り前にできましたけれども、いま考えてみますと、それはあまり十分な法律ではございません。しかし、当時の政治情勢を考えますと、やはりこれはなかなか考えたも

のだと思います。努力した法律だと思えます。当時、十年余り前と現在とでは、自然保護なりあるいは環境保全、公害対策というものにつぎまわりの考え方は、ずいぶん政治的情勢は変わったと思うのです。ですから、当時、十年前にせつかく水質保全法ができましたけれども、必ずしも思うような大きな発展はしなかった。確かにそうでありますが、このように時代が変わってまいりますと、われわれももちろん懸命に努力しますけれども、政治の方向がますます人間尊重の方向に進んでまいりますから、十年前の姿とはまるっきり違った進み方をするのではないかと。またそういう歩み方をしなければならぬと私は考えております。

しかし、いずれにせよ、おっしゃるとおり、確かにいろいろな計画を早く立てまして、それを進めてまいることが大事であると考えております。

○岡本委員 なぜ十年前からこういうようになり、と変わってきたかという、決して自民党政府が変わったのと違うのです。結局住民運動、世論、こういうものによって変わったわけです。だから、かつて三十三年に水質保全法ができたけれども、なかなかできなかった。これはそのまま自然にできたのではなくて、結局住民の力、世論の力によってできたのです。それと、長官、いま私が計画を立ててやらなければならぬというのと一緒にしてもらっては話にならぬと私は思うのです。次元が違う。ですから、ひとつ実施計画をきちんと立てて、これはほんとうに実体法であるならば、実施できるようにしてもらわなければならぬと思うのです。自然環境保全地域、これは確かにこれから指定してやるという事はわかるわけですが、それを守るためには、光化学スモッグあるいはまた、そういうた現在起こっているところの公害問題を処理しなくては——光化学スモッグ一つ見ましても、地域内よりも地域外からどんどん出てきているわけですね。指定した地域外から出ているわけでしょう。これがたとえば森林、緑を残そうとしたとしても、その地域外からどんどんそういった汚染物質が入ってきてよござ

てしまうわけですから、こちらの公害対策についてもこれは必要であるかと私は思う。もともととしっかりとやらなければならぬと私は思うのです。

おととしてしたか、公害国会におきまして、われわれ野党でもって環境保全基本法案を提出したわけでありませうけれども、今度の政府案を見ますと、これがだいたい取り入れられておるように思うのです。ところが、現在の公害対策基本法の基本的な理念といえますか、今度の自然環境保全法のこの理念がここに入ってきたらなければならないのではないかと私は思うのです。この基本法では人の健康と生活環境を保全する、ただ簡単なものであります。要するに自然環境保全法の精神を見ますと、後代の人、つまり次の時代、次の国民の生活を守っていくこととする、要するに地球を守っていくこととする、ほんとうに環境を将来守っていくこととするのがあらわれておるわけでありませうから、その根本に立った、理念に立ったところの公害対策基本法でなければならぬと私は思うのです。たとえば排出基準を定めるにしても、環境基準を定めるにいたしても、結局、何といいますか排出されたものが自然の中に、空気の中に入り、そしてこれがリンクされるようなリンクするということとおかしいけれども、自然浄化されていくようなそういう環境基準でなければならぬのではないかと。ただそこで生活でいて、そういう汚染物質が飛んでしまふからそれでできるのだということでは、将来行き詰まるのではないかと。これが田子の浦のヘドロの姿です。したがって自然環境基準、こういうものも制定して——われわれが提唱しておりますけれども、要するに排出されたものが自然に浄化されていくというそういう基準、それはどちらかというといまのような濃度規制じゃなくして、やはり量規制になってくるであろうと思うのです。そういう将来の環境基準、公害対策基本法の目的とそれから環境基準の洗い直し、これを長官はやろうという考えがあるかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○大石國務大臣 公害対策基本法をどのように直すかということについては、いま具体的なことを申し上げる段階ではございません。しかし、環境基準につきましても、十分にこれを洗い直しまして、さらにより高い環境基準をつくりたい、いま私どもは考えております。

○岡本委員 そこで、一つは、将来環境基準をもっと洗い直して、もつとぎびしくしてやっという、これについていいますように、濃度規制だけでは、たとえば煙突を高くしてやっておりますけれども、たくさん量かふえればふえるほど、今度は自然浄化ができないのです。したがって、私は量規制が必要ではないかと思うのです。そういう考えがあるかどうか。

もう一つは、先ほど私言いましたように、公害対策基本法の精神も、やはりこの自然環境保全のような考え方が一番根本にならなければならぬのではないかと。そうでなければ、私は環境基準が変わってこないと思うのです。そういう考え方に立ちになるかということをお聞きしたい。

○大石國務大臣 いま私どもが環境基準を考えた直さねばならぬと申ししたのは、一つは、いまの環境基準そのものが必ずしもすべて理想的なものではないと考えられるからでございます。もう少し十分に検討いたしました。もつといろいろな実験なりいろいろな検討の段階を経まして、どのような環境基準がわれわれにふさわしいか、妥当なもの、われわれは早く選びたいと考えております。

それともう一つは、妥当なものでありますけれども、いろいろな段階をつくりまして、最も理想的なわれわれの環境基準というものが何かきままして、その理想基準に達することによって、企業がそのような努力をすることによって要するに公害が少なくなっていくわけですから、企業がそのような努力をすることによって、その企業努力に報われるような一つの将来のあり方を考えたい、そういうことも含めた環境基準をつくりたいと願っております。

そういうことを考えますと、おっしゃるとおり排出基準も、それに従っているいろいろな考え方が変わってまいらぬと思えます。もちろん、総量の規制ということが将来は必要なことだと思えます。いまの段階でも、総量の規制の考え方を取り入れたものが一部ございませうけれども、まだまだこれは不十分でありますので、おっしゃるとおり、われわれはやはり総量というものを対して一番最後の排出基準を置かなければならぬと思えます。ただ、それにはいろいろなむずかしい段階がございませうし、また、それに対する設備なりいろいろな装置というものが必ずしも十分できておりませうので、そういうものを開発しながら、御意見のとおり総量というものを一つの排出基準の大きな根本に取り入れたものにしたしたいと思いますし、それから、そのようなすべてのことを勘案いたしまして、われわれの自然環境、われわれは結局自然の中で生きておるわけでございますから、公害、公害と申ししても、自然の一部をぶつこわしたものが公害でございますから、そういう意味では、やはりおっしゃるとおり、これが十分に、ただ何といいますが循環すると申しますかあのような形で、自然がわれわれによりよいものであるような形に持っていくと、考えております。

○岡本委員 それでは、基本的なことをもう一点だけ聞いておきたいのですが、いままでの公害対策基本法の精神は、生活環境保全、健康を守るということでありませうけれども、企業の努力できる範囲の、要するに防止できる範囲によって行なわれた基準であった。そういう意味において少しでもというような考え方。いまここに自然環境保全法が提出された。後代の人たちの、要するにこれからの将来の国民の健康を守っていくこと、次に生まれてくる人たちも守っていくことという精神に立ったのでありますから、公害対策基本法も、今度はそのほんの一部になるわけですね。目的はもつと大きいわけですからね。ですから、ちょうど私も三党が出した環境保全基本法、要するにこの中間にこれがいなければいかならぬわけですね。ぱつと

それが縁が切れたから、先ほど阿部さんでしたか
言っておりましたが、何か奇異に感ずるのだ。で
すから、公害対策基本法の目的も、そういうよう
に修正しなければならぬのじゃないか。

それからもう一つ、先ほど申しました、それに
よって起こってくるこの環境基準をきめるに
しましても、やはり将来の自然を守る——人間も
自然の一部でありますからね、そういう基準に変
えていかなければならぬのじゃないか、それに
よって、私は公害防止の技術も進んでいくと思
うのです。長官が勇断をもって——初代か二代か知
りませんが、山中さんはちょっと名前だけであ
りませんが、初代の長官として、いま一つこ
こではっきりとした将来の姿勢というものを打ち
出しておいてもらいたい、こういうふうに思うの
ですが、いかがでしょうか。

○大石国務大臣 おっしゃるとおり、いまわれわ
れは、公害基本法と自然環境保全法と二つに分け
て、公害対策と自然環境対策を別なように考
えておりますけれども、これは私は、元来根が一つに
つながっておるものだと思います。そういう意味
では、近い将来にはこれを一本にした、いわゆる
いつか二、三年前に野党から出された環境保
全法案ですか、これのいろいろな考え方、それを
この法案にも多少取り入れてはありますけれど
も、そのようなものを、将来は大きなまとまった
ものをつくり上げる必要が私はあると考えます。
ただ、いまのところは、何せ、とにかく山のよう
な公害に対しては体当たりでぶつかっていきこと
と、めちゃくちゃな自然破壊に対してはとにかく一
時間でも早くとめなければならぬということに忙
殺されて、いま申しましたような非常に総合
的な、大きな高いものになかなか取りつけないで
おりますけれども、こういうふうにはだんだん方針
もきまっていますので、いまおっしゃるよう
な、そのような総合的な、もっとより高い次元
のものに、われわれはもの考え方の基本を置い
てまいりたいと考えております。

○大原委員 関連して。

いま岡本委員から、英断を持って答えてもら
いたい、こういう話がありました、私は一言、関
連してぜひともこの際聞いておきたいのです、
いままで議論になりましたように、経済企画庁の
政務次官お見えでございますが、新全総をやり直
す、これは十二日と、いまの質疑応答の中であり
ました。それから新経済社会発展計画をやり直
すのも年末。総合的にいままでの経済成長政策を
もう一回見直す、こういうことでありまして、いま
それに関連して自然保護法案をやっております
が、ひとつ環境庁長官に英断を持って答えてもら
いたいのは、最近、重化学工業や経済に深い関係
のある田中角榮通産大臣が、日本全土大改造、工
場大分散案というふうなものを打ち出したわけで
ありますが、これは一方ではいいですと自然をなくす
ということではないか、こういうことがいわれてお
りませんが、この計画の立案等については、大石長官
や経済企画庁の長官は相談にあずかっておられ
るかどうか。それに対してどういふ見解を持
てられるか。これは全然関係のない人が言ったん
じゃないですか、国務大臣ですから。ですから、
このことについては、総裁の立候補宣伝だとも
いわれておりますが、この点はきわめてこの法案と
関係が深い、いまの質問と関係が深いと思
いますので、明快に簡潔に御答弁をお二人から
いただきたいと思います。

○大石国務大臣 田中通産大臣が、日本大改造論
ですか、都市改造論ですか、あの日本列島の改造
論を出されたことを新聞の表題だけを見ま
して、詳しいことはまだ全然聞いておりませ
んから、いまそれをどういふという批判する能力もあ
りません。ありませんけれども、私は、将来総理
大臣になるかもしれないそのような人がこのよう
なものの考え方を打ち出したことに、心から敬意を
表します。

と申しますのは、いまいろいろ日本の公害の防
止のために、あるいは自然環境保全のために、要
するにわれわれの日本の環境を保全するためにい
ろいろなことがやられております。そのためには、

たとえば自動車の規制であるとか、あるいは工場
の分散であるとか、あるいは研究学園都市を新し
くつくるとか、いろいろな政策が立てられ、それ
が実行に移されておりますけれども、こんなもの
はほとんど効果を奏していません。残念なこと
です。それはそう言っちゃはなはだ失礼ですけれ
ども、目先だけの思いつききなんですね。あるいは
一部の考え方でやるからだと思ふのです。

いまこの段階ではほんとうに日本の公害を防止し
て、豊かな、健康なわれわれの自然環境をつくら
うと思ふならば、ほんとうに思い切った、徹底的
な政策の大転換、発想の大転換が必要だと思いま
す。そのような考え方とそれを実行する勇断が、
いま一番日本に必要な時期だと私は思うのです。
単なる思いつきや目先だけでちよこちよこやって
もどうにもなりません。実は、美濃部知事が私の
ところにお見えになりました、さして光化学ス
モッグ対策を話したい、ということでございますが
ら、お目にかかっているいろいろ相談します。いろ
いろ協力するつもりでおりますけれども、単なる
自動車規制ぐらいではおさまらないと思ふので
す。実際の内容はわかりませんが、どうも、ですか
ら、私は、そういうことで田中通産大臣が——で
すな、まだ、この人がそのような思い切ったこと
をやるという構想を発表されたことに対して、
非常な敬意を表します。内容は知りません。知り
ませんが、よほど思い切ったものに違いないと思
うのです。ですから、この人がこのようなことを
実行するような地位にもしつかれましたならば、
われわれは喜んであらゆる協力をしつければな
さず、つくりまして、思い切った勇断を持ってこの日
本列島の新しい考え方に着手させなければならぬ
と思ふ次第でございます。

○大原委員 一言。内容はよくわからぬがたいへ
んな英断だというのはおかし。非常に不可解な
答弁があったわけですが、それで経済企画庁の政
務次官、あなたのところも総合官庁、こちらも総
合官庁ですが、総合官庁が機能を果たしてない
ところ、こういう環境破壊がある。各省は企業と

密着して、日本国株式会社のみあ支店みたいなも
のです。そういうのが非常に強力な発言をして、
實際上、環境庁や経済企画庁の総合官庁が機能を
発揮していない。計画はつくるけれども、総花的
な計画であって、中身というのは全く変わって
いる。

そこで問題は、旧全総は拠点開発方式、大都市
方式をやって、これを地方分散開発方式にしたの
が新全総だと思ふのです。それをまたばあつと
全国にばらまこうと、こういう非常に威勢のいい
議論です。もちろんGNPの一〇%以内という
議論がある。そういう議論等があつて、環境保全
生活優先という観点をどういふふうによつていく
かという、そういう観点等については明確でない
点があるわけです。これは自然はできるだけ残し
ておこうという、そういう考え方と実際ははぶつ
かっている議論ですね、ここでいま議論している
議論と。そこで経済企画庁はこれについてはどう
いふ見解を持っておられるか、一言お答えいた
だきたいと思ふます。

○本部政府委員 われわれ、新全総の総点検にあ
たりましては、たとえば、いま当委員会審議さ
れております自然環境保全法が実施された際にお
きましては、その運用にあたりましては、その法
の精神というものを十分われわれは尊重して、そ
うして高度福祉国家にふさわしい均衡のとれた国
土の実現に努力してまいりたい、かように考
えておるわけでありませぬ。

○大石国務大臣 私思うのですが、たとえばこの
新全総あるいは新全総でもけつこうですけれど
も、日本にかくこまかく企業分散するということ
だろうというふうな思ふのです。私、そういうこ
とも入っておると思ふます。それもいいと思
うのです。ただ、その前提として、日本のこれか
らの経済、産業構造というものは、いままでのよ
うな高度経済成長に達するまでの段階のような歩
み方をしたらいけないと思ふ。このような高度
成長に達した以上は、いままでと違ったような
行き方をしなければいけないと思ふ。たとえば、い

ままでの日本の高度経済成長の土台は、外国からできるだけのあらゆる原材料を輸入して、それを日本の技術、労働力によつてものをつくり上げて、国内で使つて外国にどんどん輸出してもうけたというところが、いままでのあり方だつたと思うのです。今後そのようなあり方を続けるようでは、おっしゃるとおり、日本全島に公害をばらまく。そういう前提のもとでこの新全線がやられるならば、日本に公害をばらまくことになりす。

これからの日本の産業はそのようなものであつてはならないと思うのです。たとえば、もうこれ以上石油基地を倍にふやすことも三倍にふやすことも不可能です。ですから、石油基地なんというものはふやす必要はない。ただ、石油の需要量が多いならば、そういうものはむだな、五十万トン、百万トンのタンカーで運んで海をよごして、日本の内地をよごすよりは、当然原油地を中心にしてそのような工場をつくつて、そこでその途中までのいろいろな生産をすつとか、たとえば鉄鋼にしても原油地を中心にして、そこへ日本から工場を持っていて、そうしてそこで製品を、半製品なりあるいは適当なものをつくり上げて持つてくる、そのものを使って日本がさらに高度成長するといふのでなければ私だめだと思ふのです。

そのような場合に、産地にそのような工場を持つていくのは公害の輸出じゃないかという非難がありますけれども、それはもつとわれわれがその場合に公害を出さないような心がけをすればいいのでありますし、また御承知のように、日本のような国土で、人間が住む平地が一平方キロぐらいいしかない、そこで一億の人間がごちゃごちゃ住んでおつて二千億ドルのGNPをつくり上げるというふうな、そういう条件とはまるつきり違いますから、国の大きさも何もありません。そういうことで公害の程度も違つてくると思ふますし、そういう配慮をすれば、公害の輸出はそうならないと思ふますから、そういうことを前提として、産業のあり方を全部変えた上での日本全体の正しい平地の利用ということになれば、私は、自然を十

分に守りながら日本の正しい開発ができると思ふわけでございます。

○岡本委員 そうですと長官、いまの考え方は、「国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならぬ」という野党提案のこの環境保全基本法案の中にこういう一項目を入れていくべきです。

○大石国務大臣 ちよつともう一べん読んでください。

○岡本委員 「国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならぬ。」

○大石国務大臣 ことばづかひにもいろいろありますけれども、大体そのような精神は賛成でございます。

○岡本委員 じゃ次に、最初環境庁が要綱を出された時点で、取締官制度といふんですか、環境取締官制度のような法的な取り締まりの項目があつたように思ふのですが、今度はこれが抜けておる。そこで、先ほど長官のこれに対する答えは、警察のほうでいろいろとやつてやろうというふうな話だつたから抜きましたというふうなことでしたが、警察庁来ておられますね。たとえば、原生林あるいはまた自然環境破壊、こういうものの犯罪捜査ですか、こういうものが警察官でできるのかどうか、非常に私は疑問なのであります。いまこの法案を見ると、そういう訴えがあつたら实地調査してあとでこつやる。これはやはり現行犯でなければだれがやつたかわからぬ。こういうことを考えますと、警察でこれがほんとうにできるのかどうか、ちよつとこれを一べん警察庁のほうからお聞きしたいと思ふのですが、いかがですか。

○岡本委員 答えたいいたします。お尋ねの点について、対象になりますような国立公園の中とか、そういうところにつきましても、最近はそのと同時にレジチャーの対象地域ともなつております。当然に警戒、警備の対象になっている区域でありまして、むしろ、どちらかといふと警察官が非常に動員されている、こういう状況でございます。

それから、一方特にお尋ねの点は、たとえば、そういう高山植物その他自然公園法違反のような犯罪の取り締まりについて非常に特殊の知識を必要とするのではないかと、御質問かと思ふますが、これは必ずしもわれわれとしては高度の知識を必要と思つておりません。現に過去におきましてもそういう取り締まりをやつてきております。今後もし引き続き、そういう取り締まりについては、やはり自然環境は守るといふ強い時代の要請もございまして、取り締まりを強化していきたい、こういう考えでございます。

○岡本委員 原生林の中へ人が立ち入つてはいけない、そういうような立ち入りを規制したところ、あるいはまた人がほとんど通つてないところ、あるいは行つていないところ、こういうようなところをやはり警察官がパトロールするわけですか。その点を一べんお聞きしたい。

○大石国務大臣 立ち入り制限ということは、たとえば尾瀬のようなところがございます。現在五十万人の人が一年間に出てまいります。これが七十万、百万になりますと、私はとうてい収容しきれないと思ふのです。そういう意味で、そのような場合には立ち入りを制限するというようなことが骨子でございまして、原生林の中にだれも一人も入つていけないように見張りをするというふうなことは考えておらないのでございますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○岡本委員 この法案の「立入制限地区」十九条の第三項「何人も、立入制限地区に立ち入つてはならない。」ただし、許可を受けた者あるいは非常災害のときあるいは保全事業をする者、まあ大体こういうような者以外の人は立ち入つてはいけないというふうな規定があるわけですね。そういうようなところを警察のほうで全部パトロール

して、そういう立ち入らないようなことができるのかどうか、これは私非常に疑問なんです、いかがですか。

○岡本委員 端的に申し上げて、原生林を全部パトロールするといふふうにお答えすることはたいへん無理だと思ひますが、たとえば、今度特に問題になりました特別司法警察職員制度の予定しておられるような人員の程度の活動は可能でありましょう。こういう趣旨でございます。

○岡本委員 たき火をしたりいんらんことをやっているのを、山の中では、なかなかそう何もかも全部警察ではわからないのではないかと思ふのです。そこで、この二十九条第三項において「第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」こういう一項が入つてくるわけですが、警察で全部こういうことはできないのではないかと。政府の法案には、公害問題の調査にあつたのは、ほとんどこういう犯罪捜査のために認められたものとは違ふんだというように全部入れているわけですが、こういうことから、結局は公害あるいはまた自然環境破壊、こういうものの取り締まりのポイントが薄らいでしまふのではないかと、こういうふうには考へるのです。

これはアメリカあたりでは保安官といふのがありまして、それが映画に出てくるわけですが、非常に効果をあげているわけですよ。日本ではなぜこれができないのか。せっかく最初の環境庁の要綱の中には入つておつたわけでしょう。ただ、警察でできるのだからよろしいなんて、そう簡単にこれを抜いたとは私は思われぬのですが、その点のいきさつをひとつお聞きせ願ひたい。

○首尾木政府委員 原案には、司法警察職員としての権限を行なう職員を環境庁長官または都道府県知事は命ずることができるといふふうになつておりました。この規定を置きましたのは、先生のおっしゃいましたように、この自然環境保全法に於いてのあるいは自然公園法につきましても各種の犯罪に對しまして、司法警察職員のそういう肩書きを与えておくことが予防的な意味におきま

て効果があるというような考え方から、そういうような規定を置いたわけでございます。しかしながら、その後、この司法警察職員の問題につきましては関係法務省あるいは警察庁とお話し合いの段階におきまして、現在のような手薄な管理員の状態のもとにおきましては、こういう職権を付与するということによりまして、他に十分な必要のあります各種の指導の事務でありますとか、あるいは管理の事務でありますとか、そういったようなものが、この職権の行使のために非常に多くの時間をとられるということになりまして、むしろ現段階では不都合な結果になるのではないかと。それよりもむしろこの問題については、今後警察のほうで、この自然環境保全法のような考え方で、自然保護についての犯則に対する態度というものをきびしくやるということであるならば警察のほうでも大いにやろうというふうなことでございまして、現段階ではこれを制度化するのを見合わせたわけでございます。今後われわれこの管理員の充実と相ましまして、さらにこういう問題につきましましては検討をし、将来においては、このようにならざるを得ない、実際の問題としてこれが動くようになりますれば、そういう制度を実現したいという希望を捨てておるものではないわけでございます。

○岡本委員 まあ将来そういうような考え方で入られていきたいということですから、了解しておきます。

そこで、次は国民の理解も得るとかいうような、これは第七条になっておりますが、「知識の普及等」というところで、これは官報あたりに載せたところで、一般の方にはなかなか理解できないわけですから、官報を絶えず見ているわけではありませぬから。そこで、この「国は、自然環境に關する知識の普及を図るとともに、自然環境の保全の思想を高めるように努めるものとする。」と、非常に抽象的なんですね。われわれ野党三党では、これを環境保全基本法案の三十三条「国民の理解」というところで、「国及び地方公共団体は、学校教育

育、広報活動その他の手段により、良好な環境の確保の必要性についての国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」というように、非常に実体法として親切に書いてあるわけですが、ところが、この自然環境保全法案を見ますと、非常に抽象的ではつきりしてない、こういうところをひとつやはりきちんとしなければならぬのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○大石國務大臣 これはおっしゃるとおり、あまり具体的に書いてございせんが、要するに、われわれ環境庁としての心がまえでございます。でございますから、ただいま岡本委員のおっしゃいましたような学校教育とか、社会教育とか、あるいはいろいろな講演会とか、いろいろな行事であるとか、そういうことを通じまして、できるだけ国民に自然を愛するような、自然環境を守るような思想を徹底するように努力をいたす、その心がまえを高めてまいりたいと考へます。

○岡本委員 そうしますと、こういうように修正をして、野党三党案のようにきちんとしておいたほうが法律としていいのではないかと、私はこういうふうに思ふのです。いかがですか。

○大石國務大臣 私がいま申しましたように、これは環境庁の心がまえの問題でございます。国民にこうせよというものはございせん。したがって、別にいま学校教育とか社会教育とかを並べなくとも、われわれの心がまえの中にそれをはつきりと——われわれの心がまえを持つことが第一でございます。そういう意味で、国民にこうせよというものはありませぬから、われわれの心がまえとして御意見を十分生かすよう努力をすればそれでけっこうだというふうに思ふわけでございます。

○岡本委員 国民にこうせよというのじゃないのです。野党案を読みましょうか。「国及び地方公共団体は、学校教育、広報活動その他の手段により、良好な環境の確保の必要性についての国民の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない

い。これは国や地方公共団体に言っているわけですから、国民に言っているのじゃないのです。このほうがいいでしょう。どうですか。

○大石國務大臣 それもけっこうですけれども、それだけでもほんとうを言え足りないのです。「その他」ということには「ばい」でございます。「その他」の中には講演会もありませんし、いろいろな行事もございませぬし、幾らでもございませぬから、一つ二つの例をあげてもあげなくとも、要するにこれはわれわれの主宰者側がそういうことを守る、実行する、行政をやるほうの心がまえでございますから、いまのおっしゃるようなことは、当然それを考えなければ行政はできないわけですから、われわれ環境庁といたしまして、学校教育、社会教育その他のことによつて、はかるとか努力をしなければならぬとか書かなければ環境庁の役人が思いつかないとか、そのような指導、努力をしないと、そんなことは考えられませぬ。ですから、もし、そういうようなことを書かなければ環境庁の役人がそういうことをしつかりできないというのなら、五十も百も、あらゆる考えられる項目を並べたいと私は思うのです。その二つだけを並べて「その他」と言つたて、そういうことぐらひは当然考えなければ、環境庁としてはこのような行政の指導はできないはずでございますから、おっしゃるようなことは十分心に入れます。そういうことをやらせる方針であるわけでございます。

規定ではないですか。われわれの言うのは、きちつと講じなければならないという、はつきりとした政府あるいは地方公共団体に對しての要請であつて、国及び地方公共団体に講じなければならぬというような案を私どもは出しておるのです。たまたのほうでは「努めるものとする。」ですよ。それは、この一つを見ましても、この法案というものがいかにしりすばみというか、いかげんになつたというか、あるいは弱くなつたというか、この法案が後退した、後退したといわれるのもそこに原因があるのではないかと、いろいろに私思ふのですが、もう一べんひとつお聞きしたい。

○大石國務大臣 御意見はごもっともでございますから、そのように、言われるように留意してまいります。

○岡本委員 次に審議会の問題ですが、自然環境保全審議会は非常に大事だと私は思ふのです。なぜかすれば、これは農林省でしか建設省でしか出た調整区域の問題、要するに、調整区域の線引きの件で非常に重要なことがありましたが、これを見ますと、審議会できめて、そしてこれを特別区域にするとか、そのときに相当個人的な利害關係が発生しまして、いろいろな紛争が起るのではないかと、思ふのです。したがって、こういういたずらな紛争を避けるためにも、この審議会がしつかりしておつて、そしてその審議会の中に公聴部会といふものか、そういうものを設けるといふようなことを規定しておくことが私は大事ではないかと思ふ。しかも、野党三党では、この環境保全会議といふもの、これはシンクタンクみたいなものをつくらせているわけですが、それでいろいろな問題に当たろうとするのですが、これは「自然科学者及び社会科学者を含む学識経験者で組織する」として、「環境保全会議の委員は、両議院の同意を得て任命される」なその上に、この際ですから、そういう審議会の中に公聴部会を設ける。これはもうアメリカあたりではできてゐるわけですから、それと、いたずらに紛争が起つたりしなくして、きちつとやましくいじやないか、

だからこの審議会についてはもう一べん考えなければならぬと思うのですが、これについてはいかがですか。

○大石国務大臣 私は審議会というのは相談相手だと思えます。環境庁の相談相手が審議会だと考えておられるのです。ですから、審議会というのは、できるだけ有能な人、りっぱな人、見識のある人にお集まりを願っています。われわれの相談相手になっていたらいいというのがわれわれの考えでございます。したがって、そこにはあまりめんどろくさい、それを拘束するようなものは設けませんで、できるだけ自由闊達な考え方において、その審議会の委員は、おかしなことをするような人にはお願いしません。高い見地から、自由闊達な運営において、考えにおいて、われわれに正しい判断なり意見を出していただくようお願いしたい、こういうのがわれわれの審議会に対する考えでございますので、あまり拘束するようなことはいたしたくないというように考えております。

○岡本委員 あなたのほうのこの政府案でも、審議会についてはいろんなことが出ておりますよ。あまり拘束するようなんではおっしゃるけれども、これは人員とか、そういうことでありますけれども、審議会のメンバーを、審議会の人たちの活動を拘束するのではなくて、この審議会のメンバーには自然科学者あるいは社会科学者、こういうものを含めた学識経験者、こういうことをきちんと明記しておいたほうがいいのではないかと学識経験者ならだれでもいいというわけにいかないと私は思うのです。これがまず第一点。

○大石国務大臣 私は学識経験者ということばあまり好きじゃないのです。何が学識経験者か、それに自然科学者、社会科学者という名前も好きではありません。一般人でけっこうであります。ただ、高い見識を持った、りっぱな判断力を持った人をお願いしたいと存じます。別に肩書きとか、そういうものは要らないと思えますので、自由闊達な民間人ということでけっこうだと考えております。

○岡本委員 大臣、あなた、そういう考えでは、ほんとうの自然環境を守ることができない。あなたもお聞きになったと思いますけれども、たとえば生態学者、そういういろいろなところから論議できる学者、そういう人でなければほんとうの自然環境を守ることができなくなるのではないかと考えていらっしゃるのだと私は思う。一般の人ならだれでもかまいません。そんなめんどろくさいことを言ったら話になりません。そんなことだったら私は質問をやめます。

（八田委員長代理退席、委員長着席）
だれでもいいんだ、一般の人でいいんだなんて……審議会のメンバーというのは大事なんです。この審議会のメンバーの中に色がついたりあるいは利害関係を持つ者がおいたら話にならない。しかも、私どもが提唱しておるところの自然科学者あるいは社会科学者、こういったほんとうの専門的な意見を述べられる人があって初めて自然環境というものは守られるのではないかと考えております。

○大石国務大臣 これは基本的には全く御意見のとおりでございます。われわれは、一般人と申しまして、もちろんりっぱな見識を持った、正しい判断力と専門的な知識を持った方をお願いするのでございますから、岡本委員と全く同じ考えでございます。そういうことで、われわれはおっしゃるとおり、たとえば、いろいろな生態学者であるとか社会科学者であるとか、もちろんそういう中から選ぶということ考えております。われわれの気持ちはそういうことであるので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○岡本委員 そういつて理解をしていただければ非常に今後進むであろう、こういうふうな思いです。
そこで、もう一つ提案を申し上げているのは、先ほど申し上げました審議会の中に公聴部会というものを設けて、そうした第三者の人たちがその地域の皆さんの意見を聞いてあげて、そしてこ

を特別地域にするとか、やはりこの了解をとらなければ、いたずらに紛争が起こって、これは環境庁あるいはまたそういうた所管の人が行きますとめんどろくさい場合もあると思うんです。ですから将来……と言いますせんけれども、審議会にそういう公聴部会を設けてやっていくという一つの手法もあるのではないかと、こういうように私は提案をしておるわけですが、いかがですか。

○大石国務大臣 それはおっしゃるとおりだと思います。ですから、審議会ができましたならば、われわれもそのような考え方を述べまして、正しいような運営をしてもらうように極力要請したいと考えます。

○岡本委員 次に、この自然環境保全法案の中には、原子力発電というものの規制と申しますか、立地についてのいろいろな考え方が全然含まれておらないのでありますけれども、いま福井県あるいはまた関西電力の那智勝浦ですか、あっちのほうの計画を見ましても、そうした自然公園の中につくろうとしているわけでありまして、これについての環境庁の考え方、あるいはまたそれに対する申し入れあるいは調整というか、こういうものはできないのか、あるいはやるのかやらないのか、これもひとつ……。

○大石国務大臣 御承知のように、原子力につきましても、従来は全部原子力委員会が所管いたしまして、なかの省庁は口出しができません。ことになっておりました。ところが、最近科学技術庁長官の賢明な御理解によりまして、それが環境問題に關しては、原子力委員会よりも環境庁で所管すべきであるという発言がございまして、そのような方向のもとにいま行政が進められているわけでございます。われわれも、原子力の問題について環境保全につきましては、やはりわれわれが責任をもってそれに当たらないと考えて、そのような意見の調整をいたしておるわけでございます。

題については相当問題があると思えますが、これはやはりいまのそういう行政の方向に従いまして、われわれも十分所管してまいらうという心がまえを持っておるわけでございます。この法案の中にはそういうことは書いておりませんけれども、当然われわれの行政の基本的態度は、原子力についての環境保全の問題については、十分に注意してその所管をするというふうにとめたいと考えております。

○岡本委員 では政府は、大体法律に基づいて事が行なわれるわけですから、この原子力の設定あるいはそういうものについてのどの法律に基づいて行なおうとなさっておるのか、それだけ一つお聞きしておきます。

○大石国務大臣 原子力発電所を設置するかしないかということは、どの法律で私にはよくわかりませんが、ただ、私のほうとしては、自然公園法並びに新しいこの法案によるわれわれの守備範囲内におさまっては、いろいろな大きな構築物をつくる場合にやはりわれわれの了解、許可が必要になります。そういう面でも十分に意見の調査がつくと考えておる次第でございます。

○岡本委員 それから次に、長官が今度ストックホルムへ行かれて一番問題、また特に気がつかれたこと、やはり環境問題についての国際協力、これについて非常に協力しなければならぬというように御決意を承ったように思うのですけれども、また新聞記事を見てもそうでありまして、われわれ野党で環境保全基本法案をつくったときに「国は、世界的な規模において環境の汚染及び破壊を防止することが現在及び将来にわたって良好な環境を保全するために欠くことのできない要件であることにかんがみ、良好な環境の確保のための対策に關し、積極的に国際協力を推進しなければならぬ」という非常に先を見通した条項を入れているわけですが、これに対しては、非常に賛成だと思っておりますが、いかがですか。

○大石国務大臣 環境保全基本法案は二、三年前に出されたものと聞いておりますが、そのような

時代にそのような見識を示されましたことに対し、心から敬意を表します。全くわれわれも現在の立場においては同感でございます。やはり世界の環境をみんなの協力によって守っていかねければならないと考えております。

○岡本委員　そこで長官、自然環境を何とか守らなければならぬと言いますが、毎日毎日自然破壊をしておる田子の浦の問題ですね。新聞にも出ておったと思いますが、これに対してはどういう政策をとりますか、どういふ計画をあなたの方では指示をしておるのか。どうも静岡県においてもまた富士市でも、いまだどうしようもない状態ではないかと思っておりますが、これについての見解をひとつ承っておきたいと思っております。

○大石国務大臣　田子の浦のヘドロを中心とする汚染問題につきましては、非常に長い以前から問題になっておりました、いろいろおとしあたりにから対策を立てておられますが、なかなか実効があがっておりませんでした。現在は、まず第一に、ヘドロを流す下水を十分に整備することが一番大事でございます。そういう意味で、われわれは汚水の処理に対して全力を尽くしてまいりました。

幸いに静岡県並びに各企業の努力によりまして、いま下水整備に当たっております。この六月だったか、七月までには、全部完全にその汚水を処理することにきまっております。いま努力いたしております。一応大企業は大体下水の処理ができております。中小企業を合わせまして一つの総合的な処理場をつくってやるという方針でありましたが、この計画がうまくいっていません。各企業独自でおのおの単独でその汚水を処理するという方針に変わりました。去年の秋からそのような設備に取りかかっております。大体ほとんどいまでき上がったと思っております。まだ最近の報告は参っておりませんが、六月か七月には全部仕上げられることに約束しておりますから、大体でき上がったと思っております。今後汚水を田子の浦に流し込むことは非常に少なくなると考えております。同時に田子の浦のヘドロの処理も、御承知のよ

うに、いま三十万トンだけはとりあえず富士川の河川敷に、これをポンプアップしまして、ここで脱水をして乾燥をして、そこに緑地をつくる一つの地下にするというところで大体うまくいっているように思っております。しかし、まだ百万トンくらいヘドロがございますので、これをどうするか、いまだ非常に考慮中でございますが、一応まずヘドロを流し込む設備だけは大体出そろったのではなからうか、そういうのができ上がりましたという報告をいま待つておる段階でございます。

○岡本委員　長官、きょうは時間があれますから、それはまた一般質問のときにしますが、もう少し認識を——べん調査していただけませんか。ほんとうのことを申し上げますと、いまのは違うのです。そういう報告が来るかもしれないけれども、毎日毎日ヘドロあるいはPCBの入ったものがどどんと流れ込んでくるわけですね。このままいったらどうなるのかという現在の状態です。ですから、これは一度あなたの方から調査をひとつしてもらって、そしてまた答弁をいただき、またさらに施策を加えてもらいたいと思っております。

そこで、最後に一つだけ聞いておきたいことは、この自然保護法とひっかかる鳥獣取り締まりですが、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正をしようというふうなことで、長官が、狩猟者に対して五万から十萬くらいの狩猟税を取ればよいというふうな構想を発表されたという話がございますが、金さえ取ればよいのだという考え方は、私はちょっと早計ではないかと思っております。と申しますのは、私どもの選挙区でイノシシなんか出て非常にぐあいが悪いことがあるのです。作物をやらせてしまおうというふうなこともありますので、そういう面をも考えた方法でなければいけないのではないかと。こういう長官の発表と申しますか、考え方は、ひとつ白紙に戻される考えがあるのか、これをちょっとお聞きします。

○大石国務大臣　いまの五万から十萬というのは、これはたとえ話で、決して私の構想の核心ではござ

いけません。私は、いつか申しましたように、やはり日本の鳥獣を保護するためには、どこでも鉄砲を撃つていいといういまのやり方を変えまして、鉄砲を撃つところは——狩猟というものはスポーツでありますから、スポーツというようになっておりますから、を楽しむには、やはり一定のルールを守って、一定の地域、競技場でやるべきであると考えまして、猟区を各地にたくさんつくってもけっこうです、各県何カ所でもけっこうでございますが、猟区をつくりまして、そこでスポーツを楽しんでいただく、ハンティングを楽しんでいただく。それ以外の地域は、どこから鉄砲のたまが飛んでくるか何も心配しないでもいいような、安心して鳥やけだものが住めるような地域にしたい、鉄砲を撃つところは猟区においてやっていただきたいということを中心にご考慮のでございます。そのときに、スポーツですから、十分に鳥やけだものと楽しむなら五万や十萬の入場料を取ってもよからうというたとえ話をしただけの話でございます。それは金額のことは問題でございませぬ。そういう考えで、私はいまもその考えを捨てておる考えはございませぬが、ただイノシシがどうだこうだということも、もちろんこれはわれわれ人間に害になる問題はそれだけの処置をしなければなりません。そういうことはもちろん考えなければならぬけれども、基本的にはそのような形で猟区によってスポーツを楽しむような制度にしたらいのではありませんかという考えを保持してございまして、それだけでございませぬ。

○岡本委員　そうすると、長官の考え方は、全国を禁猟区にして、そして許可するところをきめるというのじゃなくして、そういう何と申しますか、スポーツを楽しむ人もいられるでしょうが、しかし反面、今度はそういう農家に害を及ぼすところのイノシシとかいうものに対しては、そういう区域を指定してやらせよう、こういう考え方なんです。そして五万から十萬取るといふのは一つのたとえであって、そこまではいってないのだ、こういう考え方なんです。これだけをお聞きして

終わりたいと思っております。

○大石国務大臣　大体そうでありませぬけれども、全国を禁猟区にするということばは使いたくないのであります。これは猟友会の方が非常に気にしておられますので……。つまり日本で鉄砲を撃つときは猟区において狩猟をやっていたらいい。猟区で鉄砲を撃つていただく。それからもちろん場所によってはなくて、そういうような事態において害獣駆除なり何かをする必要がある場合には、具体的なことはよくわかりませんが、県知事の権限なりだれかの権限によって、随時そういう駆除を行なうべきところはもちろんやる必要があるということも、もっと弾力性のあるものにしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○岡本委員　あと古寺委員に譲りまして、一応きょうはこれで終わります。

○田中委員長　次は、古寺宏君。

○古寺委員　最初に林野庁長官にお尋ねをしたいと思います。きょう午前中からいろいろ論議をされた問題でございますが、今後の国有林の財政の問題でございます。国有林会計が非常に赤字がふえつつある。この問題については、はっきりした林野庁としてのお答えがなかったわけでございます。今後この赤字が相当にふえることが予想されるわけでございますが、この対策についてまずお尋ねしたいと思います。

○福田(省)政府委員　お答えいたします。国有林の会計は、戦後特別会計制度になりました。収入の大部分は、木材の販売収入でございます。九割以上を占めております。また支出は、人件費が六割くらい最近では占めておるわけでございます。戦前は、木材の販売収入のうち半分以上は山に入つてなかつたというところがございます。あと半は、開拓財源とか、その他一般会計のほうに回つておったわけでございます。したがって、治山事業であるとか、林道の事業とか造林事業、こういったような仕事は十分に行なわれなかつたといううらみがございまして、戦後、いま申し上げたような特別会計制度が

発足したのでございますけれども、最近、御承知のように、外材が五割以上を占めておるといふような状態、その他いろいろな原因がございまして、木材価格は横ばいになる、人件費は他産業並みに上がるといふことから、御指摘のような財政上の赤字の問題が出てまいりましたわけでございます。

しかし、国有林経営の目的は、実は赤字をなくすることが目的だとは私は考えておりません。職員は、定員内職員が四万人、定員外の職員、これは主として現場の作業に従事する中堅の職員でございますが、これが半年以上一年未満というのが一万九千人くらいございます。それから一年間継続で勤務する者が約一万六千人、合わせますと三万五千人。定員内職員以外に、いま申し上げたような半年以上つとめておる者が三万五千人、そのほかに臨時を入れますと七万七千くらいになるわけでございます。こういうふうな問題をかかえまして、人件費が相当高騰していき、収入は減少していきという中で、国有林の経営をどう持つていくかという基本的な問題になるわけでございます。

従来、森林に対する国民一般の要望というものは、私から申し上げるまでもなく、主として木材の生産にあつたわけでございます。戦争中は軍用材の増産、戦後は復興材の増産、つい十年くらい前までは価格安定材の増産に国有林は協力すべきであるというきびしい要請があつたわけでございます。最近ようやくにして木材生産以外の自然保護に関する非常に強い要望が出てまいっております。私は、この点につきましては、まことに当を得た要請であり、森林そのものを国民の皆さんが見直してくれておるといふふうに感じ、内心実にうれしく思っておる次第でございます。

そこで、今後の国有林経営の目的は、木材を出すことももちろん大事ではございますけれども、やはり森林そのものの機能、公益的な機能重視と自然保護を重点とした林業に切りかえていくべきであるというところにあると思うわけでございます。

す。そういたしましたら、やはり大面積皆伐をやめなければならぬ。択伐とか禁伐をふやさなければならぬ。木材収入は減ってまいります。これにどう対処するか。従来皆さんの御指摘を受けておりました、もっと能率のいい経営をしなさいというところも、もちろん大事でございますし、それがいまして、そういう近代化、合理化をいたした上で——これにも限度がございしますが、そういう一つの計画を立案した上で、たとえば治山事業についての経費であるとか、造林事業あるいは林道についてのそういった生産基盤の造成についての経費は、一般会計からの負担あるいは融資についての金利の補てんとかいうような、いろいろの方法を考えていただくことが必要であろうと思つておるわけでございます。

これらの問題を含めまして、特別会計制度のあり方その他事業の近代化のあり方一切含めて、ただいま林政審議会国有林部会で検討を願つておるところでございます。四十七年度を最後としまして積み立て金もゼロになっております。四十八年度からは抜本的な制度の改正を行なわなければならない段階に立ち至つておるわけでございます。そういう意味で、近く林政審議会の答申をいただきました上で政府の原案をつくり、今後の合理化についての方針を確立してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○古寺委員 今度のこの自然環境保全法ができるわけですか、いろいろな地方においては問題が起るといふと、いろいろの例をあげますと、国有林活用というのがございまして、現在各市町村から国有林を活用していただきたいというところで県に申請をいたしまして、林野庁と現在調整中でございますが、この国有林活用と今回提案になっております自然環境保全法との関連性は一体どういふふうになりますか。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。二つの法律の間に直接の関連はないわけでございますけれども、活用は、主として農業の振興のためにこれを用いるという場合に、たとえば農

地あるいは草地といったようなものが少ない、農業振興のために国有林をぜひ活用したいという場合、あるいはまた、その他公共的な使命を達成するためにぜひ必要であるという場合に、林業経営との関連を勘案しながら最小限度にこれを活用していただくということになっておるわけでございます。

なお、あわせて、活用した場合にこれを売り渡す場合もございまして、売り払う場合もございまして、貸し付けする場合もいろいろございまして、それらの収入につきましては、できるだけ国土保全上必要な保安林の買入れであるとか、その他の林業経営の投資に必要な財源に充てるといふたてまえになっておるわけでございます。

いずれにしても、森林の経営、つまり森林木材の生産以外の公益的な機能を発揮するための森林経営、これに支障ないように最小限度にとりうらふに考えておるわけでございます。

○古寺委員 そういふふうには活用するのはけっこうなんです、活用することと環境保全法とのいろいろな問題が生じてくるのじゃないかということも考えられます。

さらに、現在青森県の例で申し上げますと、下北部にいたしてもあるいは津軽半島の弘西林道等の周辺にいたしても、林野庁長官のお話とは全く違う伐採が行なわれております。山奥になればなるほど——けさほど島本議員からも御指摘がございまして、林道の問題もそうでございます。大規模な自然林に対する伐採というものが現に続けられておる。こういうことは、結局はこういう法律ができて、自然環境を保護するという面で非常にむずかしくなってくるのじゃないか。

さらに、先ほど申し上げましたように、国有林会計の赤字が将来どんどんふえていく、そういうかみ合いというものが今回の自然環境保全法の大きな問題点であると思つておるわけでございます。私のお考えとしては、いままでも木材生産庁であつた林野庁が、先

ほど林野庁長官からお話になりましたように、自然を保護する、緑を守る林野庁に変わらなければいけないわけですが、したがって、先ほど大石長官は、公害を防ぐためにあるいは環境を保全するために大勇断をもって臨まなければならぬというふうなお話もございましたが、今回の自然環境保全法を提案するにあつては、環境庁の中に日本の林野行政というものを包含した、そういう考え方に立つた環境保全法でなければこの目的を達成することは不可能に近いのではないかと、こういうふうにご考慮のわけなんです、大石長官のお考えはかがですか。

○大石国務大臣 いまの御意見には賛成なんです。ただ、これはやはりいろいろな所管が分かれておりますので、他の所管官庁の権限にまで言及することはちょっと遠慮しなければならぬと思つたので、あまり具体的なことは申し上げかねますけれども、いまの国有林保護並びに活用にあつては、これは公益性を守る分と企業性を守る分、こういうふうに分けて、公益性を守る分については、やはり環境庁においてこれを指導なり所管することが一番妥当ではなからうかと、私も心ひそかに考えているわけでございます。

○古寺委員 そこで、林野庁長官にお尋ねします、現在、林政審議会が審議をしておりますのは、日本の自然環境を保全するという問題については審議が行なわれておりますか。赤字のための審議か、あるいは自然環境を保全していくというところに重点を置いた審議か、その内容についてお答えを願いたいと思つておるわけでございます。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。林政審議会がこの国有林の経営の問題を取り上げた動機は、いま御指摘のように、国有林の特別会計制度が赤字になつたということから、今後どうしようかということから一つの動機でございます。ただ、それらの問題を解決いたします場合に、ただ赤字であるから、では将来どうしたら赤字になるかということだけでは、この問題は解決しないのでございまして、その点は、林政審議会の中

におきましても十分議論し、昨年の秋からでございますが、国有林部会でもすでに十数回検討しております。いわゆる国有林の役割りというものは何であるか、国有林に対して国民一般の方々からどういうふうな要請が出てくるか、国有林の役割りと申しますか、国有林の使命と申しますか、そういうことから問題を究明していく必要があるというところが議論の焦点になっておるわけでございませう。

そこで、森林そのもの持つ機能、これは、従来は木材の生産ということに重点が置かれておったのでございませうが、森林の中から出てくる木材ばかりでなくて、森林そのものと人間との関係、つまり国土の保全の問題であるとか、水資源の確保の問題であるとか、あるいは土砂崩壊の防備の問題であるとか、あるいははきれいな空気を供給する、あるいは植物ばかりでなく、動物とか、その他一切の有機体としての森林と人間との関係から出発して、国有林はどういう役割りが必要であるかということから議論が始まっているわけでございませう。

○古寺委員 林野庁は、結局国有林会計の赤字のために、人目につかない山奥をどんだん電気のことで切ります。ブルドーザーでどんだん林道をつくります。そうしますと、国民の財産であり、またかけがえのない自然を全部食いつぶして、残ったかすをこの環境保全法というもので環境庁がどうにか守っていかねければならない、そういう感じがするわけなんです。したがって、当然国有林の赤字会計というものは今後の一番大きな問題点になると思っております。

そこで、大石環境庁長官に、政府を代表する大臣としてぜひお尋ねしておきたいのですが、この自然環境保全法というものを実施せしむるためには、何としてもこの国有林会計の赤字の問題に政府がまず取り組まなければ、この法案の実効を期することはできない、こういうふうな考えをわけです。そこで大臣の、今後の国有林会計の赤字に対する政府としての取り組み方、こういうもの

をひとつお答え願いたいと思っております。

○大石国務大臣 私は、政府全体としての意見はまだ取りまわしておりませんので、政府全体の意見としては申し上げられませんが、一國務大臣としてはつきり申し上げますことは、日本の国有林の使命というものをどう考へ方、認識というものは変わってきております。それに従いまして、やはりいろいろな会計上の制度も変えていかなければならないと思っております。そういう意味では、独立採算制によってこれをもっていくというやり方は当然変えるべき時期がきたと考えております。

○古寺委員 大石長官が本気になって日本の自然環境を守ろうという熱意がもしおありであるとするならば、この法案を提案する以前においてこの問題に取り組むべきである。片手落ちである。こういうことをきちんとしてやるべき法律をつくるということは、これは骨抜きです。むしろこの法案を提案する前に、そういうような、まずやるべきことをやって、しかる後にこの法案を提案すべきではないかと、私はこういうふうな考えをわけなすのでございませう。

○大石国務大臣 いまの古寺委員のお話は、全く本筋の話であります。それが当然の行き方でございます。ただ残念ですが、そのような行き方をしたいと思っております。御了解もつくと思っております。この法案は提案できません。二年か三年かかります。それにしても、あまりにも日本の自然破壊がひどいので、とりあえず守ろうという心がまえから、確かに順序は逆でございますけれども、まずささやかな手がかりでも得たいということで、この法案を先に提出したのでございまして、筋からいえば、あなたのお話の本筋でございませう。

○古寺委員 さらに、この法律を効果あらしむるためには、それだけの組織なりあるいは人員が必要になってきます。それをいかにこの林野行政と組み合わせていくかということが大きな問題になってくると思っております。現在、国立公園の管理事務所には、わずかに六十二人の人員しかおられません。

ん。しかしながら、先ほどお話がございましたように、赤字の国有林には七万七千人の人員がいらっしゃるわけなんです。こういう林野行政との調整、この法律をいかに効果あらしむるかというそういう準備、体制については、今回全く配慮がなされていない。そういうふうなことに考えられないわけなんです。確かに森林保護の問題については林野庁との間にいろいろ意見の相違があつて、この法案の提案がおくれたということは承っております。しかし、その問題と同時に、国民のために法律をつくるのですから、やはり効果あらしむるだけの準備、体制が必要ではなかったか。そういう熱意が大石長官の場合には欠けておったのではないかと。確かにスウェーデンにもお出かけになりましたし、いろいろ御多忙ではございましたが、うけれども、こういうような大事な、いわゆる柱というものが抜けておったのではないかと、こういうふうな思いをわけなすのでございませう。

○大石国務大臣 あるいはおっしゃるとおりかもしれませんが。私としての手落ちだったかもしれない。またそういう努力も足りなかったかもしれない。その点については率直に反省をいたします。

ただ御承知のように、日本のいままでの行政のあり方というのは、ほかの省庁に対するいろいろの発言、それをするといふことは大体タブーになっております。そういうことを考えますと、これからはやはり新しい時代に入ります。新しい時代、やはりそのような旧来の陋習を変えて、新しいものの方を考へ方、大きな発想の転換が絶対必要になってまいらぬと思つてます。先ほど田中通産大臣は日本列島改造論を唱へました。中身は知りませんが、たとえば中身がどのようなものであると、そのような大きな変革を来たそうというその心組み、意気が必要だと私は思つてます。そういう意味で、この問題に對しまして、われわれは当然ごく近い将来には、そのような新しい発想の転換が行なわれなければならない、またわれわれもあ

ゆるその努力をするという考え、決意を持っておるわけでございませう。

○古寺委員 次に、現在津軽半島が国立公園の指定の申請をしているわけでございませうが、現在車力村のコケ蒔それから隠れ沼、こういう非常に重要な湿原地帯が公園の特別保護区域になるかどうかという問題でいろいろ問題になっております。そこで私は農林省にお尋ねしたいのですが、こういうような自然保護しなければならぬような地域を一体開闢計画の中に組み入れておったのかどうか、また現在こういう自然公園の申請が起きているのにそういうものを競合させておけるのか、その点についてまず承りたいと思つてます。

○櫻井説明員 まず現在行なつております国営の屏風山地区の概要についてちょっと触れさせていただきますが、この地区は青森県の木造町、車力村、両町村にかかつておる地区でございませうが、地元申請によりまして昭和四十二年から四十五年まで調査を実施しております。それから四十六年に全体実施設計を行なつております。そういうことで、四十七年、本年度から五十三年までの七カ年の完了の予定で国営で農地開発事業を行なうこととしておるわけでございませうが、国立公園との関係につきまして申し上げますと、昨年、昭和四十六年に青森県知事から私どもの地方機関でございませう東北農政局長に国立公園指定予定にございませう協議があつたわけでございませう。両者の間で十分協議を行なひまして、結果、公園計画案とそれから国営の農地開発の開闢予定地区の重複部分約二百ヘクタールでございませうが、これは普通地域とされる予定だということで、農地開発の事業につきましても差しつかえないということ、事業を進めることにしてまいりましたわけでありませう。その後、先生もお触れになりました地区が、公園の地域の拡張ということになるかと存じますが、そういう問題が、一部の拡張の意向があるというようにございませうが、現在県内で検討中であるというようにございませうが、先ほど申しました地域の機関でございませう

東北農政局にもまだ正式に協議が参っておりませんので、その具体的な内容につきまして私ども、どういふ地域でどういふくあいに私どものほうの事業に影響があるかということがまだつまびらかになっておりませんものだから、ただいま直ちにお答えするわけにまいらぬわけでございますが、調整を要するといふような場合には十分協議いたしましたして、両者の調和をはかってまいりたい、こういうふう存じております。

○古寺委員 私が昨日ですか、御説明を承ったときと全く変わってしまつて、これは非常に残念なんです、簡単に申し上げます。

現在その特別保護地域に指定しようとして、湿原地帯があるわけですが、非常に重要な湿原地帯、しかも泥炭層でもって地下一メートル幾らあるのです。こういうようなところをもしこの開畑計画に使おうとすれば何億という金がかかるのです。それがいまこの国定公園の指定の一番大きな目玉商品なのです。ところが開畑するためには売るわけにかぬとかいろいろの問題が起きています。なぜかというやうな問題もかかるやうなところを、湿原地帯をわざわざという計画の中に組み入れなければならないのかというところをお尋ねしているのです。おたくのほうでは調査をしてこの計画をもう指定したわけでしょうか。その点をほくはお尋ねしているのです。いかがですか。

○櫻井説明員 計画を決定する際には、まだそれを特別保護地域に予定するというやうなことがございませんで、青森県はとうとう東北農政局のほうで十分協議いたしましたして、計画に取り入れて開畑する地区につきましては差しつかえないことやうな結論になつたわけでございますが、これは正式の話ではございませんで、県等を通じまして聞いておりますが、一部に現在水田で、これを畑地に転換するといふやうな地区が、おそくただいま先生のおっしゃつておりました地区が含まれておるやうでございます。そういう地区が含まれておるやうでございます。そういう地区を開畑し、地元申請によりましてこれこれの地区を開畑し

たい、あるいは水田を畑地に転換したいという申請が参りまして、その地区につきまして私のほうでは計画を立ててまいつておるわけでございます。で、正確な数字はわかりませんが、その部分が数億かかるというやうなことはないのではないかと、いふやうに存じております。

○古寺委員 いいですか、これは時間がないのでほんとはあれなんです、岩木山でございますね。二十七億もかけて開墾したんです。行ってごらんなさい、もうスキの山ですよ。あるいは津軽半島に行つてごらんなさい、もう滅反でたんぼが草ぼうぼうです。そういうときにこういう大規模の農地開発事業をするのに、なぜわざわざこういう重要な湿原地帯を——自然公園として残したい目玉商品なんです。そういうものを何億も何千万もかかることをわざわざその計画の中に組み入れなければならないといふ、ぼくはそのお考えがよくわからぬのです。どういふ関係でそういうふうになつておるのかわかりませんが、これは今度の法案にもございませんで、いろいろの問題が起きてまいつた場合に、各省庁とのいろいろな調整の問題が出てくるわけですか。そうすると、こういうふうな、農林省のやうにこれはもう農地開発事業のために組んでおられるのだと、こういう計画の中に組み入れてどこまでもがんばつた日には、どうにもならぬわけですか。これはだれが見てもわかるのです。こういう問題についていま農林省にお尋ねしますと、まだこれから調査をしますといふやうなお話でしよう。それじゃ、全然知らなかつたのですか。もう一回お尋ねします。

○櫻井説明員 これも言いわけになります、最初、特別保護地区が今度の地区にかかるのかからぬのか、正式な話がございませんでしたので、わからぬのでございませんで、初めの地区の指定につきましては、先ほど申し上げましたやうに、協議がございまして十分承知しておりました。しかも、その地区が普通地域として重複しているといふやうに理解しておりました。その後、特別保護地区の指定問題が起きておるといふことは、

新聞あるいは県の関係部課を通じて報告がございませんで、正式の話として農林省あるいは農政局のほうに参つておるわけではないといふことを申し上げる次第でございます。

○古寺委員 そこで、この三十五条でございますが、とかくいままででも公園の地域にする、こういうと反対する人が出てくるわけですか。そういうわけで、いままで利用して保護するといふ形でございませんで、そのために結局は利用されて、破壊されて、何にも残らない。そういうことを知っている住民といふものは、まず自分の生活といふ問題を考えます。当然、今回の津軽国定公園の課題とかあるいは隠れ沼といふ問題もそういう問題がからんでおると思つておるわけですか。そういうやうな問題については、国立公園の場合には買い上げ制度がある。しかし、国定公園には買い上げ制度がない。そういう問題が起る場合に、環境庁としては買い上げをするとかあるいは地域住民の将来にわたるいろいろな生活の問題、そういう点にまで配慮をしてあげられるお考えがあるのかどうか。たとえば今回の場合でいふならば、現在予算は国立公園の六十億の予算でございませんで、こういうやうな問題については、やはり弾力的に準用して、これを買上げて国定公園に指定して、こういう問題を解消しながら自然環境を保全していくといふ考えをお持ちになつていらつしやるかどうか、承つておきたいと思つておる。

○大石國務大臣 六十億円の国立公園内の民有地買い上げの方針につきましては、いろいろの意見がございませんで、実はわれわれは初め交付国債を希望したものでございませんで、ところが、大蔵省は公債にしてほしいといふことで、こゝしは公債になりました。私は、考えてみますと、やはり大蔵省の考えどおり公債のほうが正しいと思つて、やりやうと思つておるのです。それをどのやうな形にするかですね。どのような金額にするのか、何年計画にするのかといふやうなことにございませんで、ことし一年お互いに調査をして、四十八年度からその

方向をきめるということになつておりますので、この期間にいろいろ検討したいと思つておるのですが、私の考えとしては、実はこれはもつと幅広いものに使いたいと思つておるのです。幅広く国立公園であつても、国定公園であつても、あるいは保護条例でつくられたりした県立公園のやうなものについても、それは国でなくとも県で発行してもよろしいから、そのやうな後代負担の交付公債制度が認められてほしいといふことを考え、それらの方向に持つていくやうに私は努力する考えでございませんで、そういう方針でございませんで、私どもが考えるのはやはりどうしても自然環境保全が中心でありませんで、その地域住民の生活をどうするかといふ幅広い問題まではまだ手が及びませんで、ただ、それが国立公園なりに指定することで私権に制限を加えます場合のことを考えまして、買い上げ制度といふことを中心に考えてまいりたいと思つておる次第でございます。

○古寺委員 私は、今回の自然環境保全法が通つても、そういうやうな地域住民に対する配慮といふ裏づけがなければ、やはり結局はこの法律といふのは骨抜きになつてしまつておるのです。そこで、次にお尋ねしたいのですが、青森県の東通村に防衛庁の下北試験場といふのがございませんで、この下北試験場の中には、本州では最も古い、また最も貴重だといわれる砂丘地帯がある。あるいはこの試験場の隣には左京沼とかいろいろ沼がございませんで、そこにはヒメマリモであるとかいろいろなものが生息しております。そこで、私がお尋ねしたいのは、この砂丘地帯についても今度のこの法律でもって地域を指定することができるといふやうな問題でございませんで、

○首尾木府委員 お尋ねの地域につきましては、私どももまだ十分に現況を把握いたしてございませんで、結論的なことを申し上げることはできませんが、しかし、そのやうな貴重な植物あるいは砂丘地帯といふやうなことでありますれば、当然に今回の自然環境保全法に基づいて地域指定の対象になり得るといふやうに考えておる。

新聞あるいは県の関係部課を通じて報告がございませんで、正式の話として農林省あるいは農政局のほうに参つておるわけではないといふことを申し上げる次第でございます。

したが、いまして、そういう点につきましては、この法律が施行になりますれば調査の対象にいたしましたと考えてまいりたいと思っております。

○古寺委員 防衛施設庁にお尋ねしますが、自然環境保護地域に環境庁が指定したいというふうになった場合には、防衛施設庁はどうしますか。

○藤山説明員 先生御指摘の下北試験場には左京砂丘、田代砂丘、赤沼砂丘、大沼砂丘、この四つの砂丘があるということでございます。これを保護いたしますことは、防衛庁におきましても、従来からその環境を保持するという意味で努力をしております。特に、これは各種の技術試験弾、領収試験弾というものの発射をいたしておるわけでございますが、この試験の際にはこうした砂丘をそれぞれ弾種によりまして距離をとりまして避ける、砂丘を傷つけないというふうな配慮でこの試験を実施しておるわけでございます。

なお、具体的に、この砂丘の観光のための場内開放といいますが、こういう御要望も受けております。その面につきましては、いま私どものほうとそうした観光関係の方々との話し合いの中で、場内の不発弾等も、全部が全部とるといふことで努力しておりますけれども、一部やはり残るといふふうなこともございまして、危険でございまして、特に赤沼砂丘あたりは境界にわりあいに接しておりますので、その附近にいけば砂丘をぐらんになるようなそういう施設をしていただくとか、そういうふうなことでお話し合いは進めておるわけでございますけれども、なお環境庁方面ともいろいろ協議をいたしまして、何とか、わがほうの試験の必要性もございまして、環境庁のほうのそういう御調査にも御協力をするというところで、両者が相立しますような考え方を今後検討してまいりたい、こう思っております次第でございます。

○古寺委員 こういうふうにたくさん自然保護協会が調査をした文献がございます。あるいは文化庁で調べたこういうような文献もございまして、当

然こういふところは将来ひとつ残すように配慮をさせていただきたい、こう思うわけですが、

次に、むつ小川原でございますが、六カ所湖沼群といまして、たくさん重要な、ここにもマリモがおりますし、いろんなものがございます。

こういふ自然環境保全というものを考えた上でいまの新全総を進めていかどうか、むつ小川原の大規模工業開発というものを進めていかどうか。今回青森県から第一次のマスタープランを経済企画庁のほうに、十省庁会議にこれを提案して見ていただくために持ってきているはずでございますが、そういうことが十二分に生かされたいわゆるマスタープランであるのか。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

あくまでも、このいままでの新全総の考え方というふうなマスタープランをつくらしているのか、その点について承りたいと思っております。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生おっしゃいましたように、むつ小川原地域の第一次の県のプランの御説明が昨日事務当局にあったことは事実でございます。それで現段階で各省と御相談しながら、これをどういふふうにしていくかという考え方でこれから検討していくわけでございますが、その十省庁会議に環境庁の係官も入っていただいております。したが、いまの先生のおっしゃいましたような自然保護と申しますか、自然環境を保全するという考え方は十分織り込んでこの計画をチェックしていくという考え方でございます。

ただ、一言ちょっとお断わりをさせていただきますので、ごさいけれども、新全総の考え方で進むということで、新全総自身全く自然環境を保全しなければいけません、ちょうど今回の法律と同じように約四つの段階に分けて、いわゆる原生自然環境地域のような考え方、あるいは自然環境地域のような考え方、あるいは都市近郊のような考え方、そういうところでの自然の環境の保全ということを相当に強調しております。

たが、いまして、そういう線にも従って自然環境の問題は十分考えていくつもりでおります。

○古寺委員 そういふ地域についても今回この法律によって網をかぶせることはできますか。

○首尾木政府委員 これはこういふような問題とも調整の上で各省協議の段階で具体的な問題となつていこうかと考えておりましたが、そういうふうなものにつきましては残された自然というものが、これを保全することがやはりその地域の必要から見ると重要であると考えられる場合には、当然対象としては考えられるところでございます。

○古寺委員 このむつ小川原でございますが、小川原湖があります。この水は塩水なんです。ここへ経企庁のほうでは鉄鋼の大企業を持ってくるつもりだ。塩水です。しかも水には限界がある。そのため今度は、鉄鋼がだめになりまして、石油コンビナートを持ってくるようにしているわけ

です。ところが知事さんは公害のない企業という、いまこの日本の国内で公害のない石油コンビナートというものはないわけなんです。そういうことを問題にして住民は非常に混乱しているわけなんです。そこでばくは環境庁長官に、これはおやめにすぐなるのか、あるいはまた環境庁長官におなりになるのかわかりませんが、新全国環境総合計画というものを、まずいわゆる自然浄化力あるいは許容能力というものをまずきめて、その中で開発計画というものをやっていく手法でなければいけないと思つて、現在は逆なんです。こういう点について、やはり大石長官は国際的にも有名になられたのですから、こういうような問題こそ真剣に取り組んでもらわなければならぬ。私これは大事業だと思つていますが、いかがでございますか。

○大石国務大臣 いまの古寺委員のお話は、正当な意見だと思つて、私も当然そのような全国的の正しい環境の条件と申しますか、環境容量といふことばを使つておりますが、そういうものを十分調査した上で、それを踏まえた上での総合開発でなければならぬと思つております。ただ残念ながらそれが順序が逆になっております。いままでのような政治行政ならいろいろな政治思想なりの方向でこうなつたわけでありまして、非常に残念でありますけれども、今後はそういうような考え方で、残された地区はそういうような考え方で、やはりできるだけ正しい国土の保存ができるように、自然環境が保存できるように努力していかなければならぬと考へまして、その環境容量というものを中心に日本国土を全部総点検をいま考へて努力しようと思つておる最中でございます。

○古寺委員 先ほど一つ防衛庁に対しての質問、忘れたのですが、いま下北半島が自然公園に指定になる。あるいは農地開発事業がこれから振興しようとしておるわけでございますが、問題のいわゆるミサイル射撃場の問題、これは地域の住民が全部反対でございます。これをまだ断念していかどうか、また今後これをどういふふうに通念していかないとすれば進めようとしていらつしやるか、承つておきたいと思つております。

○藤山説明員 車力村のミサイル射撃場の設置問題につきましては、お説のような、これは取りやめたかどうか、反対であるというふうなご意見の表明があることは十分承知しておるわけでございますが、防衛庁ではこれまでたびたび申し上げておりますように、現在ナイキ、ホークの年次射撃訓練は米国内で実施しておるのでございまして、やはり本来こういう射撃は国内で保持して訓練を実施するのが望ましい。また米国内の射撃場は今後も長期にわたつて使用できる保証が必ずしもございませぬ。そういうふうなことから、射撃建設のためのいろいろな調査を昭和三十三年ごろから続けていたわけでございます。そこ

行ないまして、関係各方面との調整を行なった上で、十分御理解をいただきながら進めてまいりたい。もとより地元との調整がつかないままに設置を強行するようなことは考えておりませんが、現在のところ、ほかに候補地を移すという事は考えておりません。

○古寺委員 私、これは今度自然公園指定にもなりませんし、この自然環境保全のみならず、漁業の問題、農業の問題、いろいろございまして、これは早くあきらめて、他に適当な場所をひとつ求めていただきたいという事を強く要請しておきます。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕

次に、第十七条の問題でございますが、原生自然環境保全地域内の十四番目でございますが、農業の問題だと思っておりますが、「政令で定める」と、こういうふうになっておりますが、その原生自然の環境を保全するためには、一番大事なのはこういう除草剤であるとか、農薬を使わないことだと思ふ。そういうものを、なぜこういうふうにするか、「政令で定める」というふうな今提案してきただか、非常に不可解なんです、その点についてお尋ねします。

○首尾木政府委員 この第十七条各号列記の行為と申しますのは、これはいわば代表的な自然破壊といえますが、自然の姿容といえますか、そういうふうな事柄について代表的な事例という事で、そういうものを掲げたわけでございますが、第十四号に書いてございますように、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの」ということで、広くいろいろなものがここに規定をできるというようにいたしておるわけでございます。第十七条は、いわばこの各号列記を通じて共通をいたしておきますのは、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に及ぼすおそれがある行為、つまり、原生自然環境保全地域というものはほとんど人為が入っていない地域ということで把握をするわけでございますから、これに全部人

間の行為というものを列記をいたしますとたいへんなことになるわけでございまして、そういうふうな意味で、薬剤の散布といったようなことにつきましても、これは一つの例でございまして、第十四号関係として整備するということでありまして、特別にその点を監視をしてこれを政令にゆだねたというふうな趣旨のものでございませぬ。

○古寺委員 林野庁長官にこれと関連してお尋ねしてみたいのですが、青森県の下北半島に除草剤をたくさん散布しました。これについては、その後の調査を行なっているはずでございまして、その調査の結果、実際に動植物に対してどういふような影響があるということが判明したかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○橋田(省)政府委員 下北半島の御指摘でございますが、これは一昨年、大間の営林署、サル、珍しいサルでございまして、日本では最北限、北海道にはもういないわけでございます。そういうことで、特にこのサルを保護してほしいという、地元からあるいは県内からの要請がございまして、実はここで使っておりました薬は二・四・五丁でございまして、この下北半島の森林に対して、伐採したあと、杉なりあるいはヒノキ、あの辺ではヒバでございまして、杉、ヒバを植栽しておたわけでございますが、二・四・五丁は催奇性があるという疑義がございまして、これは使用を中止いたしました。昨年からは使っておりません。下北半島では、四十五年の十一月にサルを天然記念物に指定いたしました。さらに重ねて四十六年の十一月一日に一千九百ヘクタールを鳥獣保護区に指定したのでございまして、これに伴いまして国有林の伐採計画も大幅に変更いたしました。この地区では二百二十ヘクタールを皆伐しておたのでございまして、伐採面積は二百二十から三十ヘクタールに減少いたしました。そういうことで、非常にめずらしい天然記念物であり、このサルの保護を重点に考えまして、その後聞きますように、たいぶサルはふえていっているようでございまして、サルは、よくまたほかの植物なりに被害を及ぼす

という話もございしますが、ただいまのところでは、ことしの春の調査では、サルの子供なんかもだいぶふえたようだということで、別に被害はない、こういうことでございまして、御指摘の植生の変化がどうなっているかということにつきましては、あちよつと手持ち資料がございませぬので、あとでまた御連絡申し上げなければ……。

○古寺委員 この除草剤については再三地元からも、あるいはこの公害の委員会でも前長官にも申し上げて、やっとなんか中止したわけなんです。したがって、この除草剤の毒性の問題については林野庁そのものの、いろんな原生林の問題、自然林の問題、そういうものがどういふような影響を受けているかということ、やはりだれよりも真剣に考えて、いろいろ調査報告その他があるわけですから、知ってなきやならない。ところが林野庁長官は、もうおサルさんのことは一生懸命知っているようですけれども、自分の一番大事な林野のほうについてはあまり詳しくないようございまして、ひとつ自後の調査についても十二分に調査をしていただきたいと思ふ。

そこで、もう時間になって、終わりになりましたので、もう時間になって、終わりになりましたので、最後長官に申し上げたいんですが、今回のこの法案というものは非常にきつぱら感がある感じがするわけです。ですから、やはりもう総合的な前向きな姿勢の、大石長官がいつも発言していらつしやるような、やはりそういう総合的な立法というものが今後必要であるかと思ふので、そういう点を強く私も承って質問を終わらせていただきたいと思ふ。

○大石國務大臣 せっかくわれわれが苦心をして努力しましたこの法案が、おっしゃるとおりつぎはぎなものであることは確かで、そのとおりでございます。われわれとしても、非常に不完全であり、残念に思ふ。しかし、ようやくこの程度でも提出することができたのでございまして、今後にはさらにこれを土台として、もっと総合的な、りっ

ばな、いいものにつくりかえていく、そのような努力をいたす決意でございます。

○田中委員長 西田八郎君。

○西田委員 最初にお伺いしたいことは、自然環境保全法が出てまいったわけでありまして、その案文の中に、国は、地形、地質、植生及び野生動物に関する基礎調査を行なうものとする、こうなっているわけですが、自然環境保全をしようという姿勢としてこうした法律案が出てきた限りは、あらかじめその調査が進んでおると思ふんですが、調査はすでに進められておるのか、あるいはこれから行なわれるものか、一体どちらなのかをお聞かせ願いたい。

○首尾木政府委員 私ども実際に自然環境の地域といたしましては、実態的に従来権限を持っておりましたものは、自然公園法に関する区域でございまして、したがって、こういう自然公園地域以外の地域につきましては、十分な実態を調査をいたしておるといふものではございませぬ。この法律の施行によりまして、十分に、早急にこの調査をいたしたい、かように考えておるわけでございまして。

○西田委員 その相当な時間というのは一体どれくらいかということをお聞かしておるのです。

○首尾木政府委員 四十八年度にはぜひ実施したい、かように考えております。

○西田委員 そうすると、四条ですか、「国は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」、こういうことになっておりますが、そうすると、それまでは基本的な施策というものはできないというふうに判断していいのですか。

○首尾木政府委員 私が四十八年度にぜひ実施をいたしたい、こう申しましたのは、全国的ないわば基礎調査をいたしますためには、全国のような法律を実施をいたしますためには、全国の基礎調査がなければこれが実施ができないというものでは、必ずしもないと考えております。したがって、先ほども申し上げましたように、各種の既存の資料もございまして、四十八年度のその基礎調査の完了を待たないでも、そういうふうな第一的な基本方針といったようなものにつぎましては、十分検討ができるというふうに考えております。

○西田委員 それで長官、大ざっぱにぐっと網だけかぶせようというふうに理解していいわけですか。

○大石国務大臣 現在の自然環境の破壊を考えると、せめて網だけでもかけておきませんかとお手おくれになりますので、そのような考えも入ってると御理解いただいてよろしくございます。

○西田委員 それではあまりにもずさん過ぎやしませんか。これはいろんな問題がからんでくるわけですか。自然環境保全法が施行されて、それが実際に適用されるといふことになってくると、それにかかわり関係というものが非常に多く出てくると思うのです。鉱業権を設定しておるところもあるでしょうし、また観光開発等をやっておるところもあるでしょうし、また観光開発等をやっておるところもあろうと思えますし、そうした問題について非常な利害関係が生じてこようと思っておりますが、そういう問題を考慮した上で、いま言われるように、いわゆる網をかぶせる、そういうことになるわけですか。

○大石国務大臣 たとえばこの法律を施行します場合には、やはり一番問題になるのは林業との関係でございます。これにつきまして、やはり林野庁との調整に非常に時間がかかったのでございまして、こういう点につきましては、十分に配慮——十分と言えらるかどうかわかりませんが、配慮しておるつもりでございます。またわれわれが原生自然環境保全地域と考えておりますのは、すでにわれわれの頭の中に十カ所なり十何カ所ぐらい入っております。こういうことも、いろんな状況を考へておりますので、必ずしもただいかにげんに網をかぶせるのではなく、ある程度のことを考慮しながら、とりあえずとにかくできるだけ範囲をま

○西田委員 それで理解しましたが、やはり目の荒い網をかぶせるか、こまかい網をかぶせるかによってだいぶ違うと思うのですが、いま長官は、すでに十数箇所にわたって調査あるいは実態を把握しておるからそうした点についての処置をいたした、こういうことであつたので、私はほぼ了承いたしましたすけれども、しかしやはり少なくともこういう法案の提出をされた過程にあつては、第一次にそういう施策を策定するのには、少なくとも私は準備をされるのが至当ではなからうかというふうに思ふわけですが、ぜひひとつその点は遺漏のないようにしていただかないと、これは非常に問題が出てくるように思いますので、特に注意を促しておきたいと思つております。

次いで「知識の普及等」というところで「自然環境に関する知識の普及を図る」ということで、先ほど岡本さんとの質疑応答の中で、長官はエキサイトされて、何をぬかすという答弁であつた。私はそれを聞いて、多少やじりたくなつたわけですが、そもそも環境が破壊されるようになりましたのには、そういう自然環境を愛しようという気持ちもなくて、何でもかんでも利益に結びつけようとする、そういう産業活動なり生産活動、あるいは国民の自然を愛しようというか、そ

ういう気持ちのなさ、そこにやはり公德心というのですか、そういうもののなさが今日のような結果を生んだと思うのです。ですから、長官は、おれがやるのはあたりまえだ、こらおっしゃるけれども、いかに長官があたりまえだとおっしゃるでも、私は、それは簡単にいかないように思うのです。これは変な例を引くようすけれども、私は、アメリカで、ワシントン広場でフィルムを入れた箱を投げたに捨てたのです。日本におつた習慣がたまたま思ふのですが、ところがそれを捨てたときに、はたを歩いてた親子連れの子供が、まだこんなに小学校にも上がらないような子供が、私の捨てたあき箱を拾つて、そしてごみ箱に捨てた。私は、外国であんな恥をかいたことはないのです。それはやはり日本国民全体にそういう考へがあるのじゃないか。ごみは川へ捨てるといふのが、私の子供の時から教えられた教育の一つであります。そういう生活習慣の中から来ておるものを、そう一挙に、自然環境を保全しよう、守ろうと言つたところで、なかなか守り切れない。特に今日環境を保全しようといわれておるこの環境とは、いわゆる公害におかされておる地域というふうに理解されておられると思ふのです。まだ原生林から自然を保護しようというところまでは、私は、発展してないように思ふわけですが、そういうような今日の社会環境の中で一体知識の普及を、先ほど答弁されたような形で、これは事実むすかしいのじゃないかと思つて、これをどう考へておられるか。またどういふ対策を具体的に進められるか。

○大石国務大臣 いま西田委員からそのような非常に御理解のあるお話を承りまして、うれしく思つております。実は、私は、日本の公害並びに自然環境の破壊、これは一つのものと思つて、こういうものの中の大きな原因は国民性にあると思つておるのです。ですから、かりに政府がどのような努力をして、どのようなきびしい法律をつくつて、どのような、百万、二百万のいろいろな監視員を置いて、環境保全、公害防止に努力をしましても、

国民全体の理解と協力がなかつたならば、私は、その完全な遂行は不可能だと考へておりますけれども、ただ、こういうことを申しますと、政府の責任のがれた、国民に責任を押しつけるようなことだと非難されますので、あまりそういうことをしよつちゅう言えませぬけれども、ただいま西田委員のそのようなこれに対する御理解のあるお話を聞きまして、私、非常にうれしく思つておる。つまり日本国民は自分のものは大事にする。つまり日本国民は自分のものは大事にする。非常に大事にしますけれども、人のものは一切大事にしない。いいかげんにする。ここに私は、公害の発生の土台があると思つておる。ですから、いま西田委員はフィルムの箱をうっかり捨てて非常に恥をかかれたということでありまして、非常にも、おそらく日本人は自分の座敷の中、玄関の中で、あるいは門の中でたばこの吸いがらを捨てたり、はなをかんだ紙のくずを捨てないと思つておる。おそらくは捨てないと思つておる。そういう人が一歩外に出ますと、どこへ行つても、人の集まる場所——駅の待合室、待つておるところ、あるいは人の集まる場所にたばこの吸いがらを捨てたり、あきかん、あきびんを捨てたり、あきびんはわざわざこわして、人がさわるとけがをするというふうな状態で捨てておる。そういうことは、自分の屋敷でではないと思つておる。こういうことが日本を不潔にし、公害を発生させておると思つておる。ですから企業そのものも、いろいろな有害物質をたれ流して公害発生のおおきな元凶になっておると思つておる。これだつて、彼らといへども決して公害を起してやろうと思つておる。資本を集め、技術を集め、工場をつくつて物を生産して、人の役に立ちながら自分も非常に利潤をあげたい、こういうことだと思つておる。これまではいろいろ有害な廃棄物、これは自分の工場が必要がないから捨ててしまふといつて捨てただけのことなんです。別に罪の意識はないと思つておる。

これが公害のもとなんですから、結局は日本人自身そのようなもの考え方一つあると思うのです。これを直すことが一番大事だと思います。それはやはり学校教育と社会教育だと思います。くだい話になります、たとえば幼稚園から小学校、中学校、義務教育が九年あります。この間に、私は、徹底的にわれわれの社会を清潔に保つていくための基礎的な考え方を毎日毎日子供の心の中に打ち込む必要があると思うのです。たとえば朝集まりするとき、学校で校長が一分なり二分なりその話を毎日繰り返して、たとえば外へ紙くずを捨ててはいけない、そういうことを六、七回言ったら私は十分だろうと思うのです。そういうことを毎日毎日繰り返したなら、たとえばいま労働組合がいろいろなシュプレヒコールをやりますが、一つの綱領、シュプレヒコール、それと同じことだと思ふのです。このような社会を楽しくもっていくためにはイデオロギーは関係ないと思ふのです。そういう意味で、そのような教育を徹底的にやりましたならば、その子供が十年たつて上に伸びていく場合には、理屈なしにそんなようなことはしないと申すのです。そういう子供が、十年、二十年、三十年たつて、ごらん下さい、日本の社会に大きな部分を占めますと、そのような不潔なものがなくなるのじゃないか。かりに社会教育が足りなくておとうさんが捨てた場合には、おとうさんだめだ、拾いなさいと子供が言うと思ふのです。そのような教育を私はぜひやりたいと思ふのです。こういうことが日本の公害をなくす大きな基本ではないかと考えておるわけでございます。残念ながら必ずしもまだこの思想が、教育の方針にとられていないような気がしますが、けれども、こういうことを中心にして、こればかりではありませぬけれども、そのようなことも実に大事なことではなからうかと考えておる次第でございます。

学校の教育の過程ではそういうことが行なわれているわけでは、ところが一たん社会に出ていくと、おとながそれをむだなものにしてしまふわけですね。特に生産活動における利益の追求というものが、結局は人間関係の破壊、自然の自浄関係を破壊してまでも利益を追求しようという、その姿勢に私は問題があると思うわけです。先ほど新全総あるいは新々全総という話も出ておりましたけれども、要するに生産第一で、経済を成長せしめることがすべて人間の幸福につながるというものの考え方は、非常に大きな誤りではないか。だから、結局きれいな自然があつてもその自然をこわして観光施設をつくって、そこへ人を呼ぶ。呼んで、自分さえ金もつけければよい。そこには当然さえない水も流れるのです。ごみも捨てたり、不燃性のごみもたくさん出てくる。結局山の自然は破壊され、林、森の自然も破壊されるということになつてしまひはしないか。ですから私は、環境庁長官のおっしゃられるような姿勢が政府全体で貫かれたならば、いま時分こんな問題で、公害だ、自然環境の保全だと言わなくても済むと思ふのです。そこら辺のところを實際環境庁長官として、他の通産関係閣僚あるいは農業関係の閣僚等、それを制してでもやっていたらいいだけの自信があるかどうか、私はその点が伺いたい。これは非常に重要な問題で、それがなければ、これは幾ら保全しようとしても私はむずかしいのじゃないかという気がいたします。

○大石国務大臣 日本の公害なり自然環境の破壊をなくすために、いま申しましたような学校教育、社会教育も必要だと思ひますが、それ以外にも、逆に今度は強い規制によつて、強制的にさせないようには持つていくようにしなければなりません。現在のいわゆる公害に対する規制、そういう法律がそういうものだと私は思ひます。そういうことをできるだけきびしくして、そのような教育という両方面から持つていかなければなりません。が、おとなは実際の話、なかなか教育したって直りません。ですからこれは、やはりある程度法律の規制をきびしくして、監視体制を強化する以外にない。私はそういうことで、そのような方針を進めておるわけでございます。

しかしもう一つは、清潔にする場合には、気がつかなくて自分がそこに捨てたら、なるほど取かしいなあと思われよう、気がつくような、そのような清潔な体制をつくることも必要、それも一つの教育の方法だと私は思ひますので、そのようなこともいま考えておるわけでございます。

○西田委員 結局、そういう姿勢から、きますと第八条なんかは私はいささか疑問に思ふ点の一つで「国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮するものとする。」これは「自然環境の適正な保全について配慮する」のじやなくて、自然環境の適正を保全するためにはほかのことを配慮すると書きかえるべきじゃないか。これは主客転倒の気がするのですけれども、この条文の趣旨についての精神をひとつ聞かしていただきたい。

○首尾木政府委員 この法律は自然環境保全法でございますので、当然自然環境の保全のことについて規定をいたしておるわけでございますが、各種の開発事業等を実施するにあたりましては、従前、そういうたような自然環境の保全ということが、十分に事前の検討ということが行なわれていなかったというようにかんががみまして、特にこの際、公共事業等、そういうたようなことを実施する場合には、事前に自然環境に及ぼす影響というものを十分検討し、調査した上でこれを行なうべきだ、いわゆる環境アセスメントと申しますか、そういうたようなことを今後強力に実施すべきだという意味の規定でございます。その意味におきましては、この第八条というのは私ども当初原案から力を入れてこれをやろうというような考え方があったものでございます。

○西田委員 そうすると、こういうふうに理解していいわけですか。自然環境の適正な保全をするために開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼす施策は留意しなければならぬというふうに解釈して、自然環境を保全することが主であつて、そのためにいろいろな問題が、配慮されなければならぬというふうな解釈していいのかどうか。

○大石国務大臣 この使ひ方ですけれども、自然環境を守るために開発するというのは、ちよつと形が違つてくると思ひます。自然環境を守るためなら開発なんか初めからしないほうがいいと思ふのです。ですから、開発はやむを得ないと思ふのです。ですから、開発を行なうにあつては当然自然環境を保全するというところを前提として、そうしてできるだけ自然を守りながらやつていくということが妥当な考えではないかろうかと考えます。

○西田委員 だからやむを得ない開発という名目のもとで自然が破壊されてきたのです。たとえば琵琶湖の安土干拓とか中之湖の干拓とかたくさんやつています。あれはヨシ原がつぶされたために琵琶湖の自然の浄化能力が減つていふことは事実です。また瀬田川の流域に県の埋め立て地があります。ここは有名なアン原地であつた。ヨシ原はそういう意味では水を自浄する自浄作用能力の非常に強いものであつた。ところが埋め立てによつてそのヨシ原がつぶされてしまつたために、汚濁は非常に進行しておるという状況があるわけでは、それは滋賀県の開発のためだということで行なわれた。こういうことを考えますと、やはり私は自然環境保全に害を及ぼすようなそういう開発というのは、むしろしてはならないというようにしなければならぬ。自然環境の適正な保全を配慮するのではなしに、自然環境を保全するためにそういう開発は考慮しなければならぬということではなければならぬじゃないかというふうにかんがえておるのですが……。

○大石国務大臣 私も同じ考えです。ただ、やはり開発はある程度どこかやらなければならぬ。その地域を守るべき自然と、自然を守りながらもある程度やむを得ない地域とは、考えなければならぬと思ふのです。そういうことを十分に考え

まして、そこがわれわれの仕事だと思っております。どの地域をどのように自然環境を保全すべきか、どの地域だけは、しかたがありませんが、開発に使っていい地域かというように一線を画すること、一番大きな問題じゃないか。近い将来にはそのような一線を画する上のような基準をつくりたいというのがこの自然環境保全の一つの私の願ひであるわけでありませう。

○西田委員 では、答弁はどうあれ、条文がこればやはりあとものをいうわけでありませうから、これは記録にでもとめておきたい問題で、いまのその長官の答弁、まだいささか私には十分納得できないわけですが、少なくとも自然の環境を保全するために鋭意長官の権限をひとつ行使されることを希望しておきたいと思ひます。

次に問題は、自然環境を保全するための保全事業というものがあられるわけなんです、この保全事業というのの一体どういふものをさされるのか、お教えをいただきたいと思ひます。

○首尾木政府委員 保全事業の種類でございますが、原生自然環境保全地域等において考えられます保全事業につきましては、たとえば保全のための標識でありますとかあるいは保全のための歩道でありますとか、あるいは防護施設といったようなものでございませう。

それから、自然環境保全地域につきまして具体的に考えられます保全事業の種類といたしましては、植生復元施設、砂防施設、防火施設、給餌施設、これは鳥等の給餌施設であります。それから巡視歩道、病害虫防除施設その他、先ほど原生自然環境保全地域において申し上げました保全のための標識、制札、それから防護施設といったようなものでございませう。これは、要するに保全計画に基づきますその地域の規制に関する施設についての事業を保全事業といっているわけでございます。

○西田委員 そうすると、そういう保全事業の中から第三十八条にいわれるような「著しく利益を受ける」というような行為が策定されるのかどう

か。

○首尾木政府委員 これは、例としてはそれほどたくさんな例があるわけではございませぬ。しかしながら、その土地が民有地であるといったような地域につきましては、その民有地の所有者等におきましてそういうような利益を生ずるといふようなことがあり得るわけでございます。そういう際の負担を書き添えてあるわけでございます。

○西田委員 そうすると、実際にこの「受益者負担」といふようなことが起こってくる可能性はきわめて少ないというふうな理解をしていいですか。

○首尾木政府委員 現在の自然公園法のほうにも同様な規定がございませうが、事例といたしましては非常に少ない事例でございませう。

○西田委員 これは私は規定として設ける必要もなからうと思ひます。当然受益したってあたりまえのことであつて、著しい利益を受けるようなことがはたしてあるのかどうか。まあ最近の土地成金のように何億というふうな利益があるということでもないだろ、それに、わずかの金があることによつて利益を得たからといって、負担をしなればならないというふうなことは、私問題のように思ひます。ただそれが、この「利益を受ける者」といふその「者」の解釈ですが、それはいづゆる地方公共団体とかあるいは一つの構成されておる部落であるとか、まあいづゆる町内です、町というふうなことに理解をしておられるのかどうか。そうだとするならば非常に問題があるように思ひます。

○首尾木政府委員 本条の趣旨は、この負担する者といふのは具体的には個人を考へておるわけでございます。

○西田委員 ですから、そういう場合に、著しい利益といふようなことは非常に問題——これは比較の問題ですからね。だから、この条文がはたしてあつていいものかどうか、若干疑問を感じますけれども、まあ私は要らないと思ひますけれども、これはまあ意見、修正というふうなことになる

りますから、ここでは申し述べません。ただ問題は、その測定にあつては十分配慮されるように希望しておきたいと思ひます。さらに次に、原生自然環境保全地域の中にいわゆる私有地のようなものが含まれるのかどうか、現在考えられておられる範囲内。

○首尾木政府委員 原生自然環境保全地域につきましては、その地域の所有権といふものがほとんど利用の意味を失うということになりますので、そういう点につきましては、この法律では「国又は地方公共団体が所有」しておる公有地域についてのみ原生自然環境保全地域というものを指定するといふような考へ方に立つておるわけでございます。

○西田委員 そして、私有地はもう含まないといふふうな理解していいのですか。

○首尾木政府委員 さようでございませう。これはもし、調査等によりましてそういうような地域があり、これを原生自然環境保全地域として一体として管理する必要があるというふうなことでございませう。その土地を買い上げて公有化した上で、それを原生自然環境保全地域に指定をいたしたい、かように考へておるわけでございます。

○西田委員 それは国が買い上げることになると思ひますが、その国が買い上げた場合、その価格等の査定は一体どうなるのか。

○首尾木政府委員 現在は国の買い上げということとでございませう。一応、先ほど以来お話が出ておりましたが、本年度、四十七年度の予算から地方公共団体都道府県で交付公債を出しまして、したがひまして、交付公債を交付することによつて土地を都道府県が所有する、都道府県の所有ということになります。したがひまして、その土地の買い上げ等につきましては、その価格決定等につきましては、これは、そういう土地の実情を十分よく知つておられます都道府県においてその土地の価格を評定するといふようなことにならうかと考へておられます。

○西田委員 さらに、この地域内にすでに鉱区などが設定されているものはありませぬか。

○首尾木政府委員 具体的な事例といたしましては、先ほど長官から、およそ十地域ばかりというふうなことにございまして頭に描いておられることを申し上げたわけでございますが、具体的には、この地域についての鉱区設定というものは現在のところないよう考へておられます。

○西田委員 そこで、第十四条ですが、「環境庁長官は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、云々から、当該土地を所管する行政機関の長の、地方公共団体が所有する場合にあつては当該地方公共団体の同意を得なければならぬ」と、ここで非常に強い規定が出てきておるわけですが、これは同意が得られない場合にはどうなるんですか。

○首尾木政府委員 法律上、同意を得なければ指定するわけにはまいらぬということとでございませうが、たとえばこれは国有地でありまして、それを所管いたしております行政機関の長と申しますとたとえば林野庁ということになります。それから農林大臣ということになります。また地方公共団体につきましては、この地方公共団体の議会の決定も経た同意ということになるかと考へておられますが、公共団体でございませうので、そういうすぐれた原生自然環境保全地域を指定するといふことにつきましては、今後熱意を持って臨まれると考へておる次第でございませう。同意は得られるものといふふうな考へておるわけでございます。

○西田委員 それは得られるものだから得なければならぬこととなつたわけでしょうけれども、得られなかつた場合どうするのかわかりませんが、聞いておるわけですよ。特に国の所管する行政機関です。たとえば農林省との関係になるわけですね。そうすると、農林大臣と、まことに長官の前で言いくいことですが、環境庁長官との力関係というものもある程度生じてははしないか。少なくともこの環境保全法案が出てくるまでに農林省との

間にすであれだけの問題が出てきたわけですが。私どもは新聞でその報じられる範囲しか知りませんけれども、かなり林野庁が強硬な態度であったというふうなことも言われておるし、そのために保安林というものが原生自然環境保全地域から除外されたというふうなこともわれわれ聞いておるわけですが。そうすると、ここで同意を得られない場合には、同意を得られるものということになる。私はこの点非常に憂慮せざるを得ないというふうなことを考えるわけですが、長官いかがですか。

○大石国務大臣 これはおっしゃるとおり、一つの力関係もあると思います。いままで環境庁でございますが、国立公園部がいろいろと満身創痍傷だらけのもので、あらゆるスノーバー林道であるとか観光道路によっていろいろ自然が破壊させられましたのは、これは一つは力関係であると思うのです。やはり一つの部でありまして非常に弱いところがあった、原因は。しかし今度は環境庁というふうな役割ができました。りっぱというのはおかしいですが、役所ができてきてここががんばっているわけですが、ですから、ここで役所は環境保全のため全力をあげて一団となつてぶつかっている状態なんです。ですからやはり意気込みもございします。この意気込みに対してはやはり各官庁も相当の敬意を払ってくださるはずでございます。そこで、この力関係におきまして、いままでとは比べものにならないほどの力ができておりますので、その努力をもつてすれば、必ずどのような官庁の長といえども理解を持ってこれは同意してくれると思います。また、このような法案ができるような現状になりましたことは、すでにある程度の自然環境保全の理解ということができておるわけなんです。そういうことです。私はこの3のところにありますような同意は、私には大体において得られるものと考えておる次第でございます。

○西田委員 これは大石長官に、ぜひと激励をしておいても、内閣はいつかわるかわかりませんが、場合によると長官がかわられるかもわからない。

い。しかし、そうすると、やはり条文の文言というのがたてにとられる、これは常識であろうと思う。したがって、そういう点はやはり十分な根拠も必要であろうし、また配慮が必要ではなからうか。特に「同意を得なければならぬ」ともつてこられた理由、どうしても「同意を得なければならぬ」というふうにしたその理由は一体何にかあったのか、そこに私どもは悪いけれども遺憾を働かさざるを得ないのですけれども、その「同意を」ということが入ったその一番大きな問題点は何であつたか。

○首尾木政府委員 先ほど申し上げましたように、原生自然環境保全地域といふものは、この中における所有権の公有といふものです。その内容を提示するといふた、ような重大な意味を持つておられますので、その土地を所管する行政機関、それから当該土地について、公共団体でございますが、当該土地を公有のものとして持つておる趣旨といたつたようなことを考えますと、やはりその影響というものは重大でございますから、その所有者の同意というものを得た上で、その合意の上でこのういふようなものと所有者としての利用の効力のないようなものをつくるのが適当だといふふうに考えたわけでございます。

○西田委員 ちょっと答弁があいまいではつきりしないのですが、結局同意を得なければならぬとなつた、そういう文言で規定をしなければならぬとなつた裏側には、やはりむずかしいものを含んでおるからだといふふうに思うわけですが、簡単に協議できめられる問題ではなかつた。同意を得なければならぬといふのは、それだけやはり固執をされる部分が多かつたからではないか。そうすると、今後の問題きわめて困難だといふふうに理解をするわけですが、だから、これはここで議論してもしかたがないわけでありすが、ぜひその点は環境庁大いに力を発揮してもらいたいというふうに思うわけでありすが。

も指定されるわけでありすが、それに対する取り締まりは一体どうされるのか、お伺いしたいと思ひます。

○首尾木政府委員 原生自然環境保全地域の管理あるいは取り締まりということでございますが、これにつきましても、現在国立公園の管理員というものが全国に六十二名ございします。原生自然環境保全地域の相当部分のものは現在の国立公園等の中にございします。今度はその重要な地域につきまして、原生自然環境保全地域として指定するようなものもかなりあるかと思ひますので、そういうふうな地域につきましても、これは国立公園管理員というものが現実にもそういうふうなところについての取り締まりということにタッチができればどうかと考えております。しかし、その他の地域あるいはこの法律によります広い自然環境保全地域といつたようなものにつきましても、現在の国立公園管理員の手でこれを十分に守つていくといふことはほとんど不可能に近い現状にあると思つております。したがらしまして、私どもはそういうふうな管理員の後発の充実をはかるとともに、当面都道府県における自然環境の保全に関する行政に従事している職員も協力も得、また現在そういうふうなところで国有林の管理に当たつておる職員等もございしますので、そういうふうなところの協力を得まして、こういうふうなところの取り締まりといふことについて遺憾なきを期していきたい、かように考えておるわけでございます。

○西田委員 そんなことではたして管理ができるのですか。よその職員にお願ひする、こつちの職員にお願ひする、そして元締めは環境庁だといふようなことで、環境庁長官は直接そういうところへ指令、命令権が届かないのはたしてそんなことでこの大切な自然環境の保全ができるのですか。

するいろいろな人員というものは簡単に増員は困難だと思ひます。したがらしまして、できる範囲でやはりやりくりする以外に道はございせん。そこで、一部アルバイト、臨時です。ある程度の権部を付与したりあるいは、それは結局は林野庁と協力をして、やはり林野庁の協力のもとにそういうことに対する取り締まりなり見張りをしてもらわなければならぬ、いまの段階でそれ以外にやむを得ないのじやないかと考えておる次第でございます。

○田中委員長 局長、何か補足ありますか。

○首尾木政府委員 ただいま長官からお話を申し上げたところでございますが、特に補足をするものはございせん。

○西田委員 長官、そういうことで、非常にむずかしい、しかしそれは協力を得てということですが、やはり自分の命令の届くところに人を置いておきたいのが長官の気持ちぢやなからうかと思ひます。また、そうしなければほんとうにできないと思ひます。特に地方の職員にお願ひするといつたので、地方の職員に何の権限もないわけですよ。そんな者が入つてきて、おまえ何するのだといつて文句を言つても、おまえだれやと聞かれたときにどうしますか。それはやはり一定の資格と権限を与えて守るという体制をとらなければ、取り締まりはできないと思ひます。したがら、そういう構想はお持ちぢやないのですか。

○大石国務大臣 それは、いまの西田委員のおっしゃるとおりなんです。われわれもそのようなことにはたしてと考えておりますが、いま具体的なことをちよつと言いかねる面もございします。近い将来にはそのような体制を整えてまいりたいと思ひておるわけですよ。

○西田委員 次に、自然公園法との関係ですけれども、自然環境保全地域に指定された場合、十七条に定められる各項目の行為を行なうとするときには、これは長官の許可を必要とするのです。○首尾木政府委員 第二十五条の第四項におきましてそういうことになっております。

○西田委員 そうしますと、自然公園法の第十七条でしかね、国定公園においては、これは県知事の承認を得ればできる行為が、非常にこれに該当しておるわけですね。「工作物を新築し、改築し、又は増築する」「木竹を伐採すること」「鉱物を掘採し、又は土石を採取すること」ずっと並んでおるわけでありませぬ。これは同じ項目なんです、そうすると、国定公園のほうはこの指定地域からはずすということになっておられますね。一体これはどうなるのですか。片一方は環境庁長官、国定公園のほうは県知事でよろしいということになるわけですが、そこにそこは来たしませぬか。

○首尾木政府委員 この法律によります自然環境保全地域における環境庁の長官の権限というものも、この法律によりましてその一部を都道府県知事に委任することができるといことになっておりますので、こまかいものにつきましては都道府県知事に委任することができるといことになっております。これは先ほど先生から都道府県に何らの権限がないというふうなことでございましたが、そういう点につきましては環境庁長官の権限を都道府県知事に委任をした限度におきまして、それは当該都道府県の職員がその地域においていろいろの取り締まりといひますか、そういうふうなこともできることが、この法律に根拠づけられてあるわけでございます。

○西田委員 ではちょっと私の読み違いかもしれませぬが、その特別地域についてのそうした行為を知事に一時委譲するという規定はどこかにありますか。

○首尾木政府委員 第四十三条の規定でございます。

○西田委員 ありました。ありました。それにしても本質的に片一方は長官、片一方は知事というふうな、すでに法律で定められてあるわけですね。これはしかしどうしても問題が起きてくると思うのです。それは知事は御承知のように民選知事です。ですから民選知事である限りは、やはり県民の支持を得なければならぬというところで、

どこの都道府県にいても与野党そう争っているところはないわけですね。県民の福祉、利益のためにというふうなことでやられると、これは長官の考えることとおよそ違ふことが出てくると思うのです。片一方は国定公園以外の地域で長官の指定された特別地域、そういうところでは権限を知事に委譲されたいと思う。片一方はすでに法律で国定公園として知事でよろしいということになってくると、その差をどうされるか、ギャップをどういうふうには調整されるか。これは重要な問題のよう思うのですが、いかがでしょうか。

○大石国務大臣 おっしゃる通りに国定公園につきましても、これにつきましても、やはり環境庁長官と、その権限を知事に委任しておる権限とが分かれております。両者の協議事項もございませぬ。こういふものはわれわれがそれをさせたくないと、思えば、権限をとめることができませぬけれども、知事の権限にまかしてあるものは、やはりこれは知事の権限でありませぬ、必ずしもわれわれがそれを押えることはできません。おっしゃるとおり知事もりっぱな公職でありまして、正しいことをしてもらわなければならぬし、りっぱな自然環境を守るための、そのような姿勢で協力してもらわなければならぬし、おっしゃるとおりやはりいろいろの弱い面もありますから、必ずしも一〇〇％正しい判断が行なわれるかどうかといふと、それははなはだ失礼でありますけれども多少疑問がないとはいへませぬ。そういうことにつきましましてはやはりわれわれもできるだけ話し合いをしまして、お互いに話し合いをすればある程度の理解はつけ得ると思っております。だからわれわれはもっと強い権限を持ちたいと思っております。今度の場合でも強い権限を持ちたいと思つたけれど、たとえば林野庁という農林省との交渉で非常に難航しますと同時に、また自治省という地方自治体を守るという権限を持った役所とも折衝しなければならぬ、こういふことと非常にむずかしい問題がございまして、なかなかやはりこちらの思うよう

な権限を持った内容のものをつくれぬのが現状でございます。ある程度の後退がもしもせぬが、やはり妥当しなければならぬ面があるのでございまして、実際ならば自然環境保全については、われわれはやはりできるだけ強い権限を持ちたいと思つております。何ものにもさげられない正しい行政を行なうようにしたいと思つておるけれども、やはりそのようないろいろな妥協が当分の間はやむを得ませぬので、そういう低い段階からだんだん伸ばしていこうという考えで、この辺でございませぬ。

○西田委員 そうしますと自然公園法との関係の調整のために話し合ひはする。しかし都道府県の利害関係と国の利害というものは当然必ずしも一致するとはいへませぬ。したがって、これは話し合ひでの調整がなかなかむずかしいというふうな場合、自然環境を保全するために自然公園法の改正もあるいは起こるかと思つておるのですが、そういうことが起こり得た場合、自然公園法を改正するの。あるいは自然公園法が現在あるから、この環境保全法を改正するの、一体どちらに歩調を合わせようかということなんです。

○大石国務大臣 どちらに歩調を合わせますか、それは考え方が、別々になつておるの、是非常に形が悪いし、これはうまくありません。いずれは近い将来一本のものにしなければならぬと思つておる。たとえば現在の段階におきましても国立公園で守つておる地域の場合と原生自然の地域の場合では、これは原生自然の地域を守る権限がはるかに強いのです。ですからわれわれは国立公園の地域も原生地域もむしろこれに適用していこうという考えでありまして、自然に移行させて、どちらがどちらというところは一つの未分化のような方向にできるだけ早く持つてまいりたいと思つておるわけでありませぬ。

○西田委員 統いて何条でしたか、生業というところが出てくるわけですね。環境保全はしなければならぬ。しかし生業に関しては、これはやはり「生業の安定」といふことがありますね。その

生業の範囲についてひとつ考えておられる考え方を聞かせたい。これはここに書いてございませぬ。首尾木政府委員 これはここに書いてございませぬ。代表的なものとしたしましては農林漁業等を考へておるわけでございます。等」といふものの中に何が入るかということでございますが、これは生業といふことの範囲から申しまして、何といひますか大規模な工業といったようなもの、これはその中に入つておらないといふことは明瞭でございます。ただいまちょっとおことばがございませぬ。たゞいな、なりわいと申しますか、そういうふうな性質の業態を考へておるわけでございます。

○西田委員 生業といふのは非常にむずかしいのです。生業か企業か職業かという、その区分といふのは非常にむずかしいから私は聞いてみたわけなんです。なりわいといふことでしよう。食うていくために、生きていくための最小限度のことを考へておるのか、あるいはある程度文化的な高度のものも含めるのかといふことになってくると非常にむずかしい。そうすると、これは生業、これは生業でないといふ区分けをいづついう基準で定めるのか、非常にむずかしい問題だから私は聞いてみたのですが、その基準を一体どういふふうにお考えなのか。

○大石国務大臣 これはどの分野でもそういうこととございませぬ。結局はこれは正しい常識で判断する以外にないと思つておる。ですから私はいまでも、こういう基準が立てられる間、自分の常識を中心としていろいろの許可なり不許可のことをきめてまいりましたが、やはりそういうことじゃないでしょうか。やはり一つのある信念を持って、この立場からいゆる常識と申しますか、そういうもので判断する以外に道はないと思つておる。

○西田委員 その常識なんです、問題は、その常識だけれども、その持ち方によつては相当やばり尺度が長くなつたり短くなつたり、大きくなつたり小さくなつたりするわけですね。たとえば一つ

の漁村があるでしょう。そこで全部が自分で漁船を一つずつ持ってやっている、この場合は、たしてそれが企業かという、私はそれは一つの生業だというふうに理解していいのじゃないか。ところが漁船の大きさが、たとえば馬力が三十馬力と十五馬力であった場合、三十馬力以上がときめれば、たまたま二人か三人おった場合に、生活程度、水準というのはそう変わらないのに、たまたま持っておったものが、漁船の機関の馬力によって指定された場合に、非常にそこにバランスというか、不公平ができてくるわけです。ですからそういうふうに常識だといわれても、そうするとまた常識で判断できない。ただここではそれが常識としても、今度は別の漁村へ行った場合には、そこは五十馬力のモーターが普通だというふうにいわれた場合に、またここに不公平が生じてきま

す。だからそういう尺度というものは明確にしておかないと、逆に言えば、これは生業だといつて逃げられる方法も一つあるし、といってそれはいけないというふうに、ほんとうに生業というふう

に解釈されるものまで企業のように判断されて保護されないというふうな場合も生じてくると思

います。その点は私は非常にむずかしい問題であると思うけれども、ただ単にそういう常識で判断だ

というのではなしに、やはり一定の基準を出してもらいたいということをお願いしておきたいと思

います。次に、これは少し話があるかも知りませんが、天然記念物等がたくさん指定されていますが、すでにそういう天然記念物の生息が困難になつてきておる。ところが、文化財保護法の中で天然記

念物というものは保護しなければならぬ、そしてその環境も守らなければならぬとなつておるわけですが、最近、トキにしてもホタルにしても、

環境が守られてないという場合がたくさんあるわけですね。ですからそれは文化財保護法のほうではどうにもならないものですね。これについて今度の自然環境保全法は効果が波及するかどうか、お伺いしておきたい。

○首尾木政府委員 文化財保護法によります指定のごさいましたものも含まれて、こういつたような地域の指定ということをやるとなるとなつておられます。

○西田委員 そうすると、現在の法律が適用されるということになると、たとえばこれは有名なホタルの産地であった、その産地に工場が誘致されてきて、排水のためにホタルが死滅してしまつたというより、ホタルの食う、食糧となるニナ類

がその水の汚染のために死滅してしまつて、ホタルがほとんど壊滅状態になつておるといふような場合には、そうした工場の排水等についてもこれによって規制できるのか。

○大石国務大臣 排水の問題は、これはいまの水の汚濁防止法、そういうほうでひとつ注意する以外にないと思うのです。ですから、問題は、その

ような工場ができて、汚水を出して、そしてそのために環境が破壊されてから発動するのでは、これはだめだと思つておるのです。それ以前に発動する

ろに、この法律の生かしか方があると思つておるのです。たとえば、加藤シヅエ委員長から言われたのです

が、この前、テレビで見ただけでも銅路のタンチョウヅル、あれは水路を掘つてあんなぶちこわすはずがないが、ぜひ何とかおまえ守れという御命令

をいただきました。私もそう思う。ああいうものについては、そうこわすまでいっておられませんから、こういう法律を発動すればそれは守れると思つておるのです。そのような方面で、できるだけこれを守つていくほうに、もうでき上がつてこわされた

出基準というものは、これは人体の影響と健康被害並びに環境被害とは、いうものの、非常に規制されておるもの以外でも、ニナというものが死んだりするわけですね。タンチョウヅルのえきにしても

そうです。生息地にしてもそうだと思う。そうすると、定められた基準を全然おかしてはいないけれども自然の破壊をしたということが出てくるわけ

です。そうすると、それが人体に影響を及ぼした場合には先日できました無過失でこれは無過失賠償を請求することができたとします、自然環境

を保全する場合のその保護は一体どこへ訴え出ればいいのか、一体どうしたらいいのかという問題が出てくるわけです。これではどうにもならぬ

ということになるのなら、一体そういう自然というものは保護できるのかです。

○大石国務大臣 先ほど西田委員からも御理解のお話がありましたように、やはり自然環境というものは、一片の法律と一個の役所だけで守れるものはありませんで、全国民がそのような

認識と協力を持たない限り不可能だと思つておる。そういう意味では、このような法律をつくり出すことも、そのような国民に対する理解と協力の一

つの大きな土台になると思つておる。ですから、そういうことで、これをつくり出して、さらに自然保護条例もこれをうしろからバックアップしてあげれば、そういうことが土台となりまして、

では、ばさつとかぶせた網ではあるけれども、ところどころに大きな穴があいておつて、たいへん逃げるところがたくさんあると思う。つかまえてみると魚は小魚ばかりだったということにならないように、環境庁長官はじめ皆さまの一その努力をひとつ期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、米原君。

○米原委員 自民党政府のいわゆる高度成長政策のもとで、日本の自然環境が全国的に破壊されつつあるというのに対して、非常に国民は憂慮して

おられます。この問題については、先ほどのストックホルムの会議でも大臣みずから発言されたところでありまして、そういう意味でこの自然環境保全というふうなものが出ることを大多数の国民が

期待していただいているのであります。ところが、この法案が国会の末期になってしまったということ

は、非常に残念であります。出ました法案を見ますと、基本理念のところではわれわれが希望していたようなことが書かれて

あります。その点私、評価もしますが、実際にできた法案を見ますと、これによって保全される環境がかなり制限されたものになるというのを非

常に残念に思つておる。たとえば自然環境の保全について実際は、いま都市の住民がむしろ期待していると思つておる。破壊があまりひどいから、ところが、都市生活の環境を保全するといふ点では、逆に致命的な弱点になつておるのじゃないか。こ

保護にとどまってしまうという点であります。これでは、最初に出されたものとまさに考え方が逆転してしまつて、そして現在環境破壊している開発というものを、これを規制することがはたしてできるだろうかという点を感ぜざるを得ないものであります。最初にこの点について長官の根本的な御意見を聞きたいと思ひます。

府のあり方から考えますと、残念ですけれども、ここがまんせざるを得ない。しかも、ここまで延びてきたのですから、やむを得ぬ、非常に残念に思ひますけれども、一応それでも出さないうりを出したほうが足がかりができるという考えで、じつといまがまんしてまいつたのであります。

非常に残念に思つて居るのです。これではこの保全法が通りましても、はたして自然保護の態度が貫けるかどうかという点を心配するわけなんです。これはあの問題だけではなくて、たとえば原子力発電所の問題にしましては、たとえば例の那知勝浦ですかあるいは瀬戸内海の鹿久居島のボーリングを認めるというふうなことをやられたので、長官自身、非常に一般の国民からも長官に期待が集まつているのですけれども、ときどきそういうことをやられるというので、非常にその姿勢に動揺があるのではないかと。そういう点で非常に心配して居るわけですが、この法律でこれを適用していく場合に、たとえばいままでの新産業都市、工業整備特別地域とかあるいは低開発地域工業開発地区とかでこの法律で指定の対象になるところがある。いままでそうなつておるところで新しくこの対象の指定地域についてこれ以上の開発をさせないというふうなことを一体考えておられるか。考えておられるとすれば具体的に聞きたいのです。

ませんけれども、われわれは日本の守るべき自然の大事などはぜひ守つてまいりたい、こう考えまして、あながちいろいろなわゆる開発計画にこだわらないで、とらわれないで、自分たちの正しいと信ずる行政を進めてまいりたいと考えております。

○大石国務大臣

この案の内容がだいたい一ころ紹介されて、いろいろな新聞紙上でも意見があつたようでございますが、凍結するとか何とかという強い表現でございましたが、私も実は近い将来はこの環境庁の環境保全の考え方を中心として、日本国土が、先ほど申しましたように、たとへば保全すべき地域とかあるいは保護しながら開発に利用すべき地域とかいろいろな段階に分けて一線を画するような、そのようなところまで持つていきたいと考えております。しかし、それは時間がかかることと申しますのは、たとへばいろいろな行政上のむずかしい問題もありませんけれども、われわれ自身も一線を画すだけのまだ資料がございません。やはり全国的にいろいろな環境容量と申しますか、そういうものを中心として、いろいろな調査を積み重ねた結果でないと、やはりその判断は下しにくいわけでございます。時間がかかることは、私は前に五年くらいかかるかと申しましたが、これは自分の簡単な勘でございますが、そういうことで、だいぶ時間をかけなければならぬと思ひます。ただ、その考えを前提として、一応日本の一部の自然だけでも守つていこうというのはいまあまり被害がひどいものから、少しでも日本の、たとへば自然を残したい、原生林を残したいという気持ちから、いま急いでこの自然環境保全法案をつくつたわけでございます。しかし、それもわれわれが、特に自然保護局が一所懸命になつてこれは果たしていいと思ひますから、たいした苦勞だと思ひますけれども、つくりました内容よりは後退しております。これは残念でありますけれども、現在の日本の法律のつくり方、並びに提案のしかたなり行政

○大石国務大臣 私もときどき、まあいろいろな発言がぐらぐらするようでございます、いろいろな御心配をおかけして申しわけないと思つております。基本的なものの方、進め方はそう違ひませんが、やはり強い発言になつたりあります。いまは時に弱い発言になつたりすることもございますので、そのような印象を与えたのかも知れませんが、必ずしも私の信念は根本的にぐらぐらしていると思ひませんので、その点はひとつ御認識を願ひたいと思ひます。

○大石国務大臣 ちょっと御趣旨がよくのみ込めませんが、もう開発の始まつて居る、たとえば鹿島であるとかそういうところに対してわれわれはこういう適用をすることはできないと思ひます。ただ小川原地区につきましては、これを指定することができないか。これもなかなか私はむずかしいと思ひます。現実には局長はそういうこともあり得ると申しましたけれども、あそこまで計画が進んでまいりますと、われわれとしては、その中の環境保全をするための努力をすることに全力をあげまして、それが一番の中心であつて、あれをいゆる法律で指定する保護地域に編入することができるとか、これはなかなかむずかしいと思ひます。しかし、それ以外にまだ手のつけられないところで、いい地域につきましては、われわれはいゆる自然公園法とか、この新しい環境保全法案によりまして、できるだけ広い地域を守つてまいりたいと考えております。

○米原委員

自然環境の保全という問題が、いままでの経過からしても一氣にできるとはもちろん思ひませんが、ある程度実際には段階を踏まなければいかぬということもわかるのです。ただ、考え方は、やはり最初に出された一応日本全土の開発を凍結するということ、開発を基本的には許可制にするのだというこの構想だけは私は残して置いてはしかなかったと思ひます。もちろん一氣にそういうことが、全部がそのままできない、それこそ段階的にしかできないかもしれない、それこそ段階的にしかできないものも残してやらうことが、基本的な考え方というものは残してやらうことが、むじやないか、こういう点を遺憾に思つて居るのです。もちろんいま出された法案にしましては、いままでの自然公園法などの規制からはなされた地域も含めて全国的な自然保護をはかうとして居るという点になつて居るわけですから、その点では積極面があること、もちろん私も私も評価します。しかし、実際には全国的な自然保護についての基本的な考え方は、今後内閣総理大臣の作成による自然環境保全基本方針にゆだねられて居るわけでありませう。そこでこの基本方針というものが非常に重大になつてくるわけですね。

○米原委員 いままで経験からしまして、自然環境を保全するためには、どうしても、自然環境を破壊する開発ですね、すでして居るところに適用するのは確かにむずかしいでしようが、これからそういう新しく開発して実際破壊される、こうなりそうなるには思ひ切つて適用することのほうが必要じゃないか。これができないじゃ、法律をつくつたつて、ほとんど実際の役に立たないんじゃないかという気持ちがあるのです。実際に、たとへば今度の案では、原生自然環境保全地域は、これはのはり全国で十五ヶ所ぐらいが対象

○大石国務大臣 ちよつと御趣旨がよくのみ込めませんが、もう開発の始まつて居る、たとえば鹿島であるとかそういうところに対してわれわれはこういう適用をすることはできないと思ひます。ただ小川原地区につきましては、これを指定することができないか。これもなかなか私はむずかしいと思ひます。現実には局長はそういうこともあり得ると申しましたけれども、あそこまで計画が進んでまいりますと、われわれとしては、その中の環境保全をするための努力をすることに全力をあげまして、それが一番の中心であつて、あれをいゆる法律で指定する保護地域に編入することができるとか、これはなかなかむずかしいと思ひます。しかし、それ以外にまだ手のつけられないところで、いい地域につきましては、われわれはいゆる自然公園法とか、この新しい環境保全法案によりまして、できるだけ広い地域を守つてまいりたいと考えております。

府のあり方から考えますと、残念ですけれども、ここがまんせざるを得ない。しかも、ここまで延びてきたのですから、やむを得ぬ、非常に残念に思ひますけれども、一応それでも出さないうりを出したほうが足がかりができるという考えで、じつといまがまんしてまいつたのであります。

非常に残念に思つて居るのです。これではこの保全法が通りましても、はたして自然保護の態度が貫けるかどうかという点を心配するわけなんです。これはあの問題だけではなくて、たとえば原子力発電所の問題にしましては、たとえば例の那知勝浦ですかあるいは瀬戸内海の鹿久居島のボーリングを認めるというふうなことをやられたので、長官自身、非常に一般の国民からも長官に期待が集まつているのですけれども、ときどきそういうことをやられるというので、非常にその姿勢に動揺があるのではないかと。そういう点で非常に心配して居るわけですが、この法律でこれを適用していく場合に、たとえばいままでの新産業都市、工業整備特別地域とかあるいは低開発地域工業開発地区とかでこの法律で指定の対象になるところがある。いままでそうなつておるところで新しくこの対象の指定地域についてこれ以上の開発をさせないというふうなことを一体考えておられるか。考えておられるとすれば具体的に聞きたいのです。

○大石国務大臣 私もときどき、まあいろいろな発言がぐらぐらするようでございます、いろいろな御心配をおかけして申しわけないと思つております。基本的なものの方、進め方はそう違ひませんが、やはり強い発言になつたりあります。いまは時に弱い発言になつたりすることもございますので、そのような印象を与えたのかも知れませんが、必ずしも私の信念は根本的にぐらぐらしていると思ひませんので、その点はひとつ御認識を願ひたいと思ひます。

○大石国務大臣 ちよつと御趣旨がよくのみ込めませんが、もう開発の始まつて居る、たとえば鹿島であるとかそういうところに対してわれわれはこういう適用をすることはできないと思ひます。ただ小川原地区につきましては、これを指定することができないか。これもなかなか私はむずかしいと思ひます。現実には局長はそういうこともあり得ると申しましたけれども、あそこまで計画が進んでまいりますと、われわれとしては、その中の環境保全をするための努力をすることに全力をあげまして、それが一番の中心であつて、あれをいゆる法律で指定する保護地域に編入することができるとか、これはなかなかむずかしいと思ひます。しかし、それ以外にまだ手のつけられないところで、いい地域につきましては、われわれはいゆる自然公園法とか、この新しい環境保全法案によりまして、できるだけ広い地域を守つてまいりたいと考えております。

府のあり方から考えますと、残念ですけれども、ここがまんせざるを得ない。しかも、ここまで延びてきたのですから、やむを得ぬ、非常に残念に思ひますけれども、一応それでも出さないうりを出したほうが足がかりができるという考えで、じつといまがまんしてまいつたのであります。

非常に残念に思つて居るのです。これではこの保全法が通りましても、はたして自然保護の態度が貫けるかどうかという点を心配するわけなんです。これはあの問題だけではなくて、たとえば原子力発電所の問題にしましては、たとえば例の那知勝浦ですかあるいは瀬戸内海の鹿久居島のボーリングを認めるというふうなことをやられたので、長官自身、非常に一般の国民からも長官に期待が集まつているのですけれども、ときどきそういうことをやられるというので、非常にその姿勢に動揺があるのではないかと。そういう点で非常に心配して居るわけですが、この法律でこれを適用していく場合に、たとえばいままでの新産業都市、工業整備特別地域とかあるいは低開発地域工業開発地区とかでこの法律で指定の対象になるところがある。いままでそうなつておるところで新しくこの対象の指定地域についてこれ以上の開発をさせないというふうなことを一体考えておられるか。考えておられるとすれば具体的に聞きたいのです。

○大石国務大臣 私もときどき、まあいろいろな発言がぐらぐらするようでございます、いろいろな御心配をおかけして申しわけないと思つております。基本的なものの方、進め方はそう違ひませんが、やはり強い発言になつたりあります。いまは時に弱い発言になつたりすることもございますので、そのような印象を与えたのかも知れませんが、必ずしも私の信念は根本的にぐらぐらしていると思ひませんので、その点はひとつ御認識を願ひたいと思ひます。

○大石国務大臣 ちよつと御趣旨がよくのみ込めませんが、もう開発の始まつて居る、たとえば鹿島であるとかそういうところに対してわれわれはこういう適用をすることはできないと思ひます。ただ小川原地区につきましては、これを指定することができないか。これもなかなか私はむずかしいと思ひます。現実には局長はそういうこともあり得ると申しましたけれども、あそこまで計画が進んでまいりますと、われわれとしては、その中の環境保全をするための努力をすることに全力をあげまして、それが一番の中心であつて、あれをいゆる法律で指定する保護地域に編入することができるとか、これはなかなかむずかしいと思ひます。しかし、それ以外にまだ手のつけられないところで、いい地域につきましては、われわれはいゆる自然公園法とか、この新しい環境保全法案によりまして、できるだけ広い地域を守つてまいりたいと考えております。

として検討されていることを聞きましただけども、自然環境保全地域のほうですね、そのほうは大体何カ所ぐらいのところが予定されているのか、どれぐらいの面積のところが予定されているのか。大体どういふ構想でおられるのか、聞きたいのです。たとえ現在の国立公園地域、国立公園地域、全国で約三百万ヘクタールくらいあるということをお聞きしますが、そういうところでも、御存じのように、その国立公園地域に対して指定解除するかという問題が起きているわけですね。ですから、大体それと比べて、全国で約三百万ヘクタールというのだけれども、今後自然環境保全地域として考えられているのは、現在の国立公園地域と比べて何倍ぐらいの地域を指定されようと考えておられるのか、聞きたいのです。

○首尾木政府委員 自然環境保全地域につきましては、これは実はまだ残念でございますが、まだどれぐらいの大きさのものがとれるかということにつきまして、ただいま申し上げる程度の数字を持っておりません。これはできるだけそういう地域の指定ということについて努力をいたしまして、できるだけ広くとっていきたいという考え方でございます。

〔委員長退席、始開委員長代理着席〕
○米原委員 具体的な問題を一つ聞きます。

例の志布志湾ですが、私はあそこに二回、この前も行って来たのですが、この委員会でも大臣が発言になって、いま鹿児島県のほうから出ている案ですね、ああいうものである限りは、国立公園の指定解除はできないというような発言が、先日この委員会でもありました。実際に見ますと、あの志布志湾へ行ってみてわかるのは、国立公園の地域として指定されているのはほんの一部分です。あそこ自然環境を見ますと、単に一部じゃなくて、この法律ができたなら、むしろあの地域の大部分を自然環境保全地域として指定すべき場所じゃないかということを感じるんですよ。そうすれば、あそこに起こっている問題もむしろ解決が

つく。ただ、いままでの国立公園の指定解除だけじゃ、技術者いろいろな聞いています、指定解除しなかつたって、やろうと思つたらできるんだという意見もあるらしいのです。指定されている地域外のところにつくっていく。そうすると実際は、それをやらせてしまうと、逆に、指定解除しないという方針をとつても、そのほうが先に一部分でも開発が起つてきますと、せっかく国立公園の指定を解除しないんだという考えでおられましても、事実上解除せざるを得ないところに環境庁が逆に追い込まれてしまうんです。そういう地域になっていくことを、実は環境庁の方に来てもらつて、国立公園の地域がどれだけの範囲があそこ指定されるかを聞きまして、そういう状態になつていくことがわかつたんです。ですからそういうところはまずもろいろいろいろな条件を調べなければなりません。私たちが一番望むのは、逆に今度のこの法案ができたなら、自然環境保全地域として、あそこはああいうものにしてほしいという考え方でまず指定してほしい、こう考えるわけですが、こういう点について見解を聞きたいと思つています。

○大石國務大臣 志布志湾につきましては、私は絶対に指定解除はしないとは申しません。しかしあの平和な環境を破壊するおそれがある以上は、解除するからには、あの彼らの環境をよりよく保全できるような、より彼らの、住民の生活をしあわせにできるような確実な証明がなされれば、私にはあえて、別に解除にちゅうちょするものではない、断じてしないという方針をとつていくわけでございます。おっしゃる通りに、実は先日、ある人が来て、あそこを指定解除せよという催促を受けたのでございます。聞きますと、あれより大隅半島には実はすばらしい自然がたくさんあるから、そこをささ守ればいいのだと言つて、私には逆に安心して、志布志湾も残りますが、大隅半島にもそのようなすばらしい地域があるなら、これを

守つてやろうという気持ちになつていくわけでございます。たとえ琵琶湖の開発法案が通りました。やむを得ず、これは通りましたが、反対等が——少なくとも琵琶湖の開発法ができたに付きましては、あの琵琶湖の周囲がいたずらな開発によって汚されないように、より厳重にこれを監視する必要があると思つて、そういう意味で、あそこをさらに国立公園に格上げするか、あるいはさらにもっと国立公園の地域を広げるとか、あるいはこの法律を適用するとか何か考えて、その開発計画を立てますについても、いわゆる無秩序な不潔な破壊にならないように守つてやろうという考え方を持つていくわけでございます。そのようなことで、おっしゃるとおり、先ほど西田委員にも、できるだけ広く網をかぶせたい意向であるということでございますが、その辺も、何も開発のじやまをするものではありませんけれども、無秩序な破壊から自然を守るためにはできるだけの先取りをした考え方を進めていきたいと思つた次第でございます。

○米原委員 実際は、あそこ地域に行つてみると、国立公園の指定地域になつていくのはほんの一部で、その周辺の地域の開発が始まつたとする、指定地域にすることができなくなつてしまつて、そういう点で、早くあそこをこらんになつて積極的な手を打たないと、ああいう計画が発表されますと、実際は発表される前から、もうあそこが立つただけで業者が暗躍するのです。もうあのあたりに行つて一ぱいお話を聞きました。つまり周辺の土地はほとんど買ひ占められた、実際それは農地法違反ですが、鹿児島県の県庁に行つて話しましたが、違反だけれども、実際はいろいろな名義でやっちゃつていくんです。ですからやろうとするときはもうできないような既成事実がつくられてしまつて、それで開発というの、ああいうことをうっかり発表しますと、あとでどうしようもなくなつてしまふ。この点、心配するんです。せっかくこういう自然環境保全法というのがつくられる以上、やはりできるだけ早

く一定のところを破壊させないという手打つておかないと、その周辺から事実上はやられますと、指定することが事実上できなくなつてしまふ。手おくれになつてしまふ。この点をどうも考えてもらいたいと思つております。

それで、実際には具体的にどのような地域を指定するかというところは政令に基づいて環境庁長官がされるわけですね、たとえば原生自然環境保全地域の場合でも、国有林は除外されておるわけですね。その他国有地、公有地についても所有する行政機関の長の同意を要するということが、指定はかなり制約されているわけですね、この法案を見ても、そういう点でも早く構想を立てて、早く指定をさせないと、実際には長官自身の腹の中ではいまの新全線ではどうもまずいというところがあると思つておられる、実際はほとんどもう事実上進められてしまつておる。指定しようと思つたときには手おくれになつてしまふ。この点が私一番問題点ではないかと思つておるわけですね。

それからもう一つの問題点は、これは指定されたところが保護されるということがこの法案の特徴なのですが、これはその指定が実際問題になつてくると、指定地域に既成事実がもうできてしまつてしまふというのを心配しているのです。同時に、こういう法案をつくりますと、逆に今度は指定されないところは何をやつたつていいのだというところにもなりかねないのです。指定されたところには自然は保護されるけれども、逆にこの法案で中途はんばにやつてしまつてしまつて、指定されないところはほとんどんやつてしまつてしまつて、そのうち点がどうもこの法案では不十分じゃないか。この点、どう考えられるか、ひとつ長官の御意見を聞きたい。

○大石國務大臣 いまいろいろ御意見を承りまして非常に納得するところもござります。ただ、

指定はやはりしなければならぬと思っております。指定しないところは逆にほとんど悪用されるところがある。そういうところはあるかもしれないけれども、みなみなそうなるとは限りません。悪用したいということはおもうかるところでなければ悪用しないわけですから、みんながもうかるところか。それはやはり判断でしょうから、必ずしもそうとは思いませんけれども、いまの段階では、日本の国土をみんな自然環境保全して押えておくというわけにもまいりませんで、やはり段階的に進めていかないと、やはり指定は早く、広い範囲にしたいと考えるわけでございます。いろいろな業者、ことに、悪徳ともあえて言いませんが、いろいろな業者が暗躍していろいろな開発の予定地域を先取りして、かえって無理無理開発へ追い込むような情勢があることは確かであります。われわれはこれについては、環境庁のみならず、日本全体としてこのようなものを押えつければ、この日本の土地政策とか、何も実行できなくなりますが、これは十分に心する必要がありますが、私も自分らの範囲内におきましては、できるだけ暗躍を防ぐために先取りして、できるだけ早く広く指定するというのが望ましいと考えておるわけでございます。

そのようにして、この法律ができましたならば——またこの法律が通りませんと、その方法も手段もありませんので、ひとつぜひ御協力いただきまして、早く通していただきまして、そうしてわれわれがたいした強い武器でないにしても、この武器を使って多少でも日本の土地を守ることがにいたしたい、こう考えておるわけでございます。○米原委員　そういう点で法案の中に幾つか弱点があると思っております。実際にこれをカバーできるのは、私は住民運動だと思っております。実際にこういう法案を出すようにしてきたのも、自然環境保全という考え方が国民の中にはうまいとして高まっているというところが背景にあると思うのですが、実際にそういう開発の予定をされると、まだまじりもしないというところも、もう業者がすぐに行つて土地の買い占めをやつたり、指定しようにも指定できないような事態が起こる。それを押えていけるのはやはり住民の、世論の力だと思つておる。そういう意味でも住民のそういう意向を反映させるようにすることが非常に重要じゃないか。それが環境保全のために決定的な要因じゃないかと思つておる。私はいままでの経験から思うのです。そういう点で日本弁護士連合会が意見書をこの法案に対して出しておりますが、御存じでしょうか。そしてこの法案の修正意見も出ておるのですが、その中の特徴は、日弁連が最近始終強調している例の環境権という考え方です。そういう意味でたとえはこういう考え方が出ておるのです。修正意見、「自然環境保全地域の位置の決定。または保全計画の決定に際しては、その何れかの段階において、これを一ヶ月間公衆の縦覧に供し、これに意見のある場合、その者は、環境庁長官に意見書を提出することができるようになる」とか、「その場合長官はこれを自然環境保全審議会に付議するようになすべきである」とか、それから「保全地区・地域の指定について、右のような環境権による国民の指定請求申立権について配慮した規定を置き、その申立審理については行政不服審査法中処分についての異議申立の規定を準用するようになすべきである」とか、それから「保全地区内における行為の許可をする場合において許可のあったことおよびその理由について、何らかの方法で公衆に公示する制度をとり、何人もこれに対して異議申立訴訟ができるような措置を講ずべきである」とか、「本法の保護法益を国民の環境権の保護にあるという立場を徹底する」措置をとつてほしいというようなことが、そして具体的な修正案まで出して意見書としてわれわれのところにも送つてきておるのです。私これは非常に重要な点じゃないかと思つたのです。こういう点を取り入れられる用意はないかどうか、これを聞きたいと思つたのです。

○大石国務大臣　日弁連からはいろいろと激励をいただいたております。たとえば無過失賠償責任制度にしましても、あるいは今度の場合も、いろいろの御意見なりおしかり、御鞭撻をいただいたおるわけでありませぬ。私も環境権というものについてはやはり重大に考えております。いづれ近い将来には環境権というものの考え方が定着して、当然それは国民の環境を守る大きな一つの柱になると私は考えまして、そのような時期の早く来ることを願つて努力したいと思つておるわけでございます。ただ、いまいろいろ御意見がありましたので、一々お答えするわけにまいりませんが、一つその中に、指定をしろと思つたなら一月前にそれを国民に公示していろいろ意見を聞いたらよからうということでございますが、これは私はあまり賛成できないと思つておる。なぜかと申しますと、われわれはその土地をきめるのは、この地域に指定したいと思つたからそういう方針でいるわけですね。ですからそれに対しては、実はだれも反対してもらいたくないのです。ところが公示して意見を聞くと、あと必ず反対の意見が出てまいります。それは利益を得たい者とかいろいろの手を使ひ出してまいりますと、かえつて混乱していろいろ激しくなると思つたのです。私は住民運動というものは非常に大事に考えております。おっしゃるとおり日本の自然保護運動がこれほど盛んになりましたのも、住民の中にこのような機運が非常に大きく醸成されておつた。たまたま環境庁ができてそれに口火を切つたから、これは一べんに爆発したのだと思つたけれども、そのように住民運動というものはきまつて大事に思ひます。日本の環境を守るためには住民運動を十分尊重して、これを正しく利用しなければならぬと私考えております。ですが、いまのような公示して意見を聞くなんていうことはかえつて、あまり聞かないで、私は指定する方針でいる場合には、それは反対の意見など聞くと、またかえつて指定しにくくなるでしょうから、むしろそういう場合には、できるだけ

け黙つて早くさつとして網をかぶせるほうがいいんじゃないか。その場合に反対するのは、いわゆるそのような周辺地域にあって困るような商売人とかそれから企業とか、そういうのが反対すると思つておるが、そういうところだけだと思つたので、私はそのような考え方はかえつてやりにくいのではないかと思つておる。その他のものについては、いまとやかく申し上げるだけの意見もございませぬ。○米原委員　その場合の意見はなるほどわからぬではありませぬが、もう一つ、こういうようなことでもあるのです。保全区域内におつてのある一定の業者なんかには仕事を許可する場合にも、やはり許可をしいいかどうか、こういうことで住民の意見を求める、こういうふうに書いてあるのです。○大石国務大臣　さあ、それについても何と答えていいか、的確なお答えのしようもございませぬ。やはりそれにはいい面もありましようし、またいろいろ悪用する面もございませうから、もう少し慎重に考えてまいりたいと思つております。○米原委員　もう一つは、これは前に鳥獣保護のときにも聞きましたけれども、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に司法警察権を持った職員を充てる問題がありました。自然保護の場合にも鳥獣保護員と同様な自然保護員といふか、自然保護官といふか、こういうものを採用すべきじゃないかという、これは日弁連の意見書ですが、出ておりますが、この点についてはどう考えておられますか。○大石国務大臣　私は自然を保護するための相当の権限を持った司法権もつけようです。そのような権限を持ったいろいろな保安官といふか、そういう種類の者があつたほうがいいと思つておる。しかしいまの段階では、この少数の人員の中で、定員の中では、そういうものはなかなか不可能だと思つたので、いろいろな段階を考えまして、もう少しある時期が来たならば、そのような権限を持った者の中に置いて——いまは

警察の協力を得てやるほかないと思いますが、そういう者の中にあつてさらに広い協力を得ながら、われわれもそのような仕事ができる者を持つことが望ましいと考ふるわけでございます。

○米原委員 あまり時間もありませんから、もうこれで質問は終わります。

ただ最後に、これは非常に重要な、ほんとうをいいますと國民が期待していた法案だと思つてすよ。それが逆に会期のこういう末になつて出てきたということは、はなはだ遺憾であるということとを申し上げて、私の質問を終わります。

〔始関委員長代理退席、委員長着席〕

○田中委員長 本日の質疑は終了いたしました。次回は、来たる十六日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十四分散会